

平生町告示第34号

平成18年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成18年2月23日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成18年3月8日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

|         |        |
|---------|--------|
| 新本 俊彦君  | 淵上 正博君 |
| 藤村 政嗣君  | 山名 喬二君 |
| 細田留美子さん | 柳井 靖雄君 |
| 河内山宏充君  | 増野 洋樹君 |
| 河本 史朗君  | 吉國 茂君  |
| 鍛冶原重雄君  | 安村 忠男君 |
| 福田 洋明君  | 川本 健吾君 |
| 平岡 正一君  |        |

3月9日に応招した議員

3月20日に応招した議員

応招しなかった議員

曾田 文彦君

平成18年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成18年3月8日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成18年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第5 議員提出議案第1号 平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第2号 平成17年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成17年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成17年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成17年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成17年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成17年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 平成18年度平生町一般会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成18年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成18年度平生町老人医療事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成18年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成18年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算

- 日程第23 議案第19号 平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 平生町国民保護協議会条例
- 日程第25 議案第21号 平生町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 日程第26 議案第22号 平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第26号 一般職の職員の給料の特例に関する条例
- 日程第31 議案第27号 平生町佐合島渡船事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第32 議案第28号 平生町税減免条例の全部を改正する条例
- 日程第33 議案第29号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第30号 保育所に関する保育の実施並びに保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第31号 平生町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
- 日程第36 議案第32号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第33号 平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第38 議案第34号 平生町佐合島渡船条例を廃止する条例
- 日程第39 議案第35号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第40 議案第36号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第41 議案第37号 熊南環境衛生組合理約の一部変更について
- 日程第42 議案第38号 熊南地域休日診療施設組合理約の一部変更について
- 日程第43 議案第39号 工事請負契約の締結について（変更）  
平成17年度佐賀（西魚見）広域漁港整備工事（第3工区）
- 日程第44 議案第40号 工事請負契約の締結について（変更）  
平成17年度佐賀地区漁業集落環境整備事業汚水処理施設  
機械・電気工事
- 日程第45 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第46 報告第1号 平生町土地開発公社の平成18年度事業計画及び資金計画

並びに予算について

日程第47 一般質問及び質疑

本日の会議に付した事件

日程第2 会期の決定(13日間)

日程第4 議案第1号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方  
公共団体の数の増加及び規約の変更について

日程第5 議員提出議案第1号 平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部  
を改正する条例

追加日程第1 議員提出議案第2号 平生町議会議員の報酬の特例に関する条例

日程第6 議案第2号 平成17年度平生町一般会計補正予算

日程第7 議案第3号 平成17年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予  
算

日程第8 議案第4号 平成17年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算

日程第9 議案第5号 平成17年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第10 議案第6号 平成17年度平生町下水道事業特別会計補正予算

日程第11 議案第7号 平成17年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予  
算

日程第12 議案第8号 平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第13 議案第9号 平成18年度平生町一般会計予算

日程第14 議案第10号 平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第15 議案第11号 平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計予算

日程第16 議案第12号 平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計予算

日程第17 議案第13号 平成18年度平生町簡易水道事業特別会計予算

日程第18 議案第14号 平成18年度平生町老人医療事業特別会計予算

日程第19 議案第15号 平成18年度平生町下水道事業特別会計予算

日程第20 議案第16号 平成18年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算

日程第21 議案第17号 平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算

日程第22 議案第18号 平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算

日程第23 議案第19号 平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第24 議案第20号 平生町国民保護協議会条例

日程第25 議案第21号 平生町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

- 日程第26 議案第22号 平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第26号 一般職の職員の給料の特例に関する条例
- 日程第31 議案第27号 平生町佐合島渡船事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第32 議案第28号 平生町税減免条例の全部を改正する条例
- 日程第33 議案第29号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第30号 保育所に関する保育の実施並びに保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第31号 平生町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
- 日程第36 議案第32号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第33号 平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第38 議案第34号 平生町佐合島渡船条例を廃止する条例
- 日程第39 議案第35号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第40 議案第36号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第41 議案第37号 熊南環境衛生組合理約の一部変更について
- 日程第42 議案第38号 熊南地域休日診療施設組合理約の一部変更について
- 日程第43 議案第39号 工事請負契約の締結について（変更）  
平成17年度佐賀（西魚見）広域漁港整備工事（第3工区）
- 日程第44 議案第40号 工事請負契約の締結について（変更）  
平成17年度佐賀地区漁業集落環境整備事業汚水処理施設機械・電気工事
- 日程第45 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第46 報告第1号 平生町土地開発公社の平成18年度事業計画及び資金計画並びに予算について

出席議員（15名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 新本 俊彦君  | 2番 洲上 正博君  |
| 3番 藤村 政嗣君  | 5番 山名 喬二君  |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君  |
| 8番 河内山宏充君  | 9番 増野 洋樹君  |
| 10番 河本 史朗君 | 11番 吉國 茂君  |
| 12番 鍛冶原重雄君 | 15番 安村 忠男君 |
| 16番 福田 洋明君 | 17番 川本 健吾君 |
| 18番 平岡 正一君 |            |

欠席議員（1名）

13番 曾田 文彦君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君                      書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

|                        |        |              |        |
|------------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 .....               | 山田 健一君 |              |        |
| 政策調整室長兼出納室長 .....      |        | 佐竹 秀道君       |        |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ..... |        | 高木 哲夫君       |        |
| 企画課長 .....             | 吉賀 康宏君 | 町民課長 .....   | 松井 稔君  |
| 税務課長 .....             | 田尾 正昭君 | 健康福祉課長 ..... | 河野 孝之君 |
| 経済課長兼農業委員会事務局長 .....   |        | 洲山 和久君       |        |
| 建設課長 .....             | 栢本 和彦君 | 下水道課長 .....  | 安村 和之君 |
| 佐賀出張所長 .....           | 村上 勲君  | 財務班長 .....   | 池田 真治君 |
| 教育長 .....              | 合頭 興亞君 | 教委総務課長 ..... | 福本 達弥君 |
| 教委社会教育課長 .....         | 弘中 賢治君 |              |        |

午前9時00分開会・開議

議長（平岡 正一君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成18年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（平岡 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、淵上正博議員、藤村政嗣議員を指名いたします。

#### 日程第2．会期の決定

議長（平岡 正一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの13日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決しました。

#### 日程第3．諸般の報告

議長（平岡 正一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成18年1月分及び2月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定による定例監査の結果報告及び地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．議案第1号

議長（平岡 正一君） 日程第4、議案第1号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

今年の元旦は、昨年とは比較にならないほどの好天に恵まれまして、大星山での初日の出は、近年、類のないすばらしい眺望でありました。この日の出のごとく、今年1年間が明るく穏やかでありますようにと、だれもが手を合わせたと思います。よく言われるように、「申酉荒れて戌

で治まる」と、干支にちなんだことわざがありますが、政治の世界だけでなく、ぜひ、そうあってほしいと願うのは、国民共通の願いであろうと思います。

昨年12月からの気象状況は「暖冬」と予想されていましたが、気象庁は1月4日、12月の日本の月平均気温について、昭和21年の観測開始以来最低となったと発表されまして、記録的な寒さとなりました。大雪の事故につきましても、死者は2月15日現在で132人を記録し、地域は18道県に及んでおります。雪下ろしなどによる犠牲者は高齢者に集中しております。戦後3番目の悪い記録ということでもあります。12月の消費電力にあっても冬季最高を記録し、また、日本海側の市町村道の除雪費も、平年に比べて2.2倍跳ね上がっているという状況でありまして、まさに、記録づくしの今年の冬であったと思います。

しかし、2月に入って立春を過ぎますと、心なしか一雨ごとに暖かみが増してまいりました。今では桜のつぼみも幾分ふくらみを見せて、桜前線の便りも間もなく届くころであります。毎年のように桜花爛漫の季節が待ち遠しいときでもあります。

このような本日、平成18年第2回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙中にもかかわらず多数の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会に御提案いたします議案は、平成17年度補正予算7件、平成18年度当初予算11件、条例17件、事件6件、同意1件と報告1件でございます。後ほど、順を追って御提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

提案前に、まず、本町の行財政のあり方について御報告申し上げます。

緊急行財政改革プログラムによりまして、今年度から3年間、集中改革期間として取り組みをしてきたところでございます。その内容は、機構的には助役空席、収入役廃止、係制の廃止など、組織のフラット化を図りながら、限られた職員数、人材で、業務遂行の一方で、意思の伝達における迅速性にも配慮した形でスタートしたものであります。さらに、予算的にも大胆な事務事業の見直しを行うなどして47億円台に絞り込み、行政サービスの見直しを行ってまいりました。プログラムに掲げる「行政の簡素・効率化」、「組織・機構の簡素・効率化」、「定員管理の適正化及び給与制度の見直し」、「財政の健全化対策」の4つの柱に基づきまして、住民と協働のまちづくりを目指してまいりました。その結果、12月に申し上げましたように、住民の方々にも大筋のところでは御理解をいただいていたところであります。このプログラムの遂行に当たっては、議会の皆さんや職員にも、本当に御理解をいただき御協力いただいております。感謝を申し上げます。新年度におきましても「持続可能な行財政基盤の確立と協働のまちづくりパート2」と題して行財政運営を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



次に、合併問題について申し上げます。

平成17年度からの5年間、これまでの旧合併特例法期限後の、いわゆる新法における考え方ですが、先に、県市町合併推進審議会は、合併についての調査結果を2月15日に発表いたしました。新岩国市を除く21市町のものでありまして、うち12市町が合併の取り組みの必要性というものを示しております。本町は、将来的に取り組む予定という枠に入れられているように、これまでも申し上げておりますように、基本的な認識は、この圏域がまとまっていくということに異論はなく、合併によって中核的な圏域を構成していかないと、いずれ周南か岩国かということになってまいります。現状は、改革プログラムを策定して取り組みを進めていますが、合併するしないにかかわらず、また、規模の大小もありますけれども、行財政改革を継続して基礎体力を維持しておかないといけないと考えるものであります。プログラム遂行期間の3年間、合併に向け何もしないということではありません。問題は、どういうタイミングとスタンスで臨んでいくかということにあると思います。

田布施町は、柳井市に合併協議の申し入れを行いました。柳井市長は慎重な姿勢を崩さず、「今後の国、県の支援策を見極めたい。また、旧大島町との合併効果が出てから二次合併に進んだらという気持ちである」との発言が示されております。柳井市議会においても、合併特別委員会の設置を見送るなど、田布施町との考え方に大きな隔たりが見られているところであります。

県においては、新年度に合併の新構想を示していきたいとのことでありますので、議会の皆様とも相談しながら進む道を探っていきたくと考えております。スタンスとしましては、熊毛郡の3町が足並みを揃えて対応することが望ましいと考えておりますが、中でも、田布施町とはごみの問題をはじめ、斎苑、上下水道、今回は渡船事業においても共同運航することによって、不離一体の関係がより深くなってまいります。この状況を踏まえて、共同対応が望ましいと申し上げました。県の方も意見を参考に協議していくとのことであります。審議会会長からは、「合併新法が平成21年度までですから、それまでに何とか努力してもらえないか」ということでしたので、私からも、「その点は十分理解している」とお答えいたしました。平岡議長さんも同席され、県の意向もただされながら一緒に協議をしたところであります。今後、近隣市町の動向を踏まえ、適時適切に判断していかねばならないと考えております。

さて、第三次行政改革大綱がこの3月末で期間満了となることから、昨年12月にお示ししましたように、第四次行政改革大綱を策定し、向こう4年間の集中改革プランと実施計画が、ほぼできあがったところであります。基本的には、緊急行財政改革プログラムの骨子を継承するものでありまして、「行政の簡素・効率化」、「組織・機構の簡素・効率化」、「定員管理の適正化及び給与制度の見直し」、「財政の健全化対策」の4つの柱を掲げ、取り組みを継続していくものであります。特に、行政の簡素・効率化における事務事業の見直しにおいては、町民と行政の

役割分担を明確にしたところにポイントを置き、これからも「現行どおり」、「見直し」、「廃止・休止」というように精査を進めてまいりたいと思います。

組織・機構の簡素・効率化において、第1期の改革として、事業課の統合を図って技術職員を集約することで、機動性の高い業務遂行を目指すものであります。大きな集合体とはなりませんが、それぞれ専門性を持たせた班体制とすることで、町民の要望に迅速にこたえていきたいと考えております。

さらに、いろいろ税、使用料の徴収について御意見をいただいているところでございますが、東部地方税整理組合の解散に伴い、徴収体制の確立が急務であったわけであります。結論的には、新しく部署を設けるものではなく、現行の体制強化を図りながら徴収基準を設け、全庁同じ感覚で業務に当たりたいというものであります。新建設課におきましても、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料など、徴収すべき対象が増えてまいりますので、課内に徴収班を置き、管理班との一体的な体制でもって、正直者が損をすることがないように、公正・公平な徴収に全力を傾注するものであります。中でも、簡易水道の使用料につきましては、悪質滞納者については給水停止をかけるなど、毅然とした態度で対応してまいります。

次に、定員管理の適正化及び給与制度の見直しにおいてです。定員管理につきましては、今年度中の退職者の欠員不補充は継続してまいるほか、給与制度の見直しについては、昨年的人事院勧告に基づき、地域給与の導入を図るなど、新制度の構築に取り組んでまいります。後ほど、給与条例の改正におきまして提案させていただきます。給料表の改正にあわせて通勤手当の一部改正、配偶者手当の削減など、より適正化を目指したもので、職員組合の御了解もいただいているところであります。今後も制度の見直しにおいて、それぞれ調整してまいります。

財政の健全化対策におきましては、「入りをはかりて出るを制す」を念頭に、歳入の確保を図りながら、その中で適正な予算規模を見込み、小さな行政機構に向けて確立していかねばなりません。特別会計事業におきましても、医療3会計の膨張は国による社会保障費の見直しが必要とされなければ、自治体では到底解決できるものではありません。人口減、高齢化の中で、それを抑えること自体、大変困難なことであろうと思います。このほか、水産廃棄物処理事業の見直し、漁業集落環境整備事業の工事の終了により、これからの維持管理をどう図っていくのか、受益者負担の適正化も図りながら、快適な環境というものを求めていかねばなりません。昨年、私たちは新たな挑戦のスタート台に立っていると申し上げました。今、新たな行政の渦中にしっかり足を大地におろして、一步一步確認しながら歩み始めたと言ってもよいのではないかと思います。

それでは、ここで内外の話題に触れさせていただきます。

昨年は、先の大戦終結から60年という大きな節目でありました。この節目をどういかしてい

くかが問われた年であったわけではありますが、世界が求めているのは、平和の一言に尽きるものだと思います。本年は心機一転、悪夢を終わらんとする新たな視点で、世界の平和と安全を考えていかなければならないと思います。

国民生活でも残忍な幼児や児童の殺害事件の多発、耐震データ偽装事件、官製談合の摘発などが相次ぎ、日本の社会・経済のシステム設計を根底から見直す必要を政治に突きつけたと言っていいのではないのでしょうか。

そうした中で、年金、医療、財政など、数多くの改革が緒についたところでもあります。一方で、勝ち組、負け組という格差意識が広がりつつあり、ライブドア事件に象徴されるように、勝ちさえすればよいというゆがんだ競争心があおり立てられている現実の是正も大きな課題となっています。このように、格差のある社会が拡大しておりまして、1億総中流から所得の二極分化が進み、上流、下流という階層の分化が国民に不平等感を増幅させているものと判断されております。今後も経済のグローバル化に伴って、所得の二極化が一層拡大する可能性が高まっておりますだけに、こうした社会にとって重要になるのはセーフティーネット 社会的安全網の構築だと思っております。そのセーフティーネットをどう構築していくかが問われていると思います。

現在の景気拡大は平成14年2月から始まり、戦後最長だった「いざなぎ景気」、すなわち東京五輪翌年から大阪万博開催年までの高度経済成長期の57カ月を超えるかどうか、今年の11月が一つの節目として注目を集めております。現通常国会での4点セットと言われる与野党政防の中、メール事件で迷走いたしておりましたが、9月に向けてのポスト小泉の動きなど、経済へどのような影響を与えていくのか、日銀の金融政策も絡み、目が離せないところであります。期待できそうなのは、日本経済のデフレ的状況が、まず間違いなく終わりそうだということであり、日銀の金融政策も一大転換が見込まれ、初めに量的緩和政策が解除、続いてゼロ金利政策も終わるものと思われ、ゼロ金利に突入したのが平成11年2月ですから8年目、量的緩和政策を始めたのが平成13年3月ですから6年目となっております。長いトンネルからようやく抜け出せる状態だと、今の経済が予感をさせてくれております。

先月22日、政府は月例経済報告で景気の基調判断を「回復している」といたしました。1月から上方修正したものであります。報道によりますと、内容はともかくとして、12月の有効求人倍率が13年ぶりに1.0倍になったとありますし、今年の春の就職の高校生内定率が77.9%を数え、前年比4.5%増という状況でありまして、山口県では内定率が81.8%で全国平均を上回っておりまして、喜ばしい結果となっております。

しかしながら、地方財政への影響は諸手を挙げて喜ぶわけにはまいりません。地方財政について述べてみます。

小泉内閣は、財政構造改革を就任後4年9カ月にわたって行ってまいりました。平成13年度

からの地方交付税の改革に始まった国の歳出削減は、昨年の国庫補助負担金の削減における地方との合意でひとまず決着を見たところであります。しかし、4兆円の国庫の削減といひながら、税源移譲は約3兆円というものでありまして、17、18年度は地方の一般財源総額を確保することではありますが、不透明極まりない対応と言ってもいいと思います。18年度は所得譲与税で一定の金額が譲与されますが、19年度から所得税の一部地方への移譲によりバランスが保たれるのかもしれませんが、こうした補助金の一般財源化が有利に働くか不利に働くか、試算上では交付税が未確定な今、歳入確保に問題があると言えぬ状況であります。

地方財政計画におきましても、規模が8兆3千1億5千万円、前年度比0.7%の減と、5年連続のマイナスであります。公債費を除く一般歳出は1.2%減の6兆6千4億8千万円で、地方交付税は、地方自治体に配分する出口ベースで1兆5千9億1千万円と5.9%の減少であります。一般財源総額は約束どおり前年度を上回って確保され、204億円増の5兆5千6億3千34億円となっております。そのうち地方税は3兆4千8億9千83億円で、前年比4.7%増、市町村分は2.2%の伸びということですから、本町にとって総額が確保されているかどうか疑わしいところであります。景気の復調を考慮に入れ、18年度の地方財源不足は昨年の1兆1千200億円程度から大幅に改善されまして8兆700億円と試算されておりますように、歳出の削減に伴い、数字の上からは景気回復の影響があらわれているとも受けとることができます。

ここで、国と県の予算に若干触れさせていただきたいと思ひます。

国の予算は昨年未発表がありまして、閣議決定を経て3月2日に衆議院で可決されておりますように、昨年に引き続き、年度内成立が確定いたしております。予算編成の基本的な考え方は、小さくて効率的な政府を実現するため、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にの方針のもと、各分野にわたる構造改革を断行することにより、経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な成長を図ることといたしております。

一般会計予算規模は7兆9千6億8千600億円、前年度比3.0%の減で4年ぶりの減額となり、8年ぶりに8兆円を割り込む緊縮形になっております。政策的経費である一般歳出は4兆6千3億6千600億円、前年度比1.9%の減で、2年連続の減少となりました。税収は地方への税源移譲分を除いても4.3%増の4兆5千8億7千800円で、2年連続の増加で、税収割合は前年度の53.5%から57.5%に改善されております。財源不足を補うための新規国債の発行は12.8%減の2兆9千9億7千300億円と、3兆円を割り込みました。そのほか、平成18年の国内総生産は5兆1千390億円、名目成長率は2.0%程度、実質成長率は1.9%程度と見込まれる中、18年度末の国債残高は5兆4千200億円、国と地方の長期債務残高が7兆7千500億円に増え、国内総生産GDPの1.5倍という内容になっております。

次に、県の予算であります。先月21日に発表され、一般会計総額が7兆3千05億円で、前年

度比2.0%の減で、6年連続マイナスとなっております。二井知事は、県政集中改革を確実に進めるための改革推進予算と位置づけ、限られた財源の中、重点施策に優先、集中的に予算配分し、住みよさ日本一の山口県の実現に向けたさらなる一歩になったと強調されておられます。県においてもプライマリーバランスは90億円と、3年連続の黒字になるものの、財源不足は307億円生じ、全額基金の取り崩しで賄っております。県債残高は過去最高の1兆1,567億円に達する見通しで、今後も逼迫した財政状況が続く、中期財政見通しにおいて2007年度の財源不足は294億円と見込まれるものの、財政調整などの基金は2006年度末で176億円と試算され、ますます財政運営が厳しくなるものと思われる。

このような国、県の財政事情を踏まえて、本町にあっては冒頭で申し上げましたように、昨年度から開始した緊急平生町行政改革プログラムに掲げる持続可能なまちづくりの継続として、「持続可能な行政基盤の確立と協働のまちづくりパート2」と題して予算を編成し、集中改革期間の3年間の2年次として行政展開を図っていくものであります。規模的には、置かれた財政状況を反映して堅実型の予算組みとし、対前年度比4.9%減の44億6,880万円で、平成17年度は公営住宅建設やため池改修などの大型事業がありましたので、これらを除くと、実質、前年度同様の規模となっております。

特別会計は10会計あわせまして対前年度比1.3%減の48億7,067万3,000円、全会計となりますと、3.1%減の93億3,947万3,000円で、当初予算は、2年連続で100億円を割る規模であり、引き続き、一般会計の総額が特別会計の合計額を下回ることとなります。建設事業分野の予算は緊縮型ではありますがものの、国保や介護保険などの社会保障関係の予算の伸びがとどまらず、厳しさに拍車をかけるものとなっております。

それでは、予算の説明前に、歳入歳出の特徴的なことを申し上げておきます。

歳入におきましては、町税が平成9年をピークに減少を続けてまいりましたが、平成17年からプラスに転じ、当初比3.9%の伸びであります。しかしながら、12月補正時点と比較いたしますと、固定資産の評価替の影響でマイナスというものであります。国が地方財政計画の中で示しました地方税の伸び4.7%は、うち都道府県分が8.1%、市町村分が2.2%となっておりますが、実質は増加とはならないのではないかと懸念しているところであります。地方譲与税は、税源移譲により大きく増額となりまして、地方交付税は先ほどの地方財政対策で申し上げましたように、普通交付税は前年度確定値の約5.8%の減額、特別交付税におきましても同様の減額としております。国、県支出金の大幅な減額は、公営住宅建設や広域漁港整備事業、ため池改修補助事業の完了などに伴うものが主なもので、財産収入は遊休町有地の売却を見込んだものであります。繰入金は、財政基金とまちづくり基金からの繰り入れであります。町債も減額ですが、この中には、臨時財政対策債の減少や公営住宅建設事業の終了などによる適債事業の減少が

主な理由であります。

次に、歳出であります。費目によって増減がはっきりいたしております。建設事業で公営住宅建設の終了や、ため池改修事業の補助事業が大きく減少しております。できる限り単独事業予算を計上いたしましたものの、全体の工事請負費としては2億円余りとなっております。今後、補助事業につきましては広域漁港整備工事もほぼ完了となりますので、海岸保全事業へシフトしながら適度な補助事業を確保するとともに、全体の建設事業の維持を図ることで、単独事業とのバランスを図っていきたくと考えております。総務費、民生費の伸びは、地域イントラネット、児童手当が主な要因であります。

それでは、前年度に引き続き、5つの柱に基づいた考え方でもって予算を位置づけておりますので、それに触れながら説明させていただきます。

1点目は、「安全・安心のまちづくり」であります。

安全で安心なまちづくり条例に沿って、児童や高齢者の安全を守るため、限られた財源の有効利用が求められている中、安全・安心マップの作成、安全なまちづくり補助制度の継続、国民保護計画の策定、保健福祉の充実、地球温暖化防止のための公用車へのハイブリッド車導入など、安全の環境構築に取り組んでまいります。佐賀地区にあっては先ほど申し上げましたように、海岸保全事業の取り組みの予算を増額させるなど、町道佐賀臨港線の護岸の測量設計費用も計上いたしております。

次に、「地域活動の充実に向けた支援」であります。

この1年間の改革プログラムに基づく事務事業の見直しは、ややもすれば、町民の皆さんに負担を強いることともなっておりますが、いろんな会合等で聞きますのは、「一緒に頑張らんといけんね」という温かい声であります。自分たちの地域は自分たちで守るんだという大きな使命感が感じられる活動は、本当にありがたいことだと感じております。行政は、あくまでもこういう活動の支援をしていくという姿勢を堅持しながら、これからも協働のまちづくりに邁進していく決意でございますので、議員皆様方の御指導もよろしくお願い申し上げたいところであります。

具体的には、継続事業がほとんどであります。自治会活動費の確保、地域の力発揮事業のまちづくり補助金、花いっぱい運動の支援、また、地域活動の拠点となる公民館等については、この4月から使用料の負担を願うこととなりますが、できる限り施設の整備費用も計上させていただきます。自主防災組織につきましても、将来の目標として結成率80%を目途に地域活動を支援してまいりたいと思います。

3点目に、「次代を担う子どもたちの育成」であります。

先月、滋賀県長浜市で、また痛ましい事件が発生いたしました。5歳の園児2人が、通園途中に送迎を交代しながら行っている保護者による犯罪で犠牲になったことは、防ぐ手だてがないと

いう、本当に人が信じられない世の中になったのではないかと震撼とさせるものであります。昨年  
の広島、栃木の事件も全面解決に至らず、次から次へと児童の事件は後を絶ちません。

このように、子育ての環境面から考えますと、目を覆うような状況の中で、人口は平成17年  
から減少に転じました。予測を上回る出生率の低下は社会問題ともなっておりまして、平成  
15年は1.29まで下落いたしました。一般的に、2.08前後を下回ると、子どもが親世代の  
人口を下回って減少に向かうとされておりまして、晩婚化傾向の中、出産や育児費用が個人に負  
担感をもたらしているとすれば、子育て世代の優遇税制や助成を必要とし、再就職しやすい雇用  
体系の整備を進めて、社会全体で分担していく仕組みを考えていかなければなりません。

山口県人口も昨年の国勢調査によりますと、150万人の大台を58年ぶりに割る149万  
2,575人ととどまりました。平成になって以降、自然減に転じているという事実を重く受け  
とめ、難しいことですが、少子化対策が急がれるところであります。とはいいまして、今後、  
人口増はあり得ず、減少社会が前提となつてまいります。高齢化が進む地域社会がどう機能する  
か、極端な人口減少をどう防いでいくのか、市町村合併に引き続いて道州制が言われることは、  
明治維新の廃藩置県による現制度となつて135年、地方自治制度の病癖も理由として上げられ  
ているのではないかと思います。既に、国の目線は道州制にシフトし始めておりまして、その中  
で、小規模自治体としての特徴をいかに発揮していけるか、ある意味では、今後の合併動向とと  
もに正念場を迎えていくものと考えております。

重点事業といたしましても、特にメリハリをつけた予算となっておりますように、この分野に  
重点事業が集中いたしております。乳幼児段階から小中学校教育に至るまで、きめ細やかな施策  
で対応してまいりたいと思います。地域活動にあつても、子どもたちを守る防犯パトロール隊の  
結成や、オートバイによるウィングパトロール隊が設立されるなど、町民の積極的なかわりが  
出ていることは大変ありがたいことだと思っております。

今年初め、回天レプリカを阿多田交流館前に設置いたしました。回天の平生基地は昭和20年  
3月に大竹潜水学校柳井分校に開設され、終戦までの短い期間において3人が殉死、5人が爆死、  
さらに、教官であった橋口寛大尉が終戦後に自決、そのときの辞世の句は、想像を絶する胸中の  
無念さや、いたたまれなさを感じ取るものであります。回天のレプリカを戦争遺産として見てい  
くだけではなく、今後、若者の平和教育にいかに使っていくかが問われていると考えております。

次に、「定住促進に配慮した町の活性化」であります。

地球環境保全を目的とした「MOTTAINAI(もったいない)キャンペーン」の名誉会長  
でノーベル平和賞受賞者であるワンガリ・マータイケニア副環境相が来日され、各地で講演キャ  
ンペーンを展開されております。これこそ、地球環境を守り、後世に地球という財産を引き継が  
なければならぬという意識のあらわれでありまして、人間一人一人が自分にできることから始

めなければならないことを教えていただいております。このことは、身近な環境を守っていくということでありまして、その意味では、今年度策定した新エネルギービジョンは、エネルギーを消費することに対して、ひとつの警鐘になればと思うものであります。

京都議定書の実効が危ぶまれておりますが、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能なエネルギーの普及は、総エネルギーへの寄与が少なくても、ぎりぎりまで進めていくことが大切だと考えておりますし、地域からこうした運動を起こしていくという意識醸成につながればとも考えております。アメリカ、インド、中国を含めた世界の国々が、二酸化炭素排出の削減に参加しないと損をするというシステムを考え出すことが、最大の課題だというふうに思っております。

定住環境の整備に向けて、地域イントラネット整備、新エネルギービジョンの詳細計画の策定、平生港のイベント事業、渡船の共同運航など、魅力あるまちづくりにも配慮した予算組みとなっているほか、平生港を生かした雇用対策を進め、働く場を町内に求める若者や、町内出身者に対して、リターンやエターンがしやすいように条件整備をはかることも必要課題であると認識し、実践に向けて努力してまいりたいと思います。

最後に、「持続可能な行財政基盤の確立」であります。

冒頭からいろいろ申し上げてまいりましたが、歳出削減は、ここ近年の緊縮予算でほぼ限界に近づいておりまして、適正な予算規模を目指す中、国の交付金が減少傾向にあって、とりわけ、歳入の確保に全力を尽していかなければなりません。徴収体制の強化による税、使用料の確保も当然のことではありますが、新しい歳入源を求めていくということも喫緊の課題であり、努力を続けてまいります。

終わりになりますが、この冬、話題をさらったのは何といてもトリノ五輪でありました。4年に一度の冬の祭典はイタリアで幕を開けまして、あの花火による聖火の点灯には、驚きの声とともに心ときめく戦いを象徴するかのような予感にとらわれたものであります。しかし、日本の選手たちの成績は芳しくありませんでした。メダル確実と言われた種目においても平素の実力が発揮できず、国民の落胆の毎日の中で、2月23日朝、荒川静香選手のあのフリーの演技は感動的でありました。だれよりも優雅で落ち着いて、完璧な演技が終わったとき、私も金メダルを確信しました。最後の最後でメダルが取れたということも感動に拍車をかけるものとなりました。心から拍手を送りたいと思います。

それでは、5つの柱の基本的な考え方を申し上げましたが、これからは議事日程に基づき、それぞれ個別に御説明申し上げたいと思います。

それでは、一部事務組合の規約の変更に係ります議案1件につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について御説明申し上げます。



この規約改正の内容につきましては、平成18年4月1日から周南地区福祉施設組合を山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合に加入させるものでありまして、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町村議会の議決が必要となりますので、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案させていただきましたので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。議案第1号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5．議員提出議案第1号

議長（平岡 正一君） 日程第5、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） それでは、御提案いたしております議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御承知のように、平生町議会議員の報酬につきましては、現下、極めて厳しい社会経済情勢を受けとめ、町民の皆さんとともに痛みを分かち合う趣旨のもと、平成17年4月から平生町議会

議員の報酬の特例に関する条例に基づきまして、報酬月額10%を自主的に削減いたしているところであります。

しかしながら、厳しい社会経済情勢は若干持ち直しつつありますが、いまだ好転せず憂慮すべき状況が続いており、町民生活に多大な影響をもたらす状況にあります。町民の皆様から負託を受けた我々町議会議員としても、このような現状を重く受けとめ、議員みずからが目に見える形で姿勢を示すべきであるという認識のもとに、報酬月額10%削減期間を、現在18年3月31日までとしておりますが、1年延長して平成19年3月31日まで継続しようとするものであります。

以上、今回5名の提出者を代表して提案いたすものであります。議員の皆様方におかれましては経過と趣旨を御理解の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。（「議長、発言の許可を求めます」と発言する者あり）はい。

議員（8番 河内山宏充君） この際、動議を提出させていただきます。ただいまからお配りいたします議員提出議案平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の審議を望みます。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩いたします。

午前9時42分休憩

.....  
午前9時43分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま、河内山宏充議員外1名から議員提出議案平生町議会議員の報酬の特例に関する条例が提出されました。これを議員提出議案第2号として日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、この議案を議員提出議案第2号として日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1．議員提出議案第2号

議長（平岡 正一君） 追加日程第1、議員提出議案第2号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） それでは、提案いたしております議員提出議案第2号平生町議会

議員の報酬の特例に関する条例につきまして御説明申し上げます。

平生町議会議員の報酬につきましては、平生町報酬及び費用弁償に関する条例により定められておりますが、本議案につきましては、報酬の額を平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間、特例として20%削減しようとするものであります。

従来から、議員報酬につきましては平生町特別職報酬等審議会の答申を受けて改定がなされております。去る平成18年2月3日付の同審議会の答申は、議員ほかの給料及び報酬に関して20%の削減が適当であろうとの意見でございました。

町の公共的団体の代表者及び住民のうちから任命される委員で構成された審議会の意見は、まずは尊重されなければならないだろうと判断をいたします。また、それゆえに、議会はその意見を真摯に受けとめるべきであろうとも判断をいたします。町民の皆様から受けた負託に対して、また、議員だからこそ今日の現状を重く受けとめ、まず、私たちがみずから、より目に見える形での姿勢を示すべきであろうとの認識のもとに、このたび、本条例案の提出に至ったものでございます。

以上、今回2名の提出者を代表して、本条例案を提案いたしますものでございます。平生町議会議員の皆様方におかれましては、何とぞ趣旨を御理解の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。午前10時から再開いたします。

午前9時47分休憩

.....  
午前10時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．議案第11号  
日程第16．議案第12号  
日程第17．議案第13号  
日程第18．議案第14号  
日程第19．議案第15号  
日程第20．議案第16号  
日程第21．議案第17号  
日程第22．議案第18号  
日程第23．議案第19号  
日程第24．議案第20号  
日程第25．議案第21号  
日程第26．議案第22号  
日程第27．議案第23号  
日程第28．議案第24号  
日程第29．議案第25号  
日程第30．議案第26号  
日程第31．議案第27号  
日程第32．議案第28号  
日程第33．議案第29号  
日程第34．議案第30号  
日程第35．議案第31号  
日程第36．議案第32号  
日程第37．議案第33号  
日程第38．議案第34号  
日程第39．議案第35号  
日程第40．議案第36号  
日程第41．議案第37号  
日程第42．議案第38号  
日程第43．議案第39号  
日程第44．議案第40号  
日程第45．議案第41号  
日程第46．報告第1号

議長（平岡 正一君） 日程第6、議案第2号平成17年度平生町一般会計補正予算から、日程第45、議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明並びに日程第46、報告第1号平生町土地開発公社の平成18年度事業計画及び資金計画並びに予算についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは、事件1件につきまして御議決を賜りまして、まことにありがとうございました。御議決を賜りました一部事務組合における規約の変更に係ります議決書につきましては、関係する一部事務組合に対しまして送付させていただきます。

また、議員提出議案でございます平生町議会議員の報酬に関連する条例2件につきましては、現下の財政状況を踏まえられ、自主的に御決断をいただき御提案されたことに対しまして、重ねて敬意を表しますとともに、皆様の御協力に感謝を申し上げます。

それでは続きまして、御提案いたしました各議案につきまして、順を追って御説明申し上げます。

まず、議案第2号平成17年度平生町一般会計補正予算であります。歳出の主なものより申し上げます。

18ページからの情報通信費では、広報用の印刷製本費を入札減などにより減額いたしますほか、本町におけるケーブルテレビ推進事業者でありますKビジョン株式会社への出資金を新たに計上いたしますものが主なものであります。

19ページの財産管理費では、各種基金の運用利子の精算と、財政基金につきましては今後の財政需要に対応するため、積み立てをいたすものであります。

20ページにかけましての企画振興費では、新エネルギービジョン策定業務や町勢要覧作成業務につきましては、入札減などにより確定や見込みによりまして減額いたしますほか、公有財産購入費のみのげ団地用地につきましては、確定単価が見込みを下回ったことにより減額し、新たに、地方バス路線維持対策費補助金を計上するものであります。

記念式典費につきましては、事業費の確定により減額いたしますものであります。

21ページからの衆議院議員選挙費につきましても、精算により減額いたしますものであります。

23ページの老人福祉総務費につきましては、おのこの事業費の確定見込みによる補正であります。

24ページの保育所運営費では、園児数が見込みより少なかったことなどによりまして、法人保育園保育業務委託料を減額するものであります。

25ページ、予防費につきましては、インフルエンザ予防接種につきまして、接種者が予想を上回っておりますことから増額し、乳幼児予防接種につきましては、実績見込みによる減額が主

なものであります。

健康づくり推進事業費では、基本健康診査等の受診者が見込みを下回っておりますことから、それぞれ減額いたすものであります。

環境衛生費では、浄化槽設置整備事業補助金につきまして、事業費の確定見込みにより減額するものであります。

26ページからの土地改良事業費では、ため池整備事業費と農免農道整備事業負担金につきまして、確定あるいは見込みによりまして、それぞれ減額いたすものであります。

27ページの中山間地域振興事業費では、事業費の確定により交付金を減額するものであります。

林業総務費におきましても、流域公益保全林整備事業負担金を事業費確定により減額するものであります。

28ページの漁港建設事業費におきましては、漁業集落環境整備事業特別会計における事業費の確定見込みなどにより繰出金を減額するものが主な補正の内容であります。

29ページにかけましての道路橋梁新設改良費では、登記手数料や公有財産購入費のほか、県事業負担金を精算により減額いたすものであります。

30ページ、住宅建設費では、再入居移転者が見込みを下回っておりますことから減額するものであります。

31ページ、下水道整備費の下水道事業特別会計繰出金では、下水道事業特別会計における事業費確定見込みや公債費利子の減額によりまして減額となるものであります。

32ページの中学校費の教育振興費では、少人数学級講師や学習支援員に対する報酬につきまして減額いたすものであります。このうち少人数学級講師につきましては、平生中が少人数学級事業の研究指定校となりましたことから、県から正規教員が1名配置されたことにより、町における配置人員が減少したことに伴うものであります。

33ページから34ページにかけましての各施設の災害復旧費につきましては、それぞれ見込みによりまして減額するものであります。

34ページ、公債費の元金と利子につきましては、見込みにより減額補正をいたすものであります。

35ページの上水道企業費の水道料金低減対策事業補助金につきましては、新規配水管布設工事分については事業費の確定により、高料金対策分や赤字補てん分については両町と企業団で協議調整いたし、補助金トータルでは減額補正いたすものであります。

渡船事業費につきましては、渡船会計における国・県補助金の確定や確定見込みにより、繰出金を増額いたすものであります。

それでは続きまして、歳入について御説明申し上げます。

10ページから11ページにかけての各交付金につきましては、見込みによりまして、それぞれ増額あるいは減額補正いたすものであります。

地方交付税のうち普通交付税につきましては、調整額でのカット相当額が国の補正予算で措置されたことに伴い増額し、特別交付税につきましては、各地で発生した災害対策分などにより、本県への配分額も大きく減少する見込みとの県の指摘により、減額いたすものであります。

分担金及び負担金のほか、12ページから15ページにかけましての国庫支出金、県支出金につきましては、おのこの事業の確定見込みによる特定財源の補正であります。

財産収入の不動産売払収入は、先ほど歳出で御説明申し上げました、みのげ団地の用地購入に係る減額補正であります。

16ページの寄付金は、一般寄附として200万円を歳入いたしておりますことから、追加計上するものであります。

繰入金では、ふるさと振興基金繰入金について、それぞれ事業費の確定や見込みにより減額補正いたすものであります。

諸収入の雑入は、オータムジャンボ宝くじを原資とする市町村振興宝くじ交付金を確定により新たに計上いたしております。

17ページの町債では、各事業の確定見込みによるもののほか、総務債については地域インターネット整備事業について新たに計上いたすものであります。

以上、今回の補正額は3,621万5,000円を減額いたしまして、平成17年度平生町一般会計予算総額は49億4,364万7,000円と相なるものであります。

6ページ第2表の繰越明許費につきましては、ため池整備事業のほか3件を翌年度に繰り越しまして事業実施するため計上いたすものであります。第3表債務負担行為の補正では、平成18年4月1日より実施予定の指定管理者制度につきまして、5カ年の契約とすることといたしておりますことから、新たに債務負担を定めるものであります。また、港湾整備事業元利償還金負担金につきましては、負担額の確定により減額変更するものであります。7ページの第4表地方債補正につきましては、起債充当率等を勘案いたし、起債額の追加及び変更をいたすものであります。

なお、36ページから給与費明細書、39ページに債務負担行為に関する調書、40ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第2号平成17年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号平成17年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は591万7,000円を減額し、予算総額は13億5,993万7,000円に相なるものであります。

歳出ですが、9ページの一般及び退職の被保険者等療養給付費は、実績勘案によりまして、それぞれ減額あるいは増額いたすものであります。

10ページの高額療養費につきましても、実績勘案により、それぞれ減額及び増額するものであります。

11ページの共同事業拠出金の高額医療費拠出金につきましては、事業費の確定によりまして減額補正いたすものであります。

12ページの予備費につきましては、特定財源を除き、一般財源必要額を取り崩すものであります。

6ページからの歳入につきましては、国民健康保険税については、主に社会保険への加入などによる保険者数の減少に伴い減額いたし、国庫支出金、療養給付費交付金など、それぞれ確定や確定見込みによりまして計上いたすものであります。

続きまして、議案第4号平成17年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は15万円を減額し、予算総額は1,887万円と相なるものであります。

歳入につきましては7ページにありますように、助手の賃金を減額するものであります。

6ページの歳入につきましては、確定や見込みによりまして国県補助金を減額し、一般会計からの繰入金で調整するものであります。

続きまして、議案第5号平成17年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入において委譲事務に係る県負担金を新たに計上いたし、一般会計繰入金を減額いたすものでありまして、予算総額6,293万7,000円に変動はありません。

続きまして、議案第6号平成17年度平生町下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は1,625万1,000円を減額し、予算総額は7億3,524万2,000円と相なるものであります。

今回の補正は9ページからの歳出であります。下水道管理費におきましては流域下水道維持管理負担金を確定により減額し、下水道整備費につきましては見込みによりまして、実施設計委託料や管渠布設工事費のほか、物件移転補償費の減額が主なものであります。また、公債費におきましては見込みにより減額するものであります。



7ページの歳入につきましては、受益者負担金と使用料については見込みによりまして、それぞれ増額あるいは減額いたしております。そのほか、事業費確定見込みに伴い、町債及び一般会計繰入金につきましては、それぞれ補正いたすものであります。4ページ第2表の地方債補正につきましては、対象事業の変動によりまして起債額を変更いたすものであります。

なお、11ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第7号平成17年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は430万3,000円を減額し、予算総額は2億6,306万1,000円と相なるものであります。

今回の補正につきましては、8ページの歳出で、見込みによりまして漁業集落排水施設整備費の工事請負費と物件補償費の減額が主なものであります。

7ページの歳入につきましては、使用料については実績見込みにより増額補正いたしますほか、事業費確定見込みに伴います町債及び一般会計繰入金につきましては、それぞれ減額いたすものであります。また、4ページの第2表繰越明許費につきましては、汚水処理施設のほか、管渠布設工事に伴う事業費を翌年度に繰り越して実施するために計上いたすものであります。第3表地方債補正につきましては、対象事業費の変動に伴い起債額を変更いたすものであります。

なお、9ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第8号平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は59万9,000円を追加いたし、予算総額は8億8,856万2,000円となるものであります。

今回の補正につきましては、8ページからの歳出では、保険給付費の各サービスにつきましては、それぞれ見込みにより増額あるいは減額いたすものであります。

6ページの歳入につきましては、準備基金からの繰入金を充当するものであります。

以上で、平成17年度各会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第9号平成18年度平生町一般会計予算について御説明申し上げます。

予算の説明に入ります前に、議案とともに平成18年第2回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに平成17年度との款別比較、3ページに予算の節別分析を明記しておりますので、予算書とあわせてごらんいただきたいと存じます。

一般会計の予算総額は44億6,880万円でありまして、前年度対比4.9%の減少となっております。

おりますが、平成17年度予算にはホームタウン平生の公営住宅建設事業費等の大型の国庫補助公共事業を実施いたしました。これらが終了したことから予算総額が減少しているものでありまして、この要因を除きますと、ほぼ17年度と同水準になるものであります。

それでは、主要事業や新たなものを主体に、歳出から御説明申し上げます。

38ページからの総務費につきましては6億1,294万円でありまして、前年度対比13%の大幅な増加となっております。この主な要因といたしましては、近隣1市2町の共同事業であります地域イントラ基盤施設整備事業費の計上によるものであります。

一般管理費では、行政評価委員会、国民保護協議会の委員報酬の新規計上のほか、引き続きまして雇用対策としての賃金、また、補助金として安全・安心まちづくり推進活動費を計上いたしております。

41ページからの情報通信費ですが、継続事業といたしましてブロードバンド広域共同利用事業や広報発行に要する経費のほか、先ほども触れました地域イントラ基盤施設整備事業負担金を新たに計上いたしております。

44ページからの企画振興費ですが、新規事業といたしまして17年度に取り組みました新エネルギービジョンの策定を受けまして、新年度においては平生町における新エネルギーに対する詳細なビジョン策定事業費のほか、低公害車、いわゆるハイブリッド車を配備するための所要の経費を新たに計上いたしております。また、阿多田地区の案内看板設置経費を措置いたしております。まちづくり基金事業につきましては大幅に増額計上いたし、活力ある地域づくりを推進することといたしております。

49ページからの賦課徴収費ですが、徴収嘱託員につきましては滞納整理組合の解散に伴い、徴収体制を強化すべく予算措置いたしております。また、21年度の固定資産税の評価替に向けまして、3カ年事業として土地鑑定総合評価業務委託料を計上いたしております。

52ページからの選挙費では、平成18年度に予定されている町長選挙、また、19年度に施行予定の県議会議員選挙の準備にかかる所要の経費を計上いたしております。

56ページからの民生費につきましては11億4,234万9,000円でありまして、前年度対比3.1%の増加となっております。この主な要因といたしましては、制度改正に伴う児童手当と医療費の増加に伴う福祉医療費のいずれも扶助費の増加によるものであります。社会福祉総務費では、引き続き社会福祉協議会への補助金のほか、国保会計への繰出金の計上が主なものであります。

58ページからの老人福祉総務費につきましては、敬老祝金をはじめとして、継続事業として各種サービスを予定しておりますが、介護保険制度の制度変更に伴い、介護予防事業として介護保険へ移行した事業もあり、大きく変化いたしております。また、新規といたしまして地域福祉

活動事業費補助金を計上いたしております。このほか、介護保険事業勘定特別会計への繰出金が予算額の過半を占めております。

60ページの福祉医療対策費では、先ほども申し上げましたが、扶助費としての医療費の増加を見込み、所要の額を計上しておりますほか、引き続いての制度改正に伴い、老人医療事業特別会計への繰出金を大幅に増額計上いたしております。

62ページにかけましての障害者福祉費であります。障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害程度区分認定審査会委員報酬の計上のほか、支援費から給付費に名称を変更いたしております。予算計上額につきましては、ほぼ17年度と同様の所要経費をそれぞれ計上いたしております。

63ページからの児童環境づくり推進事業費では、継続事業といたしまして児童クラブ事業や子育て支援センター事業の充実に努めますほか、ファミリーサポートセンター事業においても育児の相互援助を図り、仕事と育児の両立と、安心して働くことができる環境づくりを実現させることといたしております。このほか、育児用品助成事業については母子衛生費から移管することといたしております。

64ページの児童措置費では、先ほども御説明いたしましたように、制度の拡充措置に伴いまして、大きく児童手当を増額させております。

66ページにかけましての保育所運営費では、法人保育園委託料につきまして、入園実績を勘案いたし所要の額を計上いたしておりますほか、宇佐木保育園にエアコンを設置するための経費を計上いたしております。

68ページからの衛生費につきましては3億1,143万1,000円でありまして、前年度対比13.8%の大幅な減少となっております。この主な要因は、熊南環境衛生組合への負担金の減少や火葬場解体工事の終了などによるものであります。

69ページにかけましての保健衛生総務費では、消防費の広域消防組合負担金とも連動いたしますけれども、柳井地域救急医療と小児救急医師支援事業負担金につきまして、負担割合をこれまでどおりとして所要の額を計上いたしております。

71ページにかけましての母子衛生費では、継続事業といたしまして不妊治療助成事業に取り組むことといたしております。予防費の委託料では、乳幼児について個別接種にかかる所要の経費を、また、高齢者のインフルエンザ予防接種経費を実績を勘案して、引き続き計上いたしております。

72ページからの健康づくり推進事業費では、基本健康診査について集団検診から平成18年度より個別検診へ移行させるべく、所要の額を計上いたしております。

73ページからの環境衛生費では、フラワーベルト整備業務につきまして、必要経費を精査し

て、引き続き計上いたしたものであります。浄化槽設置整備事業費補助金は、実績を勘案して所要の額を計上いたしております。

76ページからの清掃費では、新たに佐合島し尿船の塗装修繕にかかる所要の経費を計上いたしております。このほか、周東環境衛生組合、熊南環境衛生組合への負担金が主なものであります。このうち、熊南環境衛生組合負担金につきましては大きく減少いたしておりますが、ゴミ袋にかかる事務を町から組合へ移管することといたしております、歳入の処理手数料を移管させることに伴い減少するものであります。

77ページからの労働費は981万7,000円でありまして、前年度対比4.4%の増加となっております。この主な要因は、労働福祉対策費における県労働福祉金融制度寄託金の増加によるものであります。

78ページからの農林水産業費につきましては3億1,080万2,000円でありまして、前年度対比21.9%の大幅な減少となっております。この主な要因は、小郡大池ため池改修事業費などの建設改良事業費の減少によるものであります。

79ページからの農業振興費では、いずれも新規事業であります地域整備方向検討調査事業や防除用ヘリ導入事業のほか、就農円滑化対策事業に取り組むことといたしております、所要の額を新たに計上いたしております。

81ページからの地籍調査費の委託料の地籍細部測量では、これまでの継続といたしまして役場付近の町の中心部約0.22平方キロメートルを再調査の予定といたしております。

82ページからの土地改良事業費は、前年度対比約40%の大幅な減少となっております。この要因といたしましては、小郡地区のため池改修事業がほぼ終了することに伴うものであります。このほか継続事業といたしまして、単独土地改良事業費や農免農道整備事業負担金につきましては所要の額を計上いたしております。

84ページからの中山間地域振興事業費では、対象団地の縮小に伴い、大きく交付金の額が減少しておりますが、引き続き中山間地域等における耕作放棄地等の発生を防止し、多面的機能を確保するため、事業を実施することといたしておるところであります。

85ページからの林業総務費では、15年度より取り組んでおります森林整備地域活動支援交付金を計上いたしております。森林の多面的な機能の維持保全のため、森林所有者の活動を引き続き支援することといたしております。この事業につきましては、18年度が事業最終年度の予定となっております。

87ページからの水産業振興費では新たに、漁協の合併に伴い、合併漁協漁家経営安定資金利子補給金を計上いたしておりますほか、水産廃棄物処理事業特別会計への繰出金が主なものであります。

88ページからの漁港建設事業費では、継続事業の国庫補助事業である広域漁港改修事業と海岸保全事業であります。広域漁港整備事業については18年度が事業完了予定となっておりますことから、大きく事業費を減少させており、海岸保全事業については、離岸堤に加えて19年度以降、護岸の改修に着手すべく、実施設計に要する経費を計上したことなどから大きく事業費を増額させております。このほか、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

89ページからの商工費は2,268万1,000円でありまして、前年度対比7.8%の減少となっております。この要因は、平生港イベント事業費を新たに計上しておりますものの、職員配置に伴い人件費が減少しておりまして、商工費のトータルとしては減額となるものであります。

92ページに計上いたしております平生港イベント事業費につきましては、帆船「海王丸」を電源振興の財源を活用して招致いたし、平生港をPRすることといたしております。11月上旬にセイルドリルや一般公開を予定し、多数の来場者を見込んでいます。

93ページからの土木費につきましては4億9,522万7,000円でありまして、前年度対比28.3%の大幅な減少となっております。この減少要因は、ホームタウン平生の建設事業が完了したことによるものでありまして、一般会計の予算総額を減少させた最大の要因でもあります。

94ページの道路橋梁維持費では、道路橋梁補修に要する経費を大きく増額計上いたしております。

95ページにかけましての道路橋梁新設改良費では、前年度対比で約13%の増額予算となっております。単独町道改良事業費につきましては、工事請負費を前年度よりも5割増加での計上としたことによるものであります。また、県の道路改良事業負担金につきましても、所要の額を措置いたしております。

95ページからの河川維持改良費の工事請負費では、単独河川改修事業費を大幅に増額しておりますほか、新たに県事業であります自然災害防止事業負担金を計上いたしております。砂防費では、引き続き長谷前川の自然災害防止事業の県事業負担金を計上いたしております。

97ページの港湾建設費の負担金では、阿多田地区などの海岸保全事業等の県事業負担金が主なものであります。

98ページからの下水路費の工事請負費では、単独下水路改良事業費を前年度より上積みして計上いたしております。

99ページからの住宅管理費につきましては、前年度対比約152%の大幅な増加となっております。これは、年次的に実施しております用途廃止住宅の解体経費のほか、新たに国庫補助を得て磯崎団地の下水道排水設備の整備に所要の経費を計上したことによるものであります。ま

た、中村団地の水道については水道企業団による各戸への水道メーターを設置することといたしております。

101ページの下水道整備費の下水道事業特別会計への繰出金は、前年比で3%の増加となっております。

同じく、101ページからの消防費は2億3,089万6,000円でありまして、前年度対比3%の減少となっております。

102ページからの消防施設費では、毎年度継続して整備いたしております防火水槽につきまして、前年度同様に1基を予定いたしております、所要の経費を計上いたしております。また、広域消防組合負担金につきましては、構成各市町の負担割合についてこれまでどおりとして計上いたしておりますことから、前年度より減少いたしております。

104ページからの教育費は3億9,022万7,000円でありまして、前年度比0.1%の増加となっております。

105ページにかけての事務局費では、対前年度比約8%の増額となっておりますが、これは、県の補助制度を活用いたしまして、新たに生徒指導担当補助員を配置いたしますほか、これまで小学校費や中学校費の教育振興費に計上しておりました学級担任補助教員と子どもと親の相談員のほか、こころの教室相談員をこの費目に計上したことによるものであります。このほか、安全・安心マップの作成配布に係る所要の経費を計上いたしております。

106ページからの小学校費、学校管理費では、学校施設整備の充実を図るべく所要の経費を計上いたしております。

108ページからの教育振興費では、就学援助費などにつきまして、引き続き必要額を計上いたしております。

110ページからの中学校費の学校管理費では、工事請負費において下水道の供用開始にあわせまして排水設備の整備を予定しておりますほか、保健室等のシロアリ被害の復旧に要する経費を計上いたしております。

113ページからの教育振興費では、引き続きまして小人数学級化支援と学習支援に係る講師を配置するため所要の額を報酬にそれぞれ計上いたしております。また、教育指導要領の改正に伴い、指導書の更新経費を計上いたしております。

115ページからの幼稚園費の賃金では、引き続き補助教諭を配置し、幼児教育の充実を図ることといたしております。

117ページからの社会教育総務費では、地域活動の支援として、引き続き青少年育成町民会議の活動を支援するための所要の経費を計上いたしております。

119ページからの公民館費では、宇佐木コミュニティセンターの集会室にエアコンを設置す

るため、また、佐賀公民館では屋根の防水シート張り替えに要する工事費を計上いたしております。

124ページの阿多田交流館運営費におきましては、回天レプリカの説明看板設置に要する経費を計上いたしております。

128ページの災害復旧費は347万9,000円でありまして、前年度対比で約62%の減額予算となっておりますが、これは、単独災害復旧事業費は同額での計上といたしておりますが、17年度において補助災害事業費の計上があったことによるものであります。

129ページの公債費は7億2,459万3,000円でありまして、前年度対比0.1%の増加となっております。これまで減少を続けてまいりましたが、若干ではあります上昇に転ずる見込みでありまして、今後におきましても、当面、緩やかに上昇していくものと予想しております。

130ページにかけての諸支出金は、予算額1億2,994万1,000円でありまして、前年度対比2.3%の増加となっております。これは、田布施・平生水道企業団への水道料金低減対策事業補助金などの増加が主な要因であります。予備費につきましては前年同様の1,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

12ページからの町税は12億1,487万円でありまして、前年度対比3.9%の増加となっております。地方財政計画における市町村分の税收伸び率が2.2%であることを考えれば、定率減税の半減などにより大きく伸びているように見えますが、17年度の12月補正において約5,000万円の増額補正を勘案いたしますと、実質的にはマイナスとなるものでありまして、素直に増加しているとは言えないというのが実情であると思っております。

14ページからの地方譲与税では、平成16年度に引き続き、税源移譲によりまして所得譲与税が大幅に増額する見込みにより、トータルで1億6,500万円の収入を見込んでおり、前年度対比で51.4%の大幅な増加を見込むものであります。

16ページの利子割交付金は600万円でありまして、前年度対比で半減という大幅な減少を見込んでおります。配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金については、地方財政計画の伸び率を勘案いたしましてそれぞれ増額いたすものであります。

17ページの地方消費税交付金と自動車取得税交付金につきましては、それぞれ前年と同額での予算計上といたしております。

地方特例交付金につきましては3,400万円でありまして、対前年度比で約21%の減額となっておりますが、これは、定率減税の半減による減少と児童手当の拡充による財源措置の増額を見込んだものであります。

18ページの地方交付税では、予算額16億5,000万円でありまして、前年度対比2.7%の減少を見込んで計上いたしております。当初予算対比では2.7%の減少ということになりますが、確定や見込みとの対比では、やはり、国の交付税総額における減少率とほぼ同様の6%近い減少となるものであります。

同じく、18ページからの分担金及び負担金は7,815万3,000円でありまして、前年度対比7.8%の増加となっております。この主な要因といたしましては、保育料が定率減税の半減措置に伴う所得階層区分の移動などにより、大きな伸びを見込んでいることによるものであります。

19ページからの使用料及び手数料は6,004万円でありまして、前年度比17.4%の大幅な減少となっておりますが、この要因としては、先ほど歳出の清掃費でも御説明をいたしましたように、清掃手数料について18年度から熊南環境衛生組合で事務を取り扱うこととしたことによるものであります。

22ページからの国庫支出金は1億8,087万4,000円でありまして、前年度対比38%の大幅な減額となっております。児童手当などの三位一体改革の影響もありますが、主に、公営住宅建設事業費の完了によるものであります。

26ページからの県支出金は2億6,554万4,000円でありまして、前年度対比26.9%の大幅な減少となっております。この要因は、国庫支出金と同様、ため池改修事業費や広域漁港整備事業費といった建設事業費の減少によるものであります。

31ページの財産収入は2,138万9,000円でありまして、対前年度比21.6%の大幅な減少と見込んでおります。これは、不動産売却収入について、遊休町有地の売却については前年度同様に見込んでおりますが、みのげ団地の土地分については完了したことから、大きく減少するものであります。

32ページの繰入金は1億6,051万8,000円でありまして、前年度対比6.3%の増加となっております。これは17年度と同様、持続可能なまちづくりに向けて基金の取り崩しは行わないことを前提に予算編成作業を進めてまいりましたが、最終的には1億5,700万円の財源不足となりましたことから、やむを得ず繰り入れるものであります。繰越金は前年度同様の3,000万円を計上いたしております。

33ページからの諸収入は5,071万1,000円でありまして、前年度対比14.9%の増加を見込んでおります。これは、医療費の増加に伴う高額療養費返還金の伸びを見込んでいることなどによるものであります。

35ページからの町債は3億8,520万円でありまして、前年度対比15.7%の大幅な減少となっております。この主な要因は、対象事業費となる建設事業費の減少や三位一体の改革によ



る臨時財政対策債の減少によるものであります。

続きまして、8ページの第2表債務負担行為につきましては、公共用地取得造成事業に伴います借入金の債務保証、平成21年度の評価替に向けての土地鑑定総合評価業務のほか、平成17年度分の田布施・平生水道企業団の新規水道配水管布設工事に係る負担金についての債務負担限度額を定めるものであります。

9ページ第3表地方債につきましては、それぞれ事業に対して町債を起こすものであります。

以上で、平成18年度平生町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、順を追って御説明申し上げます。

議案第10号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は14億971万6,000円でありまして、前年度対比4.2%の増加となっております。

歳出につきましては15ページ、総務費の徴税费、賦課徴收费の賃金では、一般会計と同様、滞納整理組合解散に伴い、徴収嘱託員による徴収を強化することといたしております。

16ページからの保険給付費は、前年度比で約6.3%と大幅に増加いたしております。診療報酬の引き下げなどの制度改正が行われたものの、引き続き74歳までの前期高齢者分の影響などにより、大きく伸びているものであります。また、19ページの出産育児一時金につきましては10月からの改定を見込みまして計上いたしております。

19ページからの老人保健拠出金につきましては、前年度対比約2.9%の増加を見込み計上いたしております。

20ページの介護納付金につきましても、対前年度比で3.3%の増加を見込んでおります。

21ページの共同事業拠出金であります。前年度対比2.1%の減額となっております。これは制度改正に伴い、高額医療費共同事業の交付基準が引き上げられたことにより、事業費としては下がる見込みとなっているものによるものであります。

保健事業費の疾病予防費、人間ドック補助金であります。受付期間の設定や保険税完納に限定するなど、要綱の整理等、見直していきたいと考えております。

6ページからの歳入ですが、健康保険税につきましては、医療給付分については均等割と平等割、介護給付分につきましては均等割、平等割に加えて、所得割について税改正を予定いたしております。医療分については引き下げを予定いたしておりますものの、介護給付分については急速な負担増に伴い、引き上げることといたしております。また、税制改正に伴い、公的年金等に係る高齢者の急激な負担の増加を緩和させるための措置を講ずることといたしております。これらの制度改正を踏まえますと、一般被保険者の現年課税分は前年度対比約5.2%の減少、逆に、退職被保険者等の現年課税分は前年度対比約7%の増加を見込んでの計上となっております。

8ページからの国庫支出金は、制度改正により国庫負担割合が引き下げられたことから、前年度対比約11%の減少と見込んで計上いたしております。

9ページの県支出金につきましては、県財政調整交付金については先ほどの国庫支出金と連動いたしますが、国から県への財源が移譲されたことに伴い、約7倍の計上となっているものであります。

10ページの療養給付費交付金は、前年度対比約27.5%の大幅な増加を見込んでおります。

共同事業交付金は、先ほど歳出でも御説明いたしましたように、高額療養費の限度額引き上げに伴いまして、約21.1%の減額となっております。

11ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰入金は職員給与費等繰入金が滞納整理組合への負担金がなくなったことなどにより減少する見込みのため、繰入金トータルで前年度対比では約3%の減額となっております。

続きまして、議案第11号平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計予算についてであります。

予算総額は1,678万4,000円でありまして、前年度対比9.5%の減少となっております。佐合島渡船事業については18年10月より田布施町の馬島航路と統合することといたし、事業主体も熊南環境衛生組合へ移管することといたしております。

したがいまして、9月までの経費については平生町で措置をいたしますが、10月からの6カ月分については、歳出であります。9ページの負担金に共同運航事業分として計上いたしております。

6ページからの歳入についてであります。使用料につきましても6カ月分の計上といたしております。国県補助金につきましては、平成17年度の補助対象額となる欠損額を勘案しての計上といたしております。

続きまして、議案第12号………。(発言する者あり)

議長(平岡 正一君) ここで、暫時休憩いたします。午前11時から再開いたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

議長(平岡 正一君) 再開いたします。

山田町長。

町長(山田 健一君) それでは、続きまして議案第12号平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計予算についてであります。

予算総額は494万2,000円でありまして、前年度対比3.3%の減額となっております。

内容は、おおむね前年同様であります。

なお、町村会における業務の取り扱いが18年10月から組合方式に移行される予定となっておりますが、18年度中の予算措置や業務については現行どおりとされております。

続きまして、議案第13号平成18年度平生町簡易水道事業特別会計予算についてであります。予算総額は6,262万4,000円でありまして、前年度対比0.4%の増加となっております。

歳出であります。7ページの簡易水道管理費の受水費が歳出予算総額の約37%を占めておりまして、今後、受水単価の改定も予定されており、会計運営を圧迫するものと予測せざるを得ません。

6ページからの歳入では、水道使用料については前年度並みの収入を見込んで計上いたしております。

続きまして、議案第14号平成18年度平生町老人医療事業特別会計予算についてであります。予算総額は15億7,986万1,000円でありまして、前年度対比0.7%の減少となっております。この要因としましては、医療給付費、医療支給費のいずれも医療制度改正などの影響で減少すると見込んで計上いたしましたものであります。

歳出につきましては、9ページからの医療給付費では、制度改正の影響を見込み、前年度対比約0.6%の減少としております。また、医療支給費につきましても5.1%の減少と見込み計上いたしております。

6ページからの歳入につきましては、支払基金交付金などの負担割合が引き続き変更されておりますことから、医療給付費の減少に見合う各財源の減少とはなっておらず、支払基金交付金は大きく減少いたしますものの、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金については、逆に増加しているものであります。

続きまして、議案第15号平成18年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。予算総額は7億559万9,000円でありまして、前年度対比3.7%の減少となっております。

歳出では、10ページからの下水道管理費におきましては供用開始から10年を経過いたしますことから、管渠やマンホールポンプの維持管理に経費を要することとなってきたこともありまして、下水道管理費全体では、対前年度比で約3.1%の増加となっております。11ページからの下水道整備費では、公共下水道事業の補助分の事業費を2,000万円減少させております。また、流域下水道事業の県事業負担金など、所要の経費を計上いたしております。13ページの公債費では、近年の事業量の減少などによりまして、公債費トータルでは前年度対比約1.5%の減少と見込んでおります。

7ページからの歳入では、使用料及び手数料につきましては、供用開始区域の拡大などにより伸びを見込んでおりますものの、分担金及び負担金については周辺部への区域の拡大となることから、賦課の対象となる面積の縮小に伴い減少するものです。国庫支出金、町債につきましては、事業費を減額させたことにより減少するものであります。

4ページ第2表債務負担行為につきましては、下水道へ接続する水洗トイレ等の改造資金の貸付に伴います損失補償であります。第3表地方債につきましては、本会計の事業に対し町債を起すものであります。

続きまして、議案第16号平成18年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。

予算総額は440万7,000円でありまして、前年度対比18.5%の大幅な減少となっております。大幅に減少する要因といたしましては、肥料の原料となる魚アラなどの減少に伴うものであります。

続きまして、議案第17号平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計についてであります。

予算総額は1億6,273万5,000円でありまして、前年度対比39.5%の大幅な減少となっております。これは、処理区域の見直しにより19年度で施設整備が完了する見通しとなっておりますことから、事業費が大きく減少したことによるものであります。

10ページからの歳出では、施設管理費につきましては、供用開始区域の拡大などにより維持管理経費が増加いたしますことから、約21.2%の増額となっております。施設整備費におきましては、管渠布設等にかかる工事請負費が1億2,000万円減少することに伴い、対前年度比約51.4%の大幅な減少となっております。

13ページの公債費につきましては、元金償還の開始に伴いまして大きく増加いたしております。今後においても、当面、増加し続けると予想いたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水事業分担金は新規の供用開始区域との兼ね合いにより減少いたしておりますが、排水施設使用料は、つなぎ込み世帯の伸びを見込みまして大きく増加させております。このほか、県支出金、町債につきましては、事業費の減少に伴い、それぞれ減額しての計上といたしております。一般会計からの繰入金は、維持管理経費や公債費の増加に伴いまして、大きく伸びております。

なお、4ページ第2表債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様、排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償について新たに定めるものであります。第3表地方債につきましては、本会計の事業に対し町債を起すものであります。

続きまして、議案第18号平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてで

あります。

予算総額は2,699万円でありまして、前年度対比6.5%の減少となっております。これは、主に認定審査会プログラム改修業務の完了によるものであります。

歳出であります。認定審査会プログラム業務の完了による減少のほかは、大きな変更はありません。

6ページの歳入においては、3町での負担割合に応じて負担金、繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第19号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は8億9,701万5,000円でありまして、前年度対比2.8%の増加となっております。

介護保険事業につきましては、平成17年6月に改正介護保険法が公布され、大きな制度改革がなされております。保険給付費は年々増加していることに加え、今後一層の高齢化社会の到来を控えておりまして、介護保険制度の持続可能性を確保し、高齢者が将来にわたり安心した生活を送れるような制度となるよう、全般にわたる改革を行うこととしているところであります。制度改正の柱としては、予防重視型システムへの転換、在宅と施設における利用者負担の不均衡是正の観点から、施設給付の見直しを行うことなどであります。

これらの制度改革を踏まえて、18年度から向こう3年間の第3期事業計画を策定いたしております。この結果によりまして、平成18年度から20年度までの第3期事業運営期間の保険料については3,500円といたしたところであります。

予算の主だった増減を中心に、歳出より御説明申し上げます。

保険給付費につきましては14ページからであります。制度改革に伴い、新設したものと廃止となったものもありますが、給付費全体で約2.2%の増額となっております。

19ページからの地域支援事業費は新設であります。これは、要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的マネジメント機能を強化する観点から、老人保健事業、在宅福祉事業を再編し創設されたものであります。この地域支援事業の中核機関として、地域包括支援センターを設置することといたしております。また、第3期の3カ年全体での事業費を6,000万円と見込んでおります。

6ページからの歳入では、保険料につきましては、標準月額を3,500円として計上いたしております。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金は、制度改革に伴い、それぞれ負担割合は変動いたしております。

以上で、平成18年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、一般会計予算並び

に該当いたします各特別会計予算の末尾に給与費明細書及び債務負担行為に関する調書並びに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第20号平生町国民保護協議会条例並びに議案第21号平生町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、一括して御説明申し上げます。

平成16年6月、外国からの武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護するための必要な事項を定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が制定されました。この法律は、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力等の事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備するものであります。この態勢の整備については、国において「国民の保護に関する基本指針」を定め、その指針に沿って都道府県、市町村が国民保護計画を策定することとなり、もしも、武力攻撃事態又はテロなどの緊急対処事態が発生した場合には、市町村において、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置することとなっているものであります。

議案第20号につきましては、同法第40条第8項の規定に基づきまして、平生町国民保護協議会の組織及び運営について必要な事項を規定するものでありまして、議案第21号につきましては同法第31条の規定に基づき、平生町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部について必要な事項を定めるものであります。

続きまして、議案第22号平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法の改正に伴い、平成17年4月1日から人事行政の運営等の状況の公表を行うため、昨年新たに制定したものであります。公表の時期につきましては7月末までとしておりましたが、公表内容には給与に関する部分がありまして、決算額で示すことができないため、このたび毎年10月末までと改正するものであります。

続きまして、議案第23号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正内容につきましては、後ほどの議案で条例制定の説明をいたします平生町障害程度区分認定審査会委員の報酬の規定を追加するものであります。

続きまして、議案第24号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、非常に厳しい財政状況の中、昨年に引き続き、特別職自らが身を削り範を示そうというものであります。内容といたしましては、特別職の給料の減額措置期間を平成19年3月まで1年間延長するものであります。

引き続きまして、議案第25号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、今年度の人事院勧告に基づき関係条文を改正するもので、新給料表を導入して昇給制度を改正し、扶養手当と通勤手当を改正するものであります。

内容につきましては、給料表については現行の8級制から7級制へと切り替え、昇級月を年1回、1月のみとし、また、配偶者に係る扶養手当を1万3,500円から1万3,000円に改正し、通勤手当については2キロメートル未満における支給を廃止するものであります。

続きまして、議案第26号一般職の職員の給料の特例に関する条例について御説明申し上げます。

本条例は、非常に厳しい財政状況の中、職員の協力のもと、昨年に引き続き一般職の職員の給料月額について削減していくものであります。

内容につきましては、規定により定められた給料月額から、その額に100分の2.05を乗じて得た額を減額するというもので、期末勤勉手当の支給額にも影響することとなります。期間としては平成18年4月から19年3月までの1年間としております。このほか、規則の制定をもって、期末勤勉手当の役職加算割合を半減することともしております。

続きまして、議案第27号平生町佐合島渡船事業特別会計条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本条例は、田布施町と平生町でそれぞれ運航しております馬島と佐合島の2航路を平成18年10月から共同運航することに伴い、渡船事業特別会計を平成19年3月末日をもって廃止とするものであります。

続きまして、議案第28号平生町税減免条例の全部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、災害により被害を受けた場合、あるいは死亡、病気、失業等による場合の減免基準等が定めてあるところでありますが、この減免措置について、このたび全面改正を行うものであります。

内容につきましては、災害による場合の減免措置等及び納税義務者が死亡、失業、疾病、休業又は災害等の事由による減免措置等において、災害被害者に対する地方税の減免措置等についての自治事務次官通知を準用し、被害等の損害程度や割合及び軽減又は免除の割合を整備するとともに、前年中の合計所得金額の基準を新たに設けるなど、減免基準の範囲及び方法等を整備するため、条例の全部改正をお願いするものであります。

続きまして、議案第29号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成12年に介護保険制度が施行され、制度の浸透とともに、介護サービスの需要は、近年、急速に伸びております。平生町国民健康保険に対する介護の拠出額も、前回の税改正時よりも大幅に増加となっているところです。この介護の拠出金については、国庫補助金等の財源を差し引いて、おおむね2分の1を2号被保険者である40歳から64歳までの方々の税によって賄われているところではありますが、現在の税率で賦課いたしますと、介護分の保険税だけでは大幅な不足を生じ、不足分を医療分の税で補うこととなります。本来の課税対象者でない被保険者への税負担となることが懸念されるところでありますので、この旨を先日の平生町国民健康保険運営協議会にお諮りいたしましたところ、このたびの改正案での御了承をいただきまして、本議会での条例改正をお願いするものであります。

改正内容は、介護分の保険税につきましては所得割を0.9%、均等割を2,500円、平等割を700円引き上げまして、医療分の保険税につきましては均等割を1,500円、平等割を500円引き下げるものであります。また、このことに伴いまして、第11条にあります7割・5割・2割の軽減率による額がそれぞれ変わりますので、あわせて改正をお願いするものであります。

なお、議案第28号におきまして、平生町税減免条例の全部改正をお願いしておりますので、本条例中、第14条第3項の一部を改めることといたしております。

続きまして、議案第30号保育所に関する保育の実施並びに保育料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、保育料の徴収について、保護者の支払う保育料の負担軽減を図るため、条文の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、これまで保育料は国が示す保育所運営費国庫負担金交付要綱に定められた保育所徴収基準額表を参考に決定しておりましたが、平成16年度に策定しました次世代育成支援行動計画に位置づけております「子育てに関わる経済的負担の軽減」の対策として、国の基準を上回る保育料の減額を独自に設定するものであります。

続きまして、議案第31号平生町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例について御説明申し上げます。

本条例は、障害者自立支援法の制定に伴い、市町村において支給要否決定を行うに当たり意見を聴くための審査会の委員の定数を定めるものであります。

内容としましては、障害者自立支援法第15条の規定により、平成18年4月1日から障害福祉サービスを利用しようとする人は、障害程度区分の審査判定を受けていただくこととなりますので、「市町村は審査を行うための審査会を置くこと」とあります。また、「審査会の委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する人のうちから町長が任命すること」となっ



おりますので、本条例で審査会委員の定数を5人以内と定めるものであります。なお、この判定を受けて障害福祉サービスを受けることができるのは10月1日からとなります。

続きまして、議案第32号平生町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、第3期介護保険事業計画を策定することに伴い、平成18年度から平成20年度までの各年度における介護保険料及び保険料段階を改定するとともに、平成18年度及び19年度における保険料率の特例を定めるものであります。

内容につきましては、標準となります保険料月額を2,700円から3,500円とし、保険料段階を現行の第2段階を2つに細分化して6段階から7段階とすることにより、基準となる保険料を第3段階3万2,400円から第4段階4万2,000円と改めるものであります。

また、平成18年度及び19年度における保険料段階が税制改正により上昇することとなる人に対して、平成18年度については、本来適用されることとなる保険料段階に定める額のおおむね3分の1とし、19年度においては、おおむね3分の2とする激変緩和措置を定めるものであります。なお、施行日については平成18年4月1日とし、平成18年度以降の年度分の保険料から適用することにいたしております。

続きまして、議案第33号平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、ごみ処理の手数料について田布施・平生両町で扱っているものを、平成18年度から熊南環境衛生組合で扱うため、ごみ処理に関する規定部分を削除するものであります。

内容につきましては、現在、ごみ処理手数料につきましては田布施・平生両町で扱っております。ごみ袋と引きかえに取扱店からそれぞれの町が収納いたしておりますものを、平成18年度から熊南環境衛生組合において、手数料の調定及び収納業務を行うことに伴い、ごみ類に係る規定を削除するものであります。また、犬、猫の死体処分手数料につきましては、一般廃棄物として処理できませんので、同様に削除するものであります。

続きまして、議案第34号平生町佐合島渡船条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、議案第27号で御説明いたしましたように、田布施町と平生町の2つの離島航路を平成18年10月から一部事務組合において共同運航とすることに伴いまして、平生町佐合島渡船事業については平成18年9月末日をもって廃止とするものであります。

続きまして、議案第35号平生町営住宅条例の一部を改正する条例並びに議案第36号平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

これらの条例は、入居者の資格要件にかかわる条項を改正するものでありまして、町営住宅については用途廃止のための改正を行います。

内容につきましては、町営住宅並びに町営特定公共賃貸住宅ともに、住所等に関する条項を削除し、保証人に関する要件を緩和するものであります。また、町営住宅につきましては、吉原、隅田、下横、田布施路木、森の下、上横住宅において15戸の用途廃止を行うものであります。

続きまして、議案第37号熊南環境衛生組合理約の一部変更について御説明申し上げます。

熊南環境衛生組合については、田布施町と平生町の2町によってごみ処理に関する事務と火葬場に関する事務を共同処理している一部事務組合であります。ごみ袋の取り扱いに関するものを追加し、新たに、離島航路の共同運航事務についての規定を定めるものであります。

主な改正内容につきましては、ごみ処理に関する規定の整備、離島航路の共同運航に関する事務の追加、議会における議長・副議長の選任規定、管理者及び副管理者の規定、収入役の廃止、監査委員の選任などでありまして、組合の名称についても本年10月から離島航路の共同運航事務を扱うことなどにより、熊南総合事務組合に改称することを規約において規定するものであります。

続きまして、議案第38号熊南地域休日診療施設組合理約の一部変更について御説明申し上げます。

熊南地域休日診療施設組合につきましては、田布施町、上関町、平生町の3町によって構成し、休日診療所の管理運営等を共同処理している一部事務組合であります。規約の規定の中で「管理者、助役及び収入役には組合の事務所の所在する関係町の長、助役及び収入役をもって充てる」となっております。規約において、組合の事務所は平生町役場に置くことと規定してあり、本町においては収入役を廃止しておりますので、このたび、収入役に関する字句を削除し、条文の整理を行うものであります。

以上、2件の規約改正につきましては、地方自治法第290条の規定により一部事務組合を構成する町議会の議決が必要となりますので、議会の御議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第39号並びに議案第40号工事請負契約の締結について、一括して御説明申し上げます。

この工事請負契約の締結につきましては、2件とも、本年の2月7日の臨時議会におきまして御議決をいただいたものであります。完成期日の延伸に伴い繰越事業となることから、ともに工期の延長をお願いするものでございます。

議案第39号平成17年度佐賀（西魚見）広域漁港整備工事（第3工区）につきましては2月8日に契約を締結したものであります。完成予定期日を平成18年7月31日に変更をお願いするものであります。

次の議案第40号平成17年度佐賀地区漁業集落環境整備事業汚水処理施設機械・電気工事につきましては、同じく2月8日に契約を締結したものであります。完成予定期日を平成18年

8月31日に変更をお願いするものであります。

続きまして、議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

ひらお特産品センターにつきましては、昨年の12月定例議会に指定管理者の業務等を規定した条例の御議決をいただいたところでありまして、このたび公の施設の指定管理者となる団体として「ひらお特産品センター運営協議会」を選定し、5年間、指定期間とさせていただきたいというものでございます。

ひらお特産品センター運営協議会につきましては、平成10年11月にひらお特産品センターがオープンした当初から施設の管理運営を主体的に行ってきた実績もあり、将来的にも安定した経営が見込まれる団体であります。この経緯を踏まえ、平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、公募によらず指定管理者候補として選定いたすものであります。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。候補者の規約、決算書をお手元に配布しておりますので、参考に供していただきたいと思います。

以上をもちまして、予算18件、条例17件、事件5件の議案につきましての提案説明を終わらせていただきます。

また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして別冊を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えいたしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

最後になりましたが、報告第1号平生町土地開発公社の平成18年度事業計画及び資金計画並びに予算につきまして、簡単に御報告をさせていただきます。

議案の末尾に添付いたしておりますのは、去る2月13日に平生町土地開発公社の理事会を開催し、御承認いただいているものであります。

主な事業計画は、公共用地の取得、造成でございます。これらに伴います資金計画及び予算を定めたものであります。この内容につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町議会に御報告を申し上げます。

以上で、数多くの議案の提案を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして御議決を賜りますよう、よろしくお願いたします。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

#### 日程第47．一般質問及び質疑

議長（平岡 正一君） 日程第47、一般質問及び質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により、順次発言を許します。山名喬二議員。  
議員（5番 山名 喬二君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

国の目指す三位一体改革の推進によりまして、大半の地方自治体は財政的に極限状態にあるというふうに思っております。こうした流れの中で、平成の大合併の波から外れた平生町は、単独町政で我が道を行くという状況となっております。厳しい財政状況は、今後、ますます厳しさを増すものと想定されます。

そこで、12月には町長の任期が参ります。さらに身を削る覚悟で平生町のかじ取りをされる考えがあるか、お尋ねいたします。

2点目といたしまして、このたび国の要請で、行政改革大綱、集中改革プランを3月末までに作成し、国、県に提出することになっております。平生町においては第四次行政改革大綱策定期と重なっておりますが、第四次行政改革大綱策定に当たりまして、平成17年2月号の広報「ひらお」、6ページであります。ここに書いてある内容を参考までに申し上げます。

情報公開としてナンバー33、平生町行政改革懇談会総務課といたしまして、中をピックアップして申し上げます。「これからの本町の行財政運営の指針となる第四次行政改革大綱を策定していく過程においては、各種団体の代表者とともに、広く一般の委員さんの意見も取り入れながら、より実効性のある大綱とするため、新しい委員として、一般公募の方式を導入していく予定としておりますので、公募の際には、皆さんの積極的な応募を期待しています」と、こういうふうに記載されております。この件をベースにいたしまして、3点質問いたします。

1点目としまして、現在のところ一般公募が実施されておませんが、その理由と、住民に対して実施しなかったことの説明をされる考えがあるか、お尋ねいたします。この件について一言つけ加えておきますと、ぜひ、委員に応募したいとおっしゃった方がおられたことは事実です。そこで、担当課に対し、いづろ募集をされるのか尋ねた経緯もございました。

2点目としまして、各種団体の代表者、広く一般の委員さんの意見も取り入れとなっておりますが、主な意見の内容、委員の方の選任基準、差し支えなければ、各種団体名及び一般委員の何名の方からどのような意見が出されたか、出された意見の主たる内容についてお尋ねいたします。

3点目としまして、この件については、国の要求である行政改革大綱及び集中改革プランの策定指導書に、説明責任の確保とディスクロズの推進という項目の中で、行政改革大綱の見直し又は策定にあたっては住民等が参加し、民意を反映するような仕組みを整備するよう明記されております。そこで、広く一般の民意をどのような形で取り入れ反映されたか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

最初の、12月に任期を迎えるが、今後とも身を削る覚悟でやる決意はあるか、こういう御質問だったと思います。

御指摘いただきましたように、残念ながら、合併については現行町政を継続していかなければいけないという今日の中、行財政改革を進めている真っ最中という状況でございます。

この状況は、今おっしゃったように三位一体の改革、あるいは国、県含めてそうですが、置かれている厳しい財政状況、押しなべて、合併した市町村、それから合併をしていないところはもちろんでありますけれど、今日の置かれておる財政の規模の大小、早いか遅いかの違いはあるけれども、抜本的な行財政改革は避けて通れない。これは共通した認識だと思っております、我々も今、そういう認識に立って取り組みを進めさせていただいております。

たしかに、今年の12月には改選期を迎えることになるわけでございますが、まだまだ期間も相当ございますし、御承知のように、今、まさに新年度予算の提案を申し上げて御審議をお願い申し上げるという状況でございます、何とか厳しい財政状況の中で新年度のスタートが切れるように、予算の成立に全力を挙げて取り組む、これが1点。

それからもう一つは、御指摘のありましたように、集中改革プラン、これを実践していかなければいけない。第四次行革大綱並びに実施計画を策定いたしましたところでございまして、今から中身についても皆さんのいろんな御意見等を踏まえて実践に当たっていきたいというふうに考えておりますが、これを、きちっと平生町の中で軌道に乗せていかなければいけない。これが今、私に課せられた最大の使命、責任だというふうに認識いたしておりますので、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。常に身を削る決意で、私は一日一日頑張っているつもりでございます。今後とも御指導のほど、お願い申し上げたいと思います。

それから、第2点目の行革大綱の策定について、行革懇談会の問題でございます。御指摘がありましたように、平成17年2月の情報公開シリーズ、広報の中で、平生町行政改革懇談会の項目の中で、御指摘のように、民意反映のための一般の公募方式も導入していく予定ということ、ここで、たしかに明記いたしております。既に、この策定作業を進めてまいりましたが、これは率直に私から、まず冒頭、おわびを申し上げなければいけないと思っております。

17年当時、御承知のように、緊急行財政改革プランの策定に全力を挙げて、ほぼ、その策定を終えた段階といえますが、そういう状況でございました。中身的には、大枠は、向こう3年間の取り組むべき4つの柱を中心にした町としての方向づけをさせていただいて、大枠の決定をさせていただいて、あと、第四次の大綱、実施計画を含めてそうですが、組織やら機構やら、職員の給与の問題等々、いわゆる行政内部の改革方針をどう示していけるかという……。総合計画の策定とかそういう状況になると、一般的な民意を幅広くということになるんですが、緊急行財政

改革プログラムの中で、あらかじめ、大まかな方向づけをさせていただいたものですから、具体的な策定の段階に至るまで、従来の懇談会の形で取り組みをさせていただいたということです。たしかに、平成17年2月には、そういう記述をいたしておりましたから、この点については、考え方の変更があったことについて率直に反省をしなければいけないと思っておりますし、3つ目に御指摘がありましたように、どう民意を反映するかということですが、これから第四次の大綱、実施計画、この辺の実践段階に入っていくわけでございますけれども、民意を反映していかなければいけないというスタンスは基本に置きながら、大綱の策定や実施計画をつくったらそれで終わりということにならんように、実践していくためにも行政評価というものが大事になってくると思います。その意味で、行政評価を実施していくための行政評価委員会を設置して取り組む。特に、外部評価をいただくということも考えておりますので、行政評価をいただきながら改革を実践していくという立場から、今度は間違いなく、一般公募を含めて2名程度ぐらいという気がいたしておりますけれども、行政評価の場をこれから外部委員の声として受けとめていくような方向を考えていきたいと思っております。

それから、2番目だったと思いますが、懇談会の意見の内容とか選任基準ということで御指摘をいただきました。まず、行政改革懇談会の委員構成については、各課所管の団体の推薦を挙げさせまして、当初24名ぐらいの候補を出しました。しかし、男女の比率や本人の承諾いかなの問題もありまして、結局、15名を懇談会委員として任命させていただきました。申し上げますと、総務関係で消防団、広げよう男と女連絡協議会、行政相談員、企画課関係でまちづくり協議会、町民課関係で環境衛生推進協議会、健康福祉課関係で民生委員・児童委員協議会、母子寡婦福祉会、社会福祉協議会、経済課関係で商工会、生活改善実行グループ連絡協議会、JA平生支所女性部、漁協、建設・下水道課関係で建設業協同組合、教育委員会関係で教育委員、婦人会連絡協議会、これで15名の構成で懇談会が設定されております。

その中で、どういう意見があったかということでございますが、大まかに言いまして、受益者負担について「施設の管理者がコスト意識を持ってしっかりやれ」、「各施設における電気、水道料は使用する者が受益者負担でやるべきだ」、「使用料が無料であることは住民サービスではないということを理解してもらわなきゃいけない」、「受益者負担の思いをしっかりと住民にも理解してもらえ」というのが1つ。それから、公用車管理等について「バイクや自転車を公用車として導入してはどうか」、光熱水費について「しっかり節約しろ」という意見。あるいは、「第四次行革の目玉は協働のまちづくりということが言われておるが、地域コミュニティの創造という部分については記述が少し弱いのではないか」というような指摘。あるいは、「情報の共有化をこれからどう進めていくのか」、「いろいろ何とかに努めますと書いてあるが、そういう表現は民間では通用せん。もうちょっときちっと書け」というようなこと。あるいは、「数値目標等

について示せ」。これは、実施計画においていろいろやるんですが、大綱のときの懇談会においてはこういうこと。あるいは、「何が節約できるのか歳出についての検討をさらに進めてほしい」というような開陳がされました。こういうものは、我々としても大事な意見として対応していかなければいけないと考えているところであります。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩いたします。午後1時から再開します。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 2点ほど、私の方から答弁漏れがございましたので答弁させていただきます。

1つは、一般公募が実施されなかったことの説明をするかどうかということでございます。今から議会の皆さんの御意見等も、この議会中に賜りたいというふうに思っておりますし、実施計画等につきましても3月末には公表していきたいと思っておりますから、いずれ広報に掲載する段階で、経緯と実施しなかったことのおわびとわけについて、その機会に説明させていただきたいと思っております。

それからもう一点、民意の反映については、それぞれ懇談会で意見等も賜りました。どれがどうということとは申し上げませんが、受益者負担の問題等々を踏まえながら、実施計画のそれぞれの計画の中に反映させていただいておるところであります。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、再質問させていただきます。

民意の反映ということに対しては、先ほど来答弁がありましたように、行政評価という面で外部の人を入れていく、そういったところで民意も反映されてくるであろうというふうに思っております。民意の反映に関しては、平成16年9月議会において「行政主管の審議会あるいは委員会、協議会の各委員会の選任に当たっては2分の1程度の公募はできないか」という質問をしています。その時点での町長の答弁は「公募の導入がふさわしい場合は積極的に取り組む」と発言されております。しかしながら、広報「ひらお」やその他の状況から推察してまいりますと、昨年4月に発足しました平生町安全・安心推進協議会の委員会については15名中2名の公募をされたという事実は承知しておりますが、既存の行政主管である審議会あるいは委員会、協議会の委員については、ほぼ1年半経過しておりますが、一般公募はどれもされていないのではないかと、こういうふうに思われます。すべて一般公募がふさわしくないというふうに判断されてい

るのか、改めてお尋ねいたします。

もう一点は、委員を選任するに当たっては、いろいろ工夫されていることと思いますが、ある種の有識者あるいは企業代表等々が前面に出てまいりますと、ほぼ、限定された意見集約になるおそれが生じると、こういうふうには考えております。

そこで、今まで町長自身が出席された町主管の審議会あるいは委員会において、人選も含めて各委員会の審議状況、委員会の雰囲気と申しますか活力について、現状で十分であると考えておられるか。また、委員会の活性化について、改革の必要があると考えておられるかお尋ねいたします。もし、改革が必要と感じておられれば、その方向性について、一言、加えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 各種委員会のあり方について、それぞれ委員会の性格といいますが、持っているもの。特にまた、既に、条例等で規定された委員会等もございまして、それぞれメンバーもおのずから決まってくるという部分もあります。さっき御指摘をいただいた安全・安心推進協議会は2名の一般公募をしたんですが、実際には申し込みがなかったわけでありまして。

我々も公募する以上は、ある程度皆さんの考え方といいますが、所見をいただきたいということを示す場合もございます。そうしないと、なかなか基準がとれませんから。そういった形で応募をかけるとなると、なかなか一般の方の公募というのが……。安全・安心協議会の場合も一般公募しましたが、結果的には手を挙げてくれる人がいなかったというようなケースも実際あるわけでありまして。とにかく、一般公募がふさわしくないと判断しているわけではありません。委員会の性格によっては、むしろ、一般の皆さんの御意見を寄せていただきたいというようなケースもあります。今回の場合、率直におわびを申し上げましたけれども、中身的には、行政の内部的な組織だとか機構だとかになってくると、一般の公募というよりか、むしろ有識者といいますが、ある程度経験を踏まえた方々にどうしても白羽の矢が立ってしまうというようなケースもあるわけですし、それぞれの委員会の性格によって異なってくるというふうには私は思っております。

したがって、いろんなケースで限られてくると、どうしても意見が偏りがちになりはしないかということもありますので、これからの人選に当たっては、女性、男性の立場も幅広く取り入れていながら、偏りというものがないようにバランスをとってやっていくというのが基本的な考え方ではないかと思っております。

これからも、引き続き一般公募が望ましい委員会については、皆さんの積極的な参加を求めていきたいというふうにはしたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） これで3回目になりますけど、再質問の中に、現在ある委員会が



どういふ状況であるか、どういふふうに町長は感じておられますかという問いかけがあるんですが、それに対して答えていらっしやらない。それは後、答えていただければ結構です。その中に、活性化が必要だと感じているかいなかいなということも問いかけておりますので、その辺も含めて回答していただければ結構です。

再々質問になりますけど、住民の協力なくして厳しい財政状況を乗り越えるのは大変難しいことだということが、全国各市町村のホームページ上で伺い知ることができます。特に、このたびの合併問題で、住民の意思で単独町政を選択した市町村では、住民自身が改革に意欲的であり、行政と協働で行財政改革が進められておりますし、一定の成果を上げている事例等を伺い知ることができます。

平生町の場合、私の感じるところでは、住民の意思とは少しかけ離れた方向で単独町政となった状況から、住民に対し、行財政改革の内容、あるいは将来の展望について十分説明する責任があるのではなからうかと思っております。こうした対応を誤ると、行政に対する不信感が増幅するであろうことを危惧しております。町民との協働によるまちづくりを目指すのであれば、住民との対話と行政側のディスクローズが必要不可欠と思っておりますので、この点を要望しまして、次の2問目の質問に移ります。

2問目としまして、阿多田島地区開発の件について、2月の全員協議会の報告で、国有地の件で、財務事務所から払い下げ地部分の.....。（「これ、答弁もらうと言ったと思うんですよ」と呼ぶ者あり）切らせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 委員会の雰囲気はどうかということでございます。やっぱり、委員会によろと思ひます。積極的にいろんな意見、発言が出てくる委員会、各種委員会がありますけれども、時間がどんどん経過していくぐらい活発な委員会とそうでない委員会とがあります。そうでないところについては、委員会の活性化というのは我々もできるだけ意見を引き出すような努力をこれからもしていかなければいけないと思っております。

それから、住民の理解と協力というお話がありました。今、2年目に入ります緊急行財政改革プログラムの策定に当たって、地域で住民懇談会、まちづくり懇談会をやりまして、中身について考え方を説明させていただきました。行政の簡素・効率化、組織・機構の見直し等、4つの柱を中心に、住民の皆さんからいろんな意見をいただきました。既に、合併の状況もこういう方向で決まった後、緊急プログラムを大きなテーマにして、平生町でも住民との対話をベースにした一つの考え方を踏襲しながら皆さんの意見もいただくということで、平生町として、まず、職員みずから、そして特別職含めて管理職の皆さんも、今から厳しい財政に取り組んでいきますということを説明させていただいて、けさも言いましたように、大方、住民の皆さんも緊急行財政改

革プログラムについて、町が取り組んでおる状況については御理解をいただきながらやってきておると受けとめているところであります。

したがって、自治会の行政協力員会議はもちろんであります、それとは別に、まちづくり懇談会等も昨年開催させていただいておりますので、これからも折に触れて、民意というものをしっかり踏まえて、民意を反映していくというスタンスをベースに置いて、これからの行政を進めていきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、次の2問目の質問に移ります。

阿多田島地区開発の件について、2月の全員協議会の報告で、国有地の件で財務事務所から払い下げ地部分の町道整備の件。それから、払い下げについては20年3月をめどに進める。もう一点が、町は今月末までに利用計画書を提出する。こういう報告がなされております。そこで、阿多田島地区開発の進捗状況について質問させていただきます。

この件については、昨年の12月議会において、阿多田島地区開発計画の現状と取り組み状況及び地中探査の件についての答弁をいただいて1年経過しております。質問した時点での答弁は、「開発に当たっての企業誘致に関しては開発公社、あるいはPFIを十分活用しながら検討したい」と、こういうふうに発言されております。さらに、昨年4月の広報「ひらお」の紙面にも「平生港田名埠頭の利活用の推進と企業誘致活動への取り組み」として、「地域経済の活性化を目指す」と、こういうふうに書かれております。そこで、3点お尋ねいたします。

まず、1点目としまして、企業誘致活動について、現実的にどのような行動をされたか、その成果と現状について、一連の進捗状況をお尋ねいたします。実際の企業誘致活動についても、払い下げを受けた後、ある程度整地して利用できる状況でなければ企業誘致活動も進まないのではないかと、こういうふうに思っております。その点も含めて、今後、どのように誘致活動を進めていくのか、答弁していただければと思います。

2点目として、一昨年の12月以降、産業拠点調査検討会を開催されたか。また、開催されておれば、どのような構想がその場で打ち出されているのかお尋ねいたします。

3点目としまして、PFI法を活用するには、この法律の目的、状況、条項から、公共施設の整備促進を図るということであり、介護関係の施設、あるいは学校施設等、地域住民と直接かかわりのある事業に適用範囲が限定されてまいります。田名埠頭とリンクした流通センターをベースに企業誘致をしますと、PFI法の活用は難しいと私は思っております。

そこで、PFI法の活用の検討とありましたが、どのような活用を想定し研究されているかお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 3点、阿多田開発に関連して御質問いただきました。最後のP F Iの関係については、企画課長に答弁させます。

企業誘致の関係でございますが、これは御承知のように、今日まで一連の、もちろん、地元関係の産業拠点調査検討会のメンバー、また、最近でもいろんな問い合わせが来ておりますし、我々も今、県の企業立地推進室と連携をとりながら、誘致についての取り組みを進めてきております。

私自身も毎年、門司税関の周南徳山支部関連の研修会、それから山口県植物検疫協会総会に関連企業が数十社参加されるわけでございますが、行政から首長で参加しておるのは私だけでございます。ことあるごとに参加しながら平生町の状況、皆さんもよく御存じであります。経済状況等も大変厳しい中でP RするところはしっかりP Rしながら協力をお願いしてきた経緯もございまして、今、問い合わせも十数社来ておることも事実だし、これから景気も大分、回復というような方向も出てきておりますので、そういうことも追い風にしながら、これからも取り組んでいきたいと考えております。

なかなか、具体的な成果というものが目に見えて上がっていないわけでありましてけれども、御指摘のように、基盤整備の部分がまだまだ遅れているところもございまして、それだけに、ある程度整備が進められなければならないし、当然、財政とのかかわりが出てくるわけでございます。その辺についても、財務局との状況がありますので、十分、財務省と連携をとりながら、これからの活用の仕方について考えていかなければいけないと考えておるところであります。引き続き取り組みを進めていきたいと思っております。

それから、阿多田島地区産業拠点調査検討会につきましては、最近で開催いたしておりません。当時、できれば何とか活用したいということで、地元企業を中心に進出の課題、検討、要望、こういうものを踏まえて一緒に協議をさせていただいて今日に至っておるという状況で、その後の検討会は開催いたしておりません。基盤整備の方針と今後の経済動向を踏まえ、よし、これはというのが、ある程度絞り込めた段階で開催していくようになると思います。

P F Iについては、企画から答弁いたします。

議長（平岡 正一君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） それでは、P F Iの研究、検討を行っているかという問いに対して答弁させていただきます。

P F I等については、今、議員さんがおっしゃいましたとおり、P F Iとか土地開発公社のプロパー事業とか、いろんな検討を重ねて、基本的には財政の負担にならないように、また、資金の確保ということで、スムーズに事業が展開できるようにということで研究、検討していかなくては行けないという御報告をさせていただいたところでございます。

P F Iと申しますのは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字を取ったもので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」で位置づけられており、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等に民間の資金とノウハウを活用して取り組むというものでございます。

全国の事例でも、公共施設等でP F Iを活用してやっておられるところは多々ございます。これが、企業団地、阿多田開発に活用できるかということについては、今、研究、検討段階でございます。どんな取り組みが一番いいか、昨日、山口の財務事務所に行ってまいりました。その辺、国と協議をしながら、町の一番いいやり方で利活用ができればということで、今、検討、研究いたしております。

2005年にP F I法の改正が行われまして、ある程度、緩和措置が行われております。これからの取り組みについて、国も民間のノウハウを活用しながら、まちづくり、地域づくりをやっていく中での改正だというふうにも思っておりますので、まだまだ研究の余地がございます。そういったことも含めて、今後、いろんな手法について模索していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど町長の答弁で、徳山税関とも協議、話し合いを進めているという話を伺いました。阿多田島開発は、田名埠頭とリンクした構想で進めることが重要であるということは当然であります。

平成17年6月1日に、町内企業4社と商工会で平生港田名埠頭上屋利用者協議会を立ち上げ、同6月21日に工作物の設置を伴う港湾施設の使用について県に申請が出され、8月31日に承認となっております。これが現在、上屋倉庫の建設が進んでいる状況であります。この件は、今後の阿多田島開発に当たって、多々関連があると思われまますので再質問いたします。

1点目としまして、平生港田名埠頭上屋利用者協議会規約に、協議会の顧問として平生町長と明記されております。顧問は、協議会の運営及び活動について会長の諮問に応じるというふうになっておりますが、顧問に就任された一連の経緯についてお尋ねします。

この件は、12月の時点で一度お尋ねしたときには明確な回答はなく、調査するという回答でしたが、いまだ回答をいただいております。山田健一個人でなく平生町長となっている以上、少なからず、町長としての発言は少し疑問があると思っております。この件も含めてお答え願えればと思います。

2点目として、仮定の話ではありますが、阿多田島地区開発に進出した企業が、現在建設中の上屋を利用したいといった要望、あるいは企業進出の条件となった場合、利用条件にもよりますが、利用が可能かどうか。今、建設されている上屋倉庫が利用できるか否か、平生港田名埠

頭上屋利用者協議会の顧問である町長にお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、第1点目の平生港田名埠頭上屋利用者協議会が発足いたしまして、今、埠頭での建設が進められており、まもなく竣工の予定と聞いております。協議会の顧問に町長が就任しておるということで、野積場の利用計画等については、議会でも皆さんに一連の経緯について御報告してまいりました。町としても、地場企業の皆さんの意向も十分踏まえながら、できる協力はしましようということで推移してきた経緯がございまして、この協議会を設置することになって、ぜひ顧問にという協議があったのだろうと。私自身も十分、この問題だけで協議をしたことはありませんが、一連の協議の中で出てきた話だろうというふうに思っております。この協議会が、平生町の、あるいは田名埠頭の活用、それから平生町の発展につながっていくのであれば、規約にもうたっておりますように、平生町の発展に寄与していくことになるのであれば、我々としても協力していくこと、町長が顧問に就任すること、平生町の工友会という工業中心の部会もごさいますけれども、工友会の顧問にも平生町長として就任させていただいておるはずであります。例えば、商工会にしる、当然、商工会と町長が顧問という形で（同ページに訂正発言あり）上屋利用者協議会の規約に定められておるということでして、町として、しっかり協力できることはしていかなければいけない。地域の発展のために努力をしていく。こういう私自身の気持ちもそこにはあります。

したがって、設置するに至った経緯は、野積場の利用計画について、当初から町も相談にあずかりながら、議会に報告をしながら対応してきた一連の経緯の中で、なるべくしてなったと思っておりますので、その辺は、私自身も全く違和感なく顧問という形でお引き受けしておると思っております。

それから、利用の条件にもよるけども、利用したいと言った場合はどうかということについては、当然、会の会長さんが御判断されると思いますし、顧問がええとか悪いとか言う筋合いのものではないだろう。何かあれば相談もあると思いますから、その辺は、私がええとか悪いとか言う性格の協議会ではないと思っております。ただ、せっかくできた田名埠頭ですし、埠頭の利用促進ということで倉庫が建設されておると思いますから、ぜひ有効に活用されることを、私とすれば期待いたしておるという状況であります。

訂正いたします。商工会長ではなしに、工友会の会長と町長ということに顧問はなっております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 今、上屋協議会が建てている倉庫が使えるかどうか、町長としてはわからないと。こういうふうな答弁であったと思います。

ということは、企業を誘致する場合に、まず第1点、一番肝心な倉庫が使えるのか使えないのかわからない状態で、どういうふうに誘致を進めていくのかという疑問が出たんですが。（発言する者あり）ええ、そういうふうに私は感じましたので。もし、私の感じ方が間違いであれば発言していただければと思います。そういうこともひっくるめまして、入りをはかる、あるいは出るを制すという言葉がございますが、出るを制すだけでは、おのずと限界があります。前回、コップの中の水の話をされましたが、現状は、どうも底が抜けているんじゃないかなと、こう思っているのは私だけかもわかりませんが、ひとまず、コップの底をふさぐ意味でも、既存のものに手を加える改革も必要ですが、発想を180度転換した思考で、入りをはかるべき知恵を絞る努力の必要があると思います。

以上で、質問を終わります。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 条件にもよるが、利用できるかどうか顧問としてと、こうおっしゃるから、私が判断するんじゃないかと申し上げたんです。先ほど言いましたように、埠頭がせっかくできたんだし、倉庫が有効に活用できて、そのことが地域の発展につながっていけば大変ありがたい。これが、私の基本的な立場でございます。

御指摘のように、入りをはかりてということですが、歳出の方も、相当切り込んでやってきておりますだけに、歳入確保の分野を最重点で取り組んでいかなければいけないということを申し上げさせていただいております。いろんな分野におきましても、それぞれ洗い直しをしながら取り組みを進めさせていただきたいということで、きょうの午前中の議案説明の中でも申し上げさせていただいたような次第であります。

.....  
議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問させていただきます。

まず初めに、障害者自立支援法実施に向けて伺いたいと思います。

障害者自立支援法では、身近なこの地域で、きめ細かいサービスを提供する責任と、サービスの実施主体を市町村に一元化しております。今後、障害者施策における町の役割は、ますます重要になってくると思っております。

この4月から、身体・知的・精神の3障害に関するサービス提供責任が、町に一元化されます。福祉サービス利用に関する支給の決定や利用料減免の認定など、町が実施することになります。

次に、真の地域づくりを目指す施策として、地域生活支援事業が今年の10月から開始されます。この事業についても、利用料負担は町が独自に判断することになります。

3点目に、町は障害者福祉計画を07年3月までに策定していくことが求められております。

この計画は、今後、地域における施設が移行する新事業の体系に適合したものとならなければなりません。あわせて、地域福祉計画や障害者計画との整合性を図ることも求められているところでございますが、問題は、今年の4月から、福祉、医療サービス利用時の負担方式が、原則1割負担に変わることです。応益負担は障害者福祉と相入れない負担方式だと私は考えております。障害が重く、多くのサービスを必要とする人ほど負担が重くなり、お金がなければ支援が受けられない事態となってしまいます。これは、障害者が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように支援を行うという障害者自立支援法の目的からも逸脱するものだと私は考えております。

私は、1割負担の導入で、負担が増大し、サービスを受けようとしてもサービスが受けられない事態が起こると考えております。町として、この問題に対してどのような対策をとっていくのか、また、どのような計画があるのかをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 障害者自立支援法の実施に伴って、町の役割が大変重くなってまいりますし、身体・知的・精神の一元的なサービスをやっていかなければいけないということで、応益負担で1割負担ということになり、負担が増大するのでサービスが受けられないような事態が出てくるのではないかと、それに対してどうかということでございます。

けさも説明しましたように、障害者自立支援法のねらいは、1つは、知的・身体・精神それぞれありました福祉サービスを一元的に提供していこうというもの。2つ目は、障害者が働ける就業支援、意欲と能力のある障害者が働けるようにしていこうというもの。3つ目は、地域の社会資源を活用できるよう、空き店舗等の活用を含めて規制を緩和していこうというもの。4つ目は、手続きや基準の透明化・明確化、認定を導入していくことによって明確化していこうというものです。

問題は、今ありました費用を利用者含めて負担し支え合う仕組みをつくらうということで、今回、自立支援法が国会で承認され、応能負担から定率1割。施設の利用者は食費、居住費が全額自己負担ということで、どうしても増える部分が出てくるのかなという気もいたしております。今回の自立支援法の制定に伴い、障害者の収入状況等を踏まえて負担の減免措置が今、国において講じられているところでございます。町の状況を申し上げますと、2月の広報で説明させていただいておりますが、個別に制度の周知を図らせていただいておりますし、対象者の方々に訪問調査を行っており、支給量決定の調査を行わせていただいております。

4月からの1割負担の導入についてと、あるいは所得の少ない方に対しては、負担軽減の措置はこうすることでこれが利用できますという説明を今、一生懸命やらせていただいております。負担が増大してサービスが受けられない事態がないように、制度の周知徹底に努

めながら、個別に内容について説明させていただいておる状況でございます、これから実施されますけれども、状況を判断しながら推移を見て考えていきたいと思っております。当面は、円滑な自立支援法の導入に向けて取り組みを進めておるという状況でございます。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 再度、質問させていただきます。町長も御存じだとは思いますが、この法案は、一度、廃案になった法案です。廃案になるということは、相当、問題がある法案だと私は思っています。町でこれを解決していこうということは、すごく難しいことだと私も思っております。

町長自身も、全国町村会とかいろいろございますが、その中でイニシアチブをとって、町内の自立支援法のどういいますか、社会生活、日常生活ができるように、国、県に要請するような計画も立てていただきたい。この辺のところはどうでしょうか。ひとつよろしく。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 当面は、制度の円滑な実施に向けて、対象者っていいですか、そういう方々の御理解もいただきながら、そしてまた、負担の軽減措置等についての説明もしながら全力を挙げて取り組みをさせていただいております。制度導入後、いろんな問題点等も出てくるでしょうから、その辺は、常に検証しながら取り組みをやっていかなければなりませんし、また、いろんな事態が出てくれば、町長としてしかるべき対応をとっていくということも、これは私に与えられた中でやっていく責務は当然あるわけでありまして、当面は、何とかスムーズに導入していったって、皆さんの理解が得られるように、また、そういう事態が発生しないように、自立支援法の趣旨が生かされていくような取り組みをやることに全力を挙げておるということで御理解いただきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 平生町民の生活の安全を、ぜひ、よろしく願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、国民保護計画についてお伺いいたします。

この3月議会に、平生町国民保護協議会条例並びに平生町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例が提出されました。国民保護計画において、町の計画づくりに対して、3点についてお伺いいたします。

第1点目は、この法体系そのものが戦争法であるということです。災害救助における住民避難計画とは違い、地方自治体に課せられたのは、米軍と自衛隊の軍事行動を優先させ、国民をアメリカの戦争に動員する計画づくりが中心になると私は思っております。国民の土地、建物、建物の強制収用、物資の強制収用、こうした内容を含む国民保護計画が作成されれば、国民の自



由や権利の侵害につながると思われます。この点について、町長の見解を求めます。

2点目として、平生町には東に米軍岩国基地を控え、南には上関原発建設計画が進められようとしております。私は、今回の国民保護計画と原発は両立しないものだと思っております。原発建設計画において、武力攻撃リスクは計算されていないんです。そのリスク計算を行えば、到底、原発建設はできないんです。これまで、平時ですら国民は多くの原発事故を経験してきております。有事の原発などは考えられないというのが率直なところではないでしょうか。そこで、国民保護計画は、上関原発建設計画にどう影響を与えるのかお伺いしたいと思います。

最後に、国民保護計画そのものは、今ある憲法第9条と深いかかわりがあると思えます。今、改憲が進められようとしている中で、憲法第9条をどのように考えているかお伺いいたします。

以上、3点、よろしくお願いたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 国民保護計画について、3点の御質問をいただきました。

まず、町民の自由と権利とのかかわりについては、けさ、提出議案の国民保護計画について説明させていただきましたけれども、改めて説明させていただきます。

平成16年6月、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が制定されました。これは第1章から第11章、195条にわたる膨大なものでございまして、その中の第35条第1項において、「市町村長は都道府県の計画に基づいて、国民の保護に関する計画を作成しなければいけない」ということになっておりまして、18年度、計画を策定することになるわけでございます。その諮問機関となるべき国民保護協議会についての条例案を提案させていただいておるところでございます。

この法律の目的は、「武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性をかんがみ、国、地方公共団体の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民などの救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としている」ということになっております。町民の自由と権利の御質問をいただいておりますが、同法5条において、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない」ということで、基本的人権の尊重が規定されていますから、我々もこの趣旨を踏まえ

て、基本的人権を尊重した国民保護計画を策定していくということになるだろうと思っております。

それから、上関原発計画でございますが、建設ということになれば、当然、県の地域防災計画  
つていますか、そこで原子力災害等の対策編が追加され、同計画に基づいて、本町においても  
地域防災計画に原子力災害対策編が追加されることとなります。その上で、国民保護計画におい  
ては、地域防災計画における原子力災害対策編に準じた対応を加味していくということになるら  
うと思っておりますが、現状はまだ建設計画の段階であり、今回策定された県の地域防災計画においても  
この原子力の災害対策編は掲載されておりませんし、今年1月に制定されました県の国民保護計  
画においてもこのことには触れられておりません。したがって、本町が今から計画を策定しま  
すけれども、当然、現時点では触れることにはならないと思っております。この辺の状況につ  
いては、十分、その辺の推移を見ながら対応していかなければいけないと考えております。

それから、憲法の話が出ておりました。憲法9条を含めて憲法を遵守していくというのは我々  
の立場だと思っております。ただ、9条の問題については戦後60年経過して、日本を取り巻く  
国際状況も大きく変化しておるといことで、国会では御承知のように、憲法調査会でいろいろ  
議論が交わされ、改憲の手続きをどうしたらいいかといことで、国民投票法をどうするかとい  
う議論が行われておると受けとめておまして、こういったことも幅広い国民の議論の中で考え  
ていくべきだろうと思っております。

私は、今回の国民保護計画についてもそうでありますが、現実には、武力攻撃事態、テロとか、  
国民保護計画がつくられていきますけれども、使われないことが一番だと思っておりますし、ま  
ず、外交努力が行われていくことが第一だろうと。そして、有事の際の国民保護計画を想定しな  
がら準備しておくことが、今、我々に課せられておる課題だといことでございまして、基本は、  
外交努力がまず優先されるべきだろうと考えております。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午後2時10分から再開いたします。

午後1時54分休憩

.....  
午後2時10分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 先ほど伺いました国民の自由と権利の侵害につながる問題ですが、  
これは国の方も認めております。その辺で、町長の見解を伺った次第です。

それと、最後の憲法9条にかかわる問題ですが、これは町長の考えをお聞きしたんです。この  
辺を、ひとつよろしく願いたします。同時に、この国民保護計画は、今後、議会で審議がで  
きるかどうか。その辺のところをよろしく願いたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど申し上げましたように、国民保護計画につきましては国の法律に基づいて、35条にありますように「市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づいて、それぞれの市町村でこの計画を策定する」ということになっておりますから、それに基づいて策定していきたいと考えております。

その際、法律の趣旨を十分踏まえながら、基本的人権を尊重した中身にしていかなければいけないし、内容によっては、土地、建物などを一時的に使用したりというような形で、物件を使用、または収用というようなケースも、当然、想定されているわけでありますから、そこら辺については、中身をこれからしっかり検討しながら制定に当たっていききたいと考えておりますし、当然、計画については皆さんにもお示しをしていくことになるだろうと思っております。

それから、9条の問題につきましては、私の立場から言いますと、9条を含めて現行憲法を遵守していくというのが、市町村長の務めだと思っております。私のこれが考え方でございます。

（発言する者あり）

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） 平生町国民保護計画でございますけど、先ほど町長が申し上げましたように、法律の35条に策定していかなければいけないという条項がございますが、この中に、当然、町長としては国、県の計画と整合性を持たせなければいけない。さらに、国民保護協議会という条例案をお願いしておりますように、性格的には、諮問機関的な協議会になると思いますが、その意見を聴いた上で策定していくということになります。さらに、県知事との協議も必要と義務づけられておりますし、議会に対して報告をしなければいけないという条項の取り決めがございます。ただ、議会で審議して議決すべき内容のものではございません。これから、1年間で計画をつくってまいりますけど、必要に応じて情報提供等はしてまいりたいと考えております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 今、お伺いすると、議会の方は報告のみという感じに受け取ったんですが、それでよろしいでしょうか。そうなりますと、議会の方からは声が出せないということになりますね。審議したことを、ただ報告を受けるだけということになると、議会の方からは声を出すことはできない、こういうふうに受け取っておりますが、それでよろしいでしょうか。

それならそれなりに、やっぱり基本的人権、こういうものを中心に据えて、条例そのものをつくっていただきたい。これは要望で結構です。質問を終わります。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） 言葉が足りず申しわけございません。法律の条項として、議会へ報

告するとともに公表しなければならないとうたってあるだけで、これから計画を策定していく上で、行政改革大綱もそうですし、いろんな形で議会の皆様方の御意見をちょうだいしながら、尊重しながらやってきておることを考えれば、同じように、素案の段階で示すとか、やり方等はいろいろあると思うっております。今後、策定の段階で適時適切に判断をしていくものであると。現在のところはその程度でお許しいただければと思います。

.....  
議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました質問の、まず第1点目をお尋ねいたします。

町長の政治姿勢についてですが、先ほど、山名議員が同様の質問をされましたので、私の方からは、町長自身が描いておられた構想がどの程度実現できたか、また、できなかったか。自己評価をまずお願いできたらと思います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町長が描いた構想がどの程度実現できたか、自己評価ということでございます。

私が描いた構想といいますが、いろんな考え方は、私が2期目のスタートを切ったときに基本的な考え方を申し上げさせていただいております。何点か基本姿勢、方針といいますが、1つは、町民との対話をベースにした信頼関係の構築、これは引き続き進めていきたい。

もう1点は、阿多田のプロジェクト、斎場の建設、若者定住促進住宅、漁業集落環境整備等、いわゆる社会資本の整備については、少子高齢化対策等含めて、これらの事業を着実に進めていかなければいけない。これは、着実に進めてこれたと思っております。

3点目が財政の健全化でございます。当時は、第三次総合計画と財政を絡み合わせた町政運営が大事だということを申し上げさせていただいております。財政の健全化については、引き続き行財政改革を進めさせていただいております。

4点目は、合併の問題は町の将来のまちづくりに大きくかかわってくるので、真剣に取り組んでまいりたいと申し上げさせていただきました。結果的には実を結んでおりませんが、議会の皆さん、住民の皆さん、真剣に取り組んでまいりましたけれども、結果としては御承知のような状況であります。

4点ばかり、私が2期目に就任したときに申し上げさせていただいた内容でございます。それに基づいて、いろんな施策の面で、ハードとソフト、それぞれ取り組みをさせていただいてまいりました。特に、ソフトの面では地域の力発揮事業というのをスタートさせておりますけれども、潜在的に持っている住民の力といいますが、人材が最大の資源であるという基本的な立場が

ら、そういうものをぜひ生かしたまちづくりをやっていこうと。自治会の活動についても、基本はそこに置きながら、地域の皆さんのエネルギーをまちづくりに生かしていきたい。

それから、補助金等のあり方についてもそうですが、皆さんが知恵を絞り、いろんな活動を展開していくことについて、行政がしっかりバックアップするような姿にしていくべきだろうと考えておりまして、この辺についても、いろんなソフト事業をやってまいりましたが、ぼちぼち地についた活動が展開されているところもあります。青少年健全育成の分野におきまして、ボランティアの方々を含めたいろんな活動が定着し始めていることについて、一定の評価はできていると思っておりますが、自己評価というのは、まだまだする状況ではないと思っております。私は、とにかく一生懸命、それぞれの課題に全力で取り組んでいくということで、ぜひ、御理解をお願い申し上げたいというふうに思います。自分の取り組みといいますか、構想といいますか、そういうものに、常に謙虚に原点に戻りながら取り組んでいくという基本的な考え方は、これからも持っていなければいけないと思っております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、対話の重視とか社会資本の整備とか、財政の健全化、合併、そういったものに全力を挙げて取り組んでこられたという話をお伺いしました。

ここで、なぜ自己評価をお願いしたかと言いますと、今までやられたことを反省し総括していく上で、今からこれが一番大事、とにかく、2期間にこれだけはやっておかないといけないというものがあぶり出されたんじゃないかと思うんです。それをお聞かせ願えたらと思います。

先ほど山名議員の話の中に、予算の成立に全力を挙げて取り組みたいとか、第四次行財政改革の策定に力を注ぐとか、そういった総体的なお話もなさいましたけれど、ポイントを決めて行財政改革を進めるっていうのも一つの手法だと思うんです。ポイントを決めて、そこでぐっと引っ張るっていうやり方もあります。全部を少しずつ底上げしていくっていう方法もあるんですけど、そういった自分の思っているか、一番力を注ぎたいものから職員を引っ張っていくやり方もあると思うんです。そういったことは考えていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ハード面では、かなり課題について着実に整備させていただきました。大型事業もほぼ終了ということでございますが、これから阿多田の開発事業含めて課題があるわけでございます。特にソフト面で、こういう時代でありまして、限られた財政的な制約の中で、地域の皆さんの潜在的な力、底力、こういうものを引き出していきながら協働のまちづくりを目指していきたい。これが一つの大きな私に課せられたテーマだと思います。

地域の力発揮事業というのを昨年からスタートさせておりますけれども、地域の皆さんの持つておられるいろんなエネルギー、ノウハウ、アイデア、こういうものを生かしていけるような

取り組み、それをしっかり行政がバックアップして支えていながら、結果的に、地域全体の大きなまちづくりの輪ができ上がっていく。これから我々の資金の流れも、そういう形で活用していけるような道筋をつくっていきたいというのが、今、私が考えておる一つの大きなポイントになると言えはなるのではないかと。そういう形で、この事業についても、しっかりこれから取り組みを進めていきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 住民との協働のまちづくりをいつも前面に町長さんは上げてらっしゃいますけれど、そのあたりの方策、いろいろとあると思います。それは、次の質問の方に入りますので、それは後でお話しいたします。

地方行政の果たす役割、使命の大きさをみずから問いながら務めてこられたことと思います。12月以降のことはまだはっきりする段階にないというお考えのようですが、町長の姿勢は、ひいては全職員の士気にかかわる重要なものだということは自覚されていると思います。住民との協働ももちろん大切ですが、それとともに、職員の士気も非常に大事だと私は考えております。これまでも増して全力投球を期待いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次の質問に入ります。

2つ目の質問は、団塊世代のマンパワーをどう生かすかです。先ほどの協働の話とダブるんですけど、来年以降、次々に還暦を迎え、定年となられる団塊の世代に対して、各自治体は熱い視線を送っています。Uターン、Iターン者に向けてアンケート調査や空き家情報の提供など、慰留促進事業を行っているところもあると聞いております。この団塊世代の力を生かしたまちづくりの可能性を探る時期に来ていると思いますが、活躍できる場の設置など、対策は進められているかを、まずお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 団塊世代のマンパワーをどう生かしていくのか、対策は進められておるかという御質問でございます。御指摘のように、大変これは大事な取り組みで、全国各地で今、団塊世代に焦点を絞った取り組みがいろいろと進められようとしております。1947年からということで、我々も団塊世代のはしりということになるんでしょうけれども、戦後の本当に大きな680万人と言われておりますが、退職者2007年問題、まさに、今日の経済日本をつくり上げてきた経験、技術、熟練したマンパワーの価値をぜひ地域で生かしていこう。また、我々にとって貴重な人材資源、人的資源が地域に戻ってくる。これを、指をくわえて見ておる手はないというのが一つの大きな動きとなっているわけでございます。山口県も、今年から新規事業で団塊世代のU・J・Iターン対策ということで取り組みを始めようとしております。町でも、この取り組みについてはいろんな可能性を追求していきたいと考えております。

ボランティアでもいろんな分野、福祉から子供たちの学校安全にかかわる問題、あるいは先般の内閣府の調査で、団塊世代の半数が週末は田舎で過ごしたい。田舎の定住希望が3割というような統計調査の結果も出ております。定年帰農者の方も含めて、今、営農塾へあっせんしておりますけれども、市民農園、遊休農地を活用したファミリー農園等々、事例もたくさんありますから、こういうものを踏まえながら、平生町としてどういうことがやれるのか。あるいは既にやっておりますように、便利屋さんもしっかり生かしていけるような対策、あるいは収納体制の強化をにらんでおりますから、経験者等による徴収嘱託員等の募集も一つの方法ではないか。あるいは生涯学習の関係ですが、技能、特技を持たれた方々を、キラキラ星さんということで登録しております。こういった、いろんなボランティア活動で生かしていただくというようなことも平生町では考えられるのではないかとということで、しっかり情報提供していかなければいけないと思っておりますので、まず、窓口を一本化していきたい。そして、情報発信していきますが、平生の場合はファン倶楽部等もありますから、この辺についても情報提供していったら、改めて平生の特性を生かしたまちづくりにつなげていくことができるような対策をこれからも発信しながら、受けとめていく対策について十分研究してまいりたいと考えております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 窓口を一本化して情報を発信していきたい。窓口が一本化されるというのは、団塊世代にとって、とても役立つというか力強いことだと思うんです。

先ほど、どういった技術を持っているかっていう話もございました。まず、団塊世代がどういったものに興味を持っているか、何にこだわりを持っているかを調査され、我が町のキラキラ星さんもあるにはあるんですが、具体的に、農業への参加や里山づくりへの参加、新エネルギー利用方法の提案、文化的活動、学校、福祉に対するいろんな活動メニューを具体的に示して手を挙げてもらうのも一つの方法じゃないかと思えます。そういった条件整備も考えられているように思いましたので、ぜひ、団塊世代のみならず、住民の力が引き出されるようないろんな施策を、アンテナを高く上げられて研究されることをお願いして、2つ目の質問は終わります。

3つ目の質問に入ります。改正介護保険制度について、先ほど町長から説明がございましたけれど、私からは、具体的に次の5つのことをお伺いしたいと思います。

安心なまちづくりのキーポイントとなる介護基盤整備のタイムスケジュールはどうなっているか。2番目に、介護予防のメニューと実効性はどうか。3番目に、地域包括支援センターのあり方はどうか。4番目に、地域密着型サービスの創設は考えられているか。5番目に、住民参加型福祉をどう進めていくか。

以上、具体的に5つお答え願います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 改正介護保険制度に関連して、5点の質問をいただいております。要旨をいただいておりますので、それに沿って答えさせていただきます。

介護基盤整備のタイムスケジュールについて、3期の事業計画策定に当たっては、今、団塊世代の話が出ておりましたが、団塊の世代が65歳を迎えることとなる2015年に向けた計画の第1弾といえますか、第1期という位置づけがされておまして、平成26年度末までに、要介護2から5の認定者に占める施設・居住系サービスの利用者割合を37%以下に、また、施設利用者全体に占める要介護4、5の割合が70%以上になるように目標値を設定することとされております。

今回の計画の中で、新予防給付、地域密着型サービス、これが新たに創設されています。そのため、3期の計画では介護予防の推進を図っていかなければなりません。地域密着型サービスである認知症対応型生活介護、いわゆるグループホームの整備、あるいは医療から在宅への中間施設としての介護老人保健施設の整備等を行うこととさせていただいております。

この3期計画から、従来5年を1期として3年ごとに見直すというものであったのが、3年を1期として3年ごとに見直すことになりましたので、平成20年には第4期計画、23年には第5期計画を策定していくわけですが、その段階で、居住系サービスの計画的な整備を検討していかなければいけません。

もう一つは、先般、医療改革制度の関連で、介護療養型医療施設を含む療養型病床、これを現在の38万床から15万床に削減する方針が厚労省の方から示されておりまして、介護療養型については平成23年度末をもって廃止という方向が打ち出されております。したがって、他の施設に転換ということになるわけですから、ここら辺の受け皿をどうしていくのかというのが、これからの大きな課題になるわけですので、第4期計画策定においては、当然、そういうことを念頭に検討されていくことになろうと思っております。そういう形で計画のスケジュールが動いていくと御理解お願い申し上げたいと思います。

介護予防のメニューと実効性については、健康福祉課長が答弁いたします。

地域包括支援センターの中立性をどうとらえていくかということでございます。たしかに、今回から包括支援センターの役割というのが非常に大事になってまいります。かねてより御説明申し上げますように、運営は平生町社会福祉協議会に委託するということになりますが、地域包括支援センターの公正、中立性が強く求められ、設置運営に関しては、地域包括支援センター運営協議会がかかわっていくということになります。本町でも17年12月に第1回の運営協議会を開催し、社協への委託や設置していくことの協議、承認をいただいております。

今後、町としても、設置の責任主体として適切な運営が確保されるようセンターの運営に関与



しながら、運営協議会の事務局として必要な都度、運営協議会を開催して意見をいただきながら、包括支援センターの中立性の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

地域密着型サービスの創設についても健康福祉課長から答弁させていただきます。

住民参加型の福祉ということで、地域通貨を利用した福祉サービスは考えられないかということです。地域通貨については、全国でもいろんな取り組みがされておりまして、商店街の活性化を含めて行われております。山口県内でも8カ所で行われているようでございます。地域でのふれあい、ネットワーク、連帯感が生まれたという効果が指摘されておりますが、地域通貨を福祉サービスで活用できないかということでございます。問題は、福祉の場合だと、通貨を利用する方、受け取る方、かなり一方通行になる可能性がありまして、通貨をどう循環させていくか。逆に、もらった人がどういう形で通貨を生かしていけるのかという循環システムと申しますか、この辺が、福祉に限定すると難しい部分が出てくるかなと。ただ、地域通貨の取り組みはメリットも指摘されておりますので、これから適用していく可能性等含めて研究していく価値はあると思っておりますが、今、直ちに福祉の分野でどうこうということになると、通貨の循環性をどう確保していくのかということについて、もうひと工夫考えていかなきゃいけないんじゃないかという気がいたしておりますので、これは研究課題とさせていただきます。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 介護予防のメニューと実効性、効果についてお答えさせていただきます。

介護予防につきましては、このたびの改正で要支援1、要支援2の方が対象となっております。サービスは12種類ございます。1つは、介護予防訪問介護、2、介護予防訪問入浴介護、3、介護予防訪問看護、4、介護予防訪問リハビリテーション、5、介護予防居宅療養管理指導、6、介護予防通所介護、7、介護予防通所リハビリテーション、8、介護予防短期入所生活介護、9、介護予防短期入所療養介護、10、介護予防特定施設入居者生活介護、11、介護予防福祉用具貸与、12、特定介護予防福祉用具販売です。

効果につきましては、特に、介護予防の観点から積極的な役割が期待されている通所系のサービスにつきましては、新たに、その人の目標に合わせて運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上などを行っていただくこととなります。第3期の計画では、新予防給付の効果を6%から8%としております。人数としましては、18年度が17人、19年度が23人、20年度が29人ですが、あくまでも計画上での数値でございます。

地域密着型サービスにつきましては、今後、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることを踏まえて、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、今回の改正により創設された新しいサービス体系でございまして、6種類ございます。1つは、夜間

対応型訪問介護、2、認知症対応型共同生活介護 グループホームでございます。3、認知症対応型通所介護 デイサービスでございます。4、小規模多機能型居宅介護、5、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、6、地域密着型特定施設入居者生活介護の6つでございます。

本町には、現在、グループホームが1カ所ございます。第3期事業の計画期間におきまして、グループホームをもう1カ所整備することとしております。

また、認知症対応型デイサービスは現在2カ所ありますが、これは、既存のサービスを地域密着型へ移行する予定にしております。

ほかの4つにつきましては、現在は予定しておりませんが、今後、状況を見ながら第4期計画に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） さっきの施設の話ですが、今回、国は施設から在宅へと、かなり思い切ったかじ取りをしております。先ほど町長さんがおっしゃったとおりです。

今、住民が一番心配しているのが、認知症とか、かなり重度になった場合、施設に入れるだろうかという心配がかなり聞かれます。結構、待機者が多いようです。国の方は、療養型をクローズしていく。老健は3カ月しか入れない。居場所が果たしてあるのかというのを、かなり不安に思っている方がおられます。小規模で対応しろというのが国の方針のようですが、小規模で対応するのが財政的に軽ければ、それもまたいいと思いますけれど、この近隣を大きくとらえて、近隣にそういった施設があるなら平生町にわざわざつくる必要もありません。近隣との情報交換、例えば、今ある施設を増床することで、入れるという確保が考えられるか。3年に1度見直しがあるから大丈夫というお話がありましたが、施設を建てる場合、3年ぐらいの準備で建てられるものではないと思うんです。そのあたりをもう一度お願いします。ですから、団塊世代が要介護状況になったときに入れる施設があるかどうかの心配に対するお答えと、それから今、認知症のお話がありました。今から認知症も増えていくことが予想されます。そういった施設、通所やグループホームなんかの対応ももちろんですけど、住民が認知症に対するきちんとした知識を持っていれば、認知症の人が暮らせる地域にできるということで、町を挙げて認知症の方を受け入れる体制に持っていつているところもあります。そういったのも一つの手だと思います。

あとは、先ほどの地域通貨の話ですが、どう循環させるかという話をされましたが、いろんなところがいろんなことでやっています。国からの支援を受けて、住基カードのIC機能を使って地域通貨の残高を記入して活用しているところもあります。これは、商店での買い物や公共施設料金の割引です。今回、公共施設の料金がかかるようになりましたので、そういった割引に利用するっていうのも一つの手だと思います。みんなが一生懸命頑張って自分の力を福祉に役立て

る。例えば、ちょっとしたごみ捨てとか買い物をしてもらえるだけで地域に住めるお年寄りたくさんいますから、そういった形での循環。公共料金や商店街の割引に利用するというのも循環できる一つの手だと思うんです。商店街は、1割引にしますよくらいでお客が確保できますし、公共施設の料金も自分たちがためた地域通貨で支払いができれば公共施設も使いやすくなるし、自分たちも張り切って人のお手伝いができるっていう考え方もあると思います。

そのあたりの、認知症の人が暮らせるまちづくりを考えられているかどうかということと、施設は、団塊世代あたりが、多分、山だと思うんです。そのあたりをどう考えられているかお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 1つは、認知症の話がございました。グループホームにつきましては先ほど課長が答弁しましたように、これから充実させていきたいと思っておりますが、同時に、これは地域社会全体にかかわる問題でして、地域福祉の充実、あるいはまた、福祉のネットワークっていいですか、そういう中で支えていけるような姿というのを描いているんでしょうけれども、現実にはそういう状況になっておりません。これはまた、いろんな機会を見て、この問題についてはしっかり我々も取り組んでいかなければいけないと考えております。

これから、団塊世代をにらんでの3期、4期、5期の対策ということになりますけれども、住民にとっては、施設が必要になった場合、入れるだろうかという心配が当然出てくるわけでして、この辺については今までもそうですが、近隣の市町と情報交換、連携をとりながら、状況についてしっかり把握して取り組んでいきたいと思っております。

施設の問題については、これから療養型を含めて全廃するという、とんでもないって言ったらかしいですが、一つの大きな方向が考えられているようですので、当然、国の考え方に伴う対応、措置等十分見ながら、我々として何ができるのかを判断していかなければいけないと思います。次の3期、4期には、その辺の動向を踏まえた具体的な計画づくり、反映させる努力が求められてくると思っております。

地域通貨については、御指摘、御意見等を踏まえながら研究させてみたいと思っておりますので、御提言等ありましたら、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） この制度は、地域に立脚した政策への転換という地方分権を占う先行モデルだと思います。これまでのように、国からの施策を自治体で受けとめるというやり方ではなく、国の定めたさまざまな制度や法律を使って、いかに地域に合った政策をつくるかという積極的な政策化の1点に尽きると思います。地域の独自性や創意工夫を生かしたサービスが導入できるよう、行政、住民、もちろん私たち議員も知恵を出し合い、汗をかきたいと思います。

担当、行政のさらなる努力を要望して、私の質問を終わります。

.....  
議長（平岡 正一君） ここで暫時休憩します。午後3時5分から再開いたします。

午後2時53分休憩

.....  
午後3時05分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） それでは、通告しております第四次行政改革大綱についてお伺いいたします。

まず、2点ほどお伺いいたします。7ページの組織・機構の簡素・効率化についてと、15ページの財政の健全化対策についてです。

まず、7ページにつきましては、組織のフラット化ということであります。これをあんまりやると、住民サービスがどうなるのか。それから、フラット化によって経費の削減はどうか、懸念されるわけですが、この点についてお伺いしたいと思います。それと、専門特命職務制度の確立というのが18年度にありますけれども、これはどういうことなのかお尋ねします。

2点目、15ページです。平成22年には6億4,500万円の歳入欠陥となっておりますが、22年までに行く過程がわかりません。この6億4,500万円をどうするかが大きな課題であります。この問題について、どう対応していくのかをお尋ねします。また、平成22年予算の想定数値の根拠が不明ですが、どのような策定においてこういう数値が出たのか、説明をお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 行革関連で2点でございます。まず、組織のフラット化です。一つの大きな取り組みをスタートさせているわけでありましたが、無理が出るんじゃないか、サービスの低下が起きるのではないかという懸念をされておられるようでございます。

御承知のような状況の中、職員の定員削減が現実に進んでいますし、これから、それぞれ職員にかかってくる業務の負担が増えてきます。そのことがサービスの低下につながってはいけないということで、一つの方法としてフラット化という形で取り組みをさせていただいております。一つは、組織のピラミッド構造をフラット化することにより、意思決定の迅速化を図っていきたいと思っています。もう一つは、課内で柔軟な業務配分をやって、主体的、自主的に、指示を待つのではなく、目的思考型の意識改革を進めていきたいということで、限られた定員で一定の業

務を行っていく上で有効な手法という考え方でフラット化を進めておる状況です。将来に備えて即応できる体制をつくっていく取り組みの一つです。ただ、実態として、職員の意識改革がそこまでいっていないのが現状だと思っています。できることから一つずつ着実に進めていかなければいけないと思っておりますので、これからも、各課においてフラット化の意識改革と業務のメリットが引き出せるような努力をしていきたいと考えております。

それから、財政見通しでございます。たしかに、行革の実施計画には平成17年度と22年度の前算が示されておりますが、途中が抜けております。財政見通しは年度を追って数値を積み上げておりますので、これはまた資料としてお示しいたいと考えております。ただ、全体的に言えることは、歳出は45億円前後で推移していくと見ております。扶助費や負担金、特会への繰出金等については、なかなか減少ということになりません。扶助費は国の制度にかかわってくる部分で、制度による影響を受けますので、思うように減少を見込めないというのが一方ではあります。逆に、歳入の最大項目であります交付税につきましては、18年度までは保証するというようになっておりますけれども、19年度以降は、全国押しなべてそうですが、どこの自治体も極めて不透明な状況で、なかなか見通しが見つからない部分があると、押しなべて言える状況だと思っております。試算では、臨対債含めて、今後、毎年5%ずつ減少すると見込んでおりまして、単年度で言えば、約1億円という数値になります。この辺についても、かなり厳しい前提で見積もっております。

税収についても、19年度、住民税へ税源移譲が実施されるということで増加することが考えられますが、所得譲与税として措置されていたものが逆になくなるということですから、実質的な増税、増収にはならないと思っております。このような不透明な状況の中で、一定の試算に基づいてはじき出していくと6億4,500万円という数字になると考えているわけでございます。当然、基金等の取り崩しはゼロという前提で行っているわけですが、そういう中で、緊急行財政改革プログラムの全面的な見直しに基づいて、今のところ基金については最低限の状況にとどまっておりますので、この辺についても、十分意を配しながら財政運営をやっていかなければいけませんし、歳出と同時に歳入確保ということを申し上げておりますけれども、今、歳入確保のプロジェクトをスタートさせており、できるだけ早いうちに方向づけをしていきたいと思っております。

5項目にわたるプロジェクトの検討テーマを抱えています。手数料、使用料等の検討。目的税を含めた税の検討。税収をどう重点施策、企業誘致を含めて税収確保をどうするか。財産処分の検討。広告等を含めた特別の歳入検討ということで、5項目にわたって歳入確保の検討委員会をスタートさせておりまして、これからの取り組む課題にさせていただいております。

とにかく、行財政改革を実施しながら、国の動向等も十分見極めて今後の対応を進めていかな

ければいけません。いずれにしても、大変厳しい状況が続いていくという前提で財政見通しが立てられているということです。改めて、試算となりました根拠については示させていただきたいと思っております。17年と22年だけとってぼんと出ておりますから、御指摘のような気持ちはもっともだと思えます。その辺についてはそのような対応をさせていただきます。(発言する者あり)

特命職務制度を新たに今回発令させていただいております。職員において、特にすぐれた分野の能力をお互いに活用できる場所は活用する。今回は税の関係で、ちょうど今、確定申告のシーズンです。ついこの前まで担当していた職員が他の課に行っておる。全体の他の課の業務状況も見ながら、集中するこの時期に税関係の知識と経験等を生かしてスムーズな税務課の業務が行っていけるように、期間を区切って所属課の理解を得ながら能力を活用していこうというものです。そのことによって、お互いにいい意味でインセンティブを与えることができ職場も活性化が促されていく。また、住民サービスの低下を来さないようにということで、今回から取り組みをさせていただいております。

議長(平岡 正一君) 藤村政嗣議員。

議員(3番 藤村 政嗣君) フラット化もいいですが、ひとつ聞きたいのは、係制から班制に変わっております。この効果がどうあるのかをお聞きします。

それから、あまりフラット化をすると、事業課なんかに行きますと、年度末になると毎月毎月会計検査が入る。ということは、全部課長が受けんにゃいけんということになりますので、その辺が、非常に一般業務に支障を来す。私の経験から言うんですが、そういうことがあるわけです。だからあんまりやると、トップの方は、毎月毎月そういう対応をせざるを得んと。そしてまた、日ごろ大きな入札でもあると、追えられるわけです。業者がようけおりますから。それから、住民からはあそこを直してくれ、ここを直してくれというようなプレッシャーがかかり、事業課のトップは大変な場面が多いと思えます。

そういうことを考えると、フラット化がいいか悪いかちゅうのも、私としては疑問があります。その点について、コメントがありましたらよろしくお願いします。

議長(平岡 正一君) 高木総務課長。

総務課長(高木 哲夫君) 係制から班制へ制度を変えまして、ほぼ1年が経過しようとしております。これまでも申し上げておりますように、完全に制度の趣旨が浸透しておるところまでは申し上げることがまだできません。職員の意識の問題、あるいはまた、これまで長年にわたって課制、係制の中でやってきた習性というものが抜け切らない部分もあるかと思えます。しかしながら、欠員不補充という限られた職員数でもって増加し続ける業務をこなしていかなければいけないという中であっては、フラットな体制というものが必要であることに変わりはない

わけでございますし、係制から班制への考え方の浸透というものを、改めてまた、職員全体に投げかけをしてみたいという思いでございます。

どちらにいたしましても、課長としてはいろんな形で職員が使えるという意味において班制のメリットは出てこようかと思えますし、若い職員におきましても、いろんな業務ができるというメリットは出てきておると思えますから、無理がないように、制度のメリットを享受しながらやっていければという思いでございます。もう少し時間というものが必要になってこようかという考えでございます。

それと、事業課の話も出ておりますが、本当に大きな課になってまいります。班については新たに6つの班を設けるということで、それぞれ専門性は持たせて、住民に対する要望については迅速に対応できるようにと今の時点では考えておるわけでございますけど、この4月以降、しばらく混乱するんじゃないかという思いはいたします。新しい建設課の体制をできるだけ早く構築できればという思いでございますし、また、新しく課長に座る職員にありましても、大変な業務量になろうかと思えますけど、18年度の予算で申し上げましたように、一般会計の工事請負費は2億円余りというような形で、建設事業そのものは、かなり金額的に少なくなってきておる状況で、課長の能力発揮ということも求められていくんじゃないかと考えております。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） だれでも仕事がやれるということですが、税務課の仕事でも、前任者が確定申告とらんにや間に合わんというようなことがある中で、事業課の仕事は、漁港やりよる者が山の仕事をやれるかということになったら難しいわけです。一概に、人間がおればフラット化で全員ができるということができかどうか、私は非常に疑問に思うわけです。その辺は考えていただかなければいけないと思います。

それから、財政の面でございますが、6億4,500万円の赤字が出るということでございます。この体制をいけば、最終的には翌年度予算案から前借りするという繰上充用の方法しかないわけです。その辺の考え方をやれば、当然、赤字再建団体ということにも将来にはつながってきますので、6億4,500万円というのが非常に大きな金額になるわけです。1,000万円か5,000万円ぐらいだったら、中でけびって充当できますが、6億円じゃっていったら、前年度予算を持ってきて足さんにや、やれないという状態になるんじゃないかと思えます。その辺の財源確保を十二分にやっていただきたいと思えます。この辺についてコメントがあれば。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） 実施計画でお示しいたしました平成22年度の6億4,500万円の財源不足でございますが、緊急行財政改革プログラムを策定しました平成16年度時点での財源不足が約5億9,000万円という形で現実を迎えてきております。たしかに、単年度で6億

4,500万円もの財源不足ということになりますと、恐らく、赤字再建団体ということになってよいかと思いますから、当然、そこに至るまで、どれだけのことができるか、またどれだけのことをやっていくかということが問われるものであらうと思います。そういう意味で、歳出については45億円で推移するとは申しておりますけど、この中には、社会保障費関係でどうすることもできないものも含まれております。国の医療制度改革、あるいは社会保障制度の見直しによって自治体の負担が多くなったら、全国どこの自治体においても財政的にやっていけないということが出てまいりますので、そういったところには国のこれからの見直しに期待をするところでございます。

しかし、実際に単年度が赤ということになれば、今おっしゃいましたように、繰上充用ということで翌年度の財源を前年度に持ってこなければいけないこともございます。私自身も実際に、国民健康保険の業務を担当しておりますときに赤字になりそうな状況がありました。繰越金が100万円不足というようなときもありましたので、財政サイド含めて、そういったことを考えたこともございますけど、一般会計で繰上充用ということになること自体、危険といえますか、危機を迎えることとなりますので、歳入の確保、さらに、歳出の削減ということで、向こう4年間の実施計画の遂行に十分注意してまいらなければいけないと考えております。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） それでは、次の広報「ひらお」の件です。再掲をお願いしたいということです。慶弔の掲載については非常に要望が多いということで、単純に考えて、届出人の承諾があればいいのではないかと思います。この辺について、御意見をお伺いしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 広報で慶弔の掲載をずっと続けてまいりまして、住民の皆さんからも大変親しまれたコラムだというふうには受けとめておりましたが、昨年の12月号をもって掲載を取りやめたところでございます。本来、慶弔というのは町民課窓口での出生・死亡・婚姻等の住民記録に関する個人情報ということになるわけですし、広報掲載というのは、本来からいけば目的外利用ですが、今日まで、本人の御了解をいただいて今まで掲載させていただいてきました。

しかし、昨今、御承知のように、個人情報保護法施行後においてもいろんな個人情報にかかわる事件、事故、ときにはそれを悪用されるというようなことで、掲載を取りやめたらどうかという意見も出されました。不利益を住民に与える可能性があるならば、やっぱりプライバシーを保護する立場からプライバシー保護が最優先ということで、今回、この掲載について取りやめさせていただいたということでございます。

町の企画課に3件ばかり、香典をもらったのにお返しができんじゃないかとか、ぜひ、もう一



回載してほしいというような意見が寄せられたということでございます。逆に、おかげで、ひとり暮らしになったのを人に知られなくなかったんで、掲載されんから安心して暮らせるようになってよかったというような声も寄せられておるようです。今、明暗それぞれ出てきておりますけれども、全国的、あるいは県内の状況等を踏まえましても、近隣の柳井、田布施、光は既に、慶甲については掲載を取りやめておるようでございます。プライバシーを最優先するという立場から、この措置を取らせていただいておりますということで御理解をお願い申し上げたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） 読売新聞に「情報を共有し信頼社会へ」という座談会が掲載されております。この中で、「個人情報保護法の運用見直しが始まっている。現状と見直しは」というところで、「保護法の見直しは必要だ。施行後3年をめぐりに検討することになっており、国民生活審議会の個人情報保護法部会で来年夏までに見直すべき点は見直す方向に論議していく」ということが書いてあります。それから、「官の情報隠しにもっと公開条例を利用して対抗しなければ」という部分については、「どんな社会に住みたいのか一人一人が考えることが大事だ。匿名社会なのか透明社会なのか、今あるべき社会の全体像が見えず、目の前の問題にとらわれている。官の情報隠しに対しては知る権利がどれほど大切なものなのか、憲法ができたときにもう一度戻って考え行動する必要がある。知る権利が制約されつつある現状と、その行き着く先はどうなるのかを訴えなければならない。ルールづくりはそこから始まる」という論評が出ておりますけれども、そういう社会がいいのか悪いのかということについては、3年ぐらいたって検証するということでございますので、これは、課題として置いておきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（平岡 正一君） 本日は、これにて散会いたします。次の本会議は3月9日午前9時から開会いたします。

午後3時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 湊 上 正 博

署名議員 藤 村 政 嗣

平成18年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成18年3月9日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成18年3月9日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問及び質疑

日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第3 委員会付託

出席議員(14名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 新本 俊彦君  | 2番 淵上 正博君  |
| 3番 藤村 政嗣君  | 5番 山名 喬二君  |
| 6番 細田留美子君  | 7番 柳井 靖雄君  |
| 8番 河内山宏充君  | 9番 増野 洋樹君  |
| 10番 河本 史朗君 | 11番 吉國 茂君  |
| 12番 鍛冶原重雄君 | 15番 安村 忠男君 |
| 16番 福田 洋明君 | 18番 平岡 正一君 |

欠席議員(2名)

|            |            |
|------------|------------|
| 13番 曾田 文彦君 | 17番 川本 健吾君 |
|------------|------------|

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 局長 角田 光弘君 | 書記 吉岡 文博君 |
|-----------|-----------|

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山田 健一君

|                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 政策調整室長兼出納室長 .....      | 佐竹 秀道君              |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ..... | 高木 哲夫君              |
| 企画課長 ..... 吉賀 康宏君      | 町民課長 ..... 松井 稔君    |
| 税務課長 ..... 田尾 正昭君      | 健康福祉課長 ..... 河野 孝之君 |
| 経済課長兼農業委員会事務局長 .....   | 洲山 和久君              |
| 建設課長 ..... 枘本 和彦君      | 下水道課長 ..... 安村 和之君  |
| 佐賀出張所長 ..... 村上 勲君     | 財務班長 ..... 池田 真治君   |
| 教育長 ..... 合頭 興亞君       | 教委総務課長 ..... 福本 達弥君 |
| 教委社会教育課長 ..... 弘中 賢治君  |                     |

午前9時00分開議

議長（平岡 正一君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

#### 日程第1 . 会議録署名議員の指名

議長（平岡 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、山名喬二議員、細田留美子議員を指名いたします。

#### 日程第2 . 一般質問及び質疑

議長（平岡 正一君） 日程第2、一般質問及び質疑を行います。

昨日、一般質問が終わっておりますので、まず、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例及び議員提出議案第2号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成17年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 16ページの寄附金の項目に、一般寄附金200万円という金額が明示されております。この200万円という寄附は、使い道に制限があるのか、どんなところにも使えるような状態のものなのか、その辺のところをお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますけど、性格的に一般寄附ということ  
でございますから、特段、使途が制限されているものではございませんけど、いろいろ寄附をさ  
れる経緯の中で、使途については我々の方で考えていきたいと考えております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成17年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を  
行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成17年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算について質疑を行いま  
す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成17年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について質疑を行いま  
す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成17年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行いま  
す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号平成17年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について質疑を  
行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行  
います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、平成18年度予算の質疑を行います。一般会計につきましては全般と、歳入は一

括、歳出は款ごとに質疑を行います。特別会計につきましては会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第9号平成18年度平生町一般会計予算について質疑を行います。一般会計予算全般について質疑はありませんか。（発言する者あり）全体についてです。柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 歳入の方で12ページ、固定資産税が前年に比べて……、

議長（平岡 正一君） 柳井議員、そのあたりは歳入ですので、全般についてお願いします。

議員（7番 柳井 靖雄君） 歳入歳出全般と聞いたもんですから。

議長（平岡 正一君） わかりました。どうぞ。

議員（7番 柳井 靖雄君） 固定資産税が前年に比べて2,300万円も減っておるんです、12ページ。普通、固定資産税がこんなに減るといのは、どういう意味なんですか。大体、固定資産税はほとんど一緒じゃないかと思うんですが。

議長（平岡 正一君） 柳井議員、歳入のときに再度お願いいたします。全般につきまして質疑を行います。吉國茂議員。

議員（11番 吉國 茂君） 大変苦労されて予算を組まれたと思うんですけど、前から、もう抑えるところはかなり抑えてきておると思うんです。要は、入りの部分をどこまで……。例えば、幾つかの項目に分けて、入りの部分を資源的なもので考えて特定した段階なのか、まだそれを探しておる段階なのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えさせていただきます。

昨日も触れさせていただきましたけれども、今、特別にプロジェクトをつくって、5項目に分けてそれぞれテーマが絞られております。それぞれ目標を立てて作業を進めており、4月末ぐらいにはプロジェクトの方向づけを出すように作業を進めておる状況でございます。

議長（平岡 正一君） 吉國茂議員。

議員（11番 吉國 茂君） ということは、まだ、そういういい方しちゃいけないけど、海のものとも山のものともまだわからない状態。たとえば、こういうところに可能性があるということで、かなり突っ込んだ資金確保とか収入確保とか、こういったものに対する応分の負担を強いるとか、そういったものまではいってないという判断でよろしゅうございましょうか。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 緊急行財政改革プログラムと第四次行革大綱及び実施計画の財政の健全化対策の中で、財源確保に向けての取り組みというのを具体的に示しています。

今、全体で取り組みをしているのは手数料及び使用料です。使用料は4月から入ってまいります。手数料、使用料、占用料、受益者負担金を項目に挙げています。

税の関係では、目的税と入湯税の検討。税込確保施策の検討は、重点施策を何に持っていくの

か。財産処分の検討については、普通財産、施設等の目的外利用、備品の貸出等についての検討。特別歳入の検討は、広告掲載をやったらどうかとか、いろんなアイデアが出ておりますから、5つのチームにわけて4月20日を目標に検討を進めております。それを踏まえて、取り組めるところから取り組んでいくことになろうと思います。

議長（平岡 正一君） 吉國茂議員。

議員（11番 吉國 茂君）きのうも、今後もかなりの財源不足が見込まれるんじゃないか、厳しい状況が続くんじゃないかということをおっしゃっていましたが、その認識と、それに対する取り組みのスピードというのは、かなり本格的に詰めていかんと間に合わんんじゃないかという気がします。その辺は、今後もしっかりしていただきたい。また、どこまでこのスピードと対応できておるのか、できると思われているのか。このスピードで来年もできるというか、そこそこいけるという、なかなか難しい問題ではありますが、自分たちの計画と実行段階のバランスは十分といったらおかしいですが、今の計画段階でそういったシステム、仕方で間に合うのかどうか、その辺をお聞かせください。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君）今、いろいろ検討をして、やれるところから手がけていきたいということをおっしゃいました。例えば、項目の中には税の問題等も入ってまいります。対象となる税については、住民の皆さんのある程度の合意をいただかなければいけない部分は出てくるわけですから、手順をしっかりと踏みながら作業を進めていくということになろうと思います。取り組む課題によって、即対応できるものについては即やっていくということで、来年度は緊急プログラムの取り組み2年次という位置づけをしておりますから、できるだけことは、ラインを引いていきたいということで取り組んでおります。おっしゃるように、出の方も削れるところは削ってきた気がしますし、歳入確保の点についても、十分、この辺に焦点を当てて取り組んでいきたいと考えております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君）12ページの歳入ですが、固定資産税が前年度対比2,300万円減っています。なぜ、固定資産税がこんなに減るのかという素朴な疑問です。大体、固定資産税は少しずつでも上向きが本当じゃないかと思うんです。この辺の説明をお願いします。

議長（平岡 正一君） 田尾税務課長。

税務課長（田尾 正昭君） 固定資産税がなぜ減額になるかということです。平成18年度は評

価替の年でして、家屋が年数たちますので減額になりまして、家屋の減額が要因となっております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 42ページの電柱添架料67万5,000円と委託料のサポートSE支援料31万5,000円は、今年度初めて出てきています。多分、イントラの関係かとは思いますが、これは、毎年毎年、これから継続していくものなのかどうか。それと、46ページの使用料、公用車の45万円は、どういう性質のものか。

この3つをお答え願いたいんですが。

議長（平岡 正一君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） まず、42ページの電柱添架料は、申されましたとおり、イントラ関係の諸経費です。内容は、イントラの光ファイバーケーブルを町内に張りめぐらす際の電柱の借り上げと、その下の土地の占用料も関連いたします。内容としましては、概算で電柱の総本数約650本、これには民間のものもございます。例えば、NTTとか、そういったところも借り上げます。それと、新設の電柱も650本の中には出てきますので、それぞれ予算組みをさせていただきたいと思っております。基本的には、民間の電柱に張りめぐらすものについては、1本当たり1,200円、土地の占用料については新設で電柱を設置するという内容ですが、これについては概算で88本予算組みさせていただいております。

委託料のサポートSE支援料は、今回新たに出てきた内容でございます。これは、17年度から住民情報システムの保守管理・情報管理等を企画課の方で総務課から引き継いでおります。このたび、住民情報システムの突発的な対応や法改正などのシステム処理として、SEはシステム・エンジニアという意味でございますが、特別な処理をしていただくということで、今回から新たに支援料として31万5,000円を計上させていただいております。内容は、1回当たり3万円、10日分の消費税で計算しております。

46ページの公用車はハイブリッド車です。17年度に新エネルギービジョンを策定しましたが、これに伴うものです。いろんなアンケート等で、低公害車、環境に優しい車への取り組みの構想を掲げております。これの具現化に向けて、このたび1台ほどハイブリッド車を導入したい



ということで、企画の方で対応させていただきたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

元に戻りますけど、42ページの予算組みです。電柱等の手数料については、今後、19年度にはケーブルテレビの取り組みが出てまいります。公共が張りめぐらす光ファイバーの線を活用してケーブルテレビの取り組みをする流れでございます。今、ケーブルテレビ事業者に保守管理については一括やってほしいという交渉をしております。今後、これが出てくるかどうかという話になりますが、19年度にこの予算組みがどうなるかというのは協議中でございます。

サポートSEについては今後も出てくると思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

ハイブリッド車については使用料でございますので、5年間使用料を払いまして、備品購入というより借上げの内容で取り組みたいと思っております。

以上です。

議長（平岡 正一君） 柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） そうすると、電柱添架料はこれからずっと続くという解釈でいいですか。ケーブルテレビを導入すると年間1,000万円ぐらいいるという話でしたから、当然、1,000万円プラスこれが必要だということになりますね、毎年毎年。光ファイバーもしくはケーブルテレビを導入するとなると、電柱添架料は事業がある間は必要だという解釈でいいですか。

公用車の45万円というのは5年のリースということですか。

電柱添架料は、CATV、イントラネットが続くとしたら、ずっと未来永劫にいるということですか。1,000万円とは別だということですか。その辺を、もう一遍、説明してください。

議長（平岡 正一君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） 用を得ない説明で大変申しわけございません。先ほど言いましたように、今後の添架料についてはケーブル事業者と協議しており、できることなら、ケーブル会社で持っていただきたいということで交渉を進めております。ただ、今回のイントラ整備は18年度からの事業でございますので、このたびは、町の予算で対応することになりますが、19年度以降については対応していただきたいということをお願いしています。将来的な対応はわかりませんが、町としてはお願いしていきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） ケーブルテレビですが、基本的に私は必要ないという考えを持っておるんです。加入してもしなくても個人の自由だという説明でしたが、年間1,000万円プラスこれがかかる。これがずっと続くというのがいかなものか。ケーブルテレビに加入すると

という方が過半数に至らずして税金を投入することが公平・公正かどうかということです。CATVの加入率をもう一遍アンケートされたんですか。その辺について、イントラネットとケーブルテレビが併用してあって、電柱添架料と年間1,000万円が本当に有意義なものか、多少疑問が残ります。もう一遍、アンケートをとられた方がいいんじゃないかと思うんですが、その辺、考え方だけで結構です。

議長（平岡 正一君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） 町としての取り組みについては、先ほど言いましたように、極力、町の持ち出しを少なくするため、今後の添架料はケーブルテレビ事業者にお願いいたしておりますので、我々としても強力的にやっていきたいと思っております。

ケーブルテレビは、イントラ事業の中で将来的にケーブルテレビの導入を図って情報格差をなくすということで国に要請しております。その前段といたしまして、1市2町共同で情報化計画やテレトピア計画等、いろいろな計画を策定させていただきました。そのとき、町内無作為抽出ですがアンケートもとらせていただきました。ケーブルテレビの設問もございました。1年ないし2年たっておりますけど、当時、加入したいという方が7割ぐらいいらっしゃいました。1年たっておりますので、状況については把握いたしておりませんが、今後についても、情報格差含めて住民の把握については努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 質問の前に、まことに恐縮ですが、身体に支障を来しておりますので、できれば座って質問させていただきたいんですが。（発言する者あり）ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。49ページの徴税費に関する質問です。税の収納率アップについては喫緊の課題ということで、あらゆるところでテーマになっておりますけれども、予算的な裏打ちが非常に乏しいのではないかと。そのことは強調されるものの、なかなかこの点について意気込みが伺えないという気もしないわけでもありません。この辺についての考えをお聞かせいただきたいんですが。

議長（平岡 正一君） 田尾税務課長。

税務課長（田尾 正昭君） 予算措置としましては、徴収嘱託員の金額を2倍前年度より計上させていただきます、勤務時間等の調整をして徴収に努めたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、徴収嘱託員の関係について税務課長が答弁いたしました。体制的に、職員の配置についても十分考えていきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 徴収率を上げるということは、財政基盤を確立することはもちろんですが、財政の健全化や負担の公平などの面から、極めて重要な課題だと思うんです。このことについては、町長のきのうの提案理由説明の中でも強調されておりまして、議会における行政改革の課題の中でも非常に大きなテーマとして何人かの議員の質問もありました。第四次行政改革大綱の中でも大きくこのことがうたわれている。今、嘱託員を倍増するということもありましたが、その周知徹底です。あまねく町民に対して、現状と町の財政健全化、負担の公平を知らしめるという意味でも、力点を置いて取り組んでいく必要があるだろう。もちろん、費用対効果ということもあると思いますが、意気込みというのがこの中ではなかなか見えてきません。徴収体制については、担当者だけでなく職員総動員でということがいろいろな部署、第四次大綱の中でも見えますけど、そのことが町民全体に徹底し切れる状況じゃないと思うんで、ぜひ、その点については、予算措置を含めて対策の強化をお願いしておきたいと思います。これは要望です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。増野洋樹議員。

議員（9番 増野 洋樹君） 53ページの選挙費ですが、町長選挙と県議会議員選挙の委託料にポスター掲示場設置ということですが、これは、町議会議員選挙と違って、人数が三、四名程度か何名かわかりませんが、例年、ベニヤ板2枚ぐらいで立てられると思うんです。4年に1回ですけれども、町長選挙と県議会議員選挙の間が三、四カ月ですが、撤去してまた立てるということが、そのまま期間からしても短いし、一緒なら、単純に半分になると思わないでもないんですが、この辺、そういう工夫、素朴な疑問を、町民の方もこれを見て、前のときに私は言われたことがあるんです。この辺は検討できないものなのかということが1点です。

それと、90ページの商工振興対策費331万1,000円と（発言する者あり）すみません。選挙費についてお願いします。

議長（平岡 正一君） 高木選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） 53ページの町長選挙費と山口県議会議員選挙費の選挙ポスター掲示場設置ですが、双方とも42万2,000円ということで予算組みをお願いしております。おっしゃいますとおり、枠の大きさについては、多分、一緒になる可能性が強いんじゃないかという思いがいたします。県議会議員選挙にあっては、熊毛郡区の定数が何人になるかというのが最終段階に至っておりますが、今のところ1人という情報の中で、枠については、恐らく、同じ大きさで対応できるんじゃないかと思えます。

町長選挙については、先般の選挙管理委員会で決定いたしまして、11月14日告示、11月19日投開票という日程で進んでまいります。県議会議員選挙については、来年3月30日に告示、4月8日投開票ということでございます。その間、掲示場をそのまま三、四カ月置いておくこと

が風紀上といえますか、景観上いかなものかということとあわせて、ポスターを張っていただく右側に選挙名とかいろんな注意書きがございます。これについては文言等が違ってまいりますし、そのまま設置した上で張ることが可能なものかどうか。あるいはまた、コンパネを新しく持って行くのか等、いろいろ考えられるところはあるかと思えます。総合的なことを考えて対処できればということでございますので、まだ時間がありますから、検討、協議をさせていただきたいと思えます。

議長（平岡 正一君） 増野洋樹議員。

議員（9番 増野 洋樹君） 検討するということですが、当然、タイトルも違うし、注意書きも違うのはわかります。コンパネの土台は何ミリ 9ミリか12ミリ使うか、耐水ベニヤを使うんでしょうが、その上に2.5ミリとか、薄い紙1枚張っても下地は見えませんが、その辺はどうかクリアできると思うんです。あと、問題になると思えば、景観というよりは、立てるときに民家の真ん前を、窓を一部ふさいだりという御迷惑はあるかと思うんで、その辺の協力さえいただければ、住民はそれを、こんなものをずっと4カ月もと文句を言うような場所にはないでしょうし、通常、交通の邪魔になるようなところにはないと思えます。隣接地というか、土地を借りたりいろいろ協力していただく方の理解さえ得られれば、私はクリアできる問題じゃないかと。あとは、補助金絡みでいろいろ収入もあるでしょうけども、もらえるから使うんだという感覚じゃなく、むだなものは1円でも省いていこうというのが、常日ごろからのスタイルだと思うんです、行政というのは。その辺は、総務課長の検討しますということですので検討していただいて、できれば、むだを省くような方向で行っていただきたいし、できないなら、それなりのきちとした理由をまた報告していただきたいと思えます。

議長（平岡 正一君） 鍛冶原重雄議員。

議員（12番 鍛冶原重雄君） 49ページの委託料で、徴税の計算業務、あれはどういうふうなことをするのか。

議長（平岡 正一君） 田尾税務課長。

税務課長（田尾 正昭君） 徴税計算業務の委託でございます。町民税、固定資産税、軽自動車税の課税をすることにおいて、電算等の会社に委託して、それぞれ税の課税、収納等の業務で委託しております。

議長（平岡 正一君） 鍛冶原重雄議員。

議員（12番 鍛冶原重雄君） そういうふうなことは職員じゃできんもんですか。外に出さんと。職員ができんのじゃったら、これから先、勉強させてでも取り組むような姿勢をとって、少しでも 少しじゃないね、儉約するような考えはないものか。

議長（平岡 正一君） 田尾税務課長。

税務課長（田尾 正昭君） すべて委託して任せているわけではございません。職員でできるものは電算を使って処理をしておりますが、基本的に職員でできないものを委託しています。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 今の鍛治原議員の質問につけ足す形で質問したいと思います。今の答弁の内容を聞きますと、進歩が全くない。要するに、町でできないものを委託に出している、これは当然そうだと思います。そこを要するに、町でいかにやっていくかということをしっかり考え工夫していくのが今の状態であろうと思うんですが、そういった考え方というのは全くございませんか。

もう一つは、町税計算業務、パソコン保守管理がここにずらっとありますが、毎年数字が変化しております。っていうことは、町税計算業務委託先の業者はどうなっているか。1つの委託先なら、下の4項目については全部ひっくるまっているんじゃないかと、こういうふうに思うんです。それぞれ金額が毎年変わっております。変化しているから変わっているのはわかるんですが、委託ということになれば、ひっくるめて委託しているのか、分散して委託しているのか。その辺のところ、よろしくをお願いします。

議長（平岡 正一君） 田尾税務課長。

税務課長（田尾 正昭君） 委託料の金額が毎年違うということですが、これは、それぞれ計算業務、町民税、固定資産税における件数とか、それぞれの積み上げで毎年変わってくる場合があります。

それと、今年は電算が昨年度からポリス からポリス に電算を切りかえておりますので、それにより、委託先でなくても町の方でできるものもできましたので今年は減になっています。

（発言する者あり）見積もりは、それぞれでいただいています。（発言する者あり）

電算システムを昨年度ポリス に向上させていただきましたので、それによって、今まで委託していたものが税務課の方でできるようになりましたので、今回、そういう関係で計算業務の方が若干減になっております。職員でできるものは職員できるように努めなければいけないと思っております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） もう一つ、電算業務の委託先の業者はどなたですか。もし、これが公表できないというのであればあえて聞きませんが、公表できるのであれば教えていただきたいと思えます。

料金体系については、今、それぞれ分割した料金体系になっているということですが、この辺を分散して、それぞれいろんな作業行程によって上がり下がりするというのも、一般的な委託料と考えた場合、一緒にいいんじゃないかと思うんです。業者に対して、こちら側の考えや要求を

しっかり出さなきゃいけないと思うんです。そういったところを今後どういうふうを考えているか、よろしくをお願いします。

議長（平岡 正一君） 田尾税務課長。

税務課長（田尾 正昭君） 委託先は、株式会社大和コンピューターセンターでございます。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午前10時から再開します。

午前9時50分休憩

.....  
午前10時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

田尾税務課長。

税務課長（田尾 正昭君） 賦課徴収費の委託料の先ほど私が言いましたのは、町税計算業務を言いました。申しわけございませんでした。

町税計算業務、パソコン保守管理、住民情報システム課税プログラム変更業務、評価替計算業務は大和コンピューターセンターです。今年も引き続きそちらに委託をお願いしたいと思っております。

税務用地図情報業務は朝日航洋株式会社です。本年も引き続きお願いしたいと思っております。土地鑑定総合評価業務は株式会社中央総合鑑定事務所で、最終的にはこちらでお願いしております。

見積もり等においては精査して努めたいと思います。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。新本俊彦議員。座ったままで結構です。

議員（1番 新本 俊彦君） ありがとうございます。御配慮に感謝します。

58ページの社会福祉費、老人福祉総務費は、対前年でかなり削減されております。特に、委託料のメニューが、介護保険の制度変更の関係で、特別会計の方にメニューが移されています。問題は、支援を受ける側がこれによって変化、特に、サービスの低下を来すことがないのかどうかということについてお尋ねしたいんですが。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 老人福祉総務費につきまして、受益者の方の低下を来さないかという御質問でございます。

2,300万円減額になっておりますが、大きいものについては在宅介護支援センターがござ

います。介護保険で地域包括支援センターができますので、そちらの方で対応していただくということ。

それから、筋トレなんかも介護保険制度の方に持っていくということで、大きく受益者の方、弱者の方への低下を来すことはないと考えております。

議長（平岡 正一君） 新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 役所の管轄はどうあれ、受益者側にとったら今までのサービスが当然継続されてしかるべきだし、アップされてしかるべきだと思うんです。

介護保険制度そのものについて、きのうも一般質問の中で不備などについての指摘がありました。特に、受益者側が役所の都合によってサービスの低下や不安に直結するようなことは現に謹んでいただかなきゃならないと思うんです。

特に、介護支援、老人福祉は国保財政と極めて深いものがあるし、ここを、どういうふうに抑制していくかということと大きなかかわり合いがあります。先進的な自治体においては、生活習慣病などについての指導というか、そういうもので国保会計の負担を削減するというような先進事例もあります。そういう観点で、ぜひ、御尽力をいただきたいと思います。これは要望です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 80ページの負担金と補助金について、内容をお尋ねいたします。

米・大豆色彩選別機導入事業についての内容と、補助金の就農円滑化対策事業、防除用ヘリ導入事業の3つの内容をお尋ねします。

議長（平岡 正一君） 洲山経済課長。

経済課長（洲山 和久君） 米・大豆識別選別機導入事業（88ページに訂正発言あり）でございますが、これにつきましては、米への識別という形で、米が3等級以下の米が出てまいります。それを識別選別機（88ページに訂正発言あり）にかけて等級を上げていくという形でございま

す。米の1等は1万5,850円、3等級以下であれば9,000円になりますので、識別選別機（同ページに訂正発言あり）にかけて等級を上げていくといった識別選別機（同ページに訂正発言あり）の導入です。（発言する者あり）失礼しました。色彩選別機導入です。これにつきましては、県が2分の1、市町2分の1でございます。柳井、田布施、旧大和、平生で農家戸数割という形になっています。

就農円滑化対策事業補助金でございますが、ニューファーマーの総合支援対策事業と言いまして、地域農業の担い手の確保と定着を図るということで、県が2分の1、町が2分の1の補助を行うものでございます。

防除用ヘリ導入事業の内容は、平成17年度に南すおう農協が事業主体となりまして、県の補助事業による防除ヘリコプターを2基導入しております。市町の負担でございますが、平生町については17年度に要求がありましたが、町内の防除実績がないということで計上しておりませんでした。しかしながら、今年度に入り5.46ヘクタールの実績が出ているということで、他市町の農家であれば10アール当たりの単価が安いということで、今後につきましても、夏場の重労働となる農薬の散布については需要が増えてくるということで、18年度に予算組みをして支払うものです。

以上です。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 米・大豆は、田布施・柳井、広域で取り組んでいらっしゃるようですが、これは農協が管理するのでしょうか。それと、ニューファーマー就農円滑化事業の担い手の確保は、どの程度、新しい方が見込めるのか。見込みに立って予算組みをしていらっしゃるんだと思います。それと、防除用ヘリは、多分、稲の方の農薬散布だと思うんですけど、今、野菜なんかでも飛散農薬がすごい問題になっています。そのあたり、空中散布がいかがなものかというのと、場所が多分かなり限られると思うんですけど、そのあたりをお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 洲山経済課長。

経済課長（洲山 和久君） 大豆色彩選別機の導入は、JAの方が管理ということになります。

就農円滑化資金については、既に1人就農しており、18年度も1人就農される予定です。通常、生活費部分と申しまして、総務省の家計調査により、1人当たり月10万円となっております。平成19年度秋から新規就農です。町60万円、県60万円で予算組みをさせていただいております。

防除用ヘリの問題ですが、現状では、米の等級率が極めて低いということでございまして、現在、人力で行っている散布作業が機械化され労力軽減につながるということもありますし、また、



防除用作業が困難で稲作を断念する農家が増えてまいります。これにつきましても、防除用ヘリで地域的、時期的なまとまりができるということで、農薬散布量も軽減できるということでございます。住居が隣接する場合については声をかけたり、規定以上の風速では散布しないという配慮をしております。農薬散布につきましても、平生元気米研究会の方が散布しておられます。農薬取締法の改正により、農薬安全使用基準に基づきまして、周辺環境に配慮した防除、実はエコファーマー、平生元気米研究会は30名おられます。30%以下に控えれば、農薬の使用は可能となっておりますので、エコファーマーという形で、農薬使用量を下げて行っているのが現状でございます。

以上です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。増野洋樹議員。

議員（9番 増野 洋樹君） 90ページの商工振興対策費と次ページの町観光協会への補助金についてです。補助金という内容、当然なんですけど、補助金の性格、商工会に出すにしても、いろんな特定事業、中小企業の退職金共済を零細業者の従業員が入るのに補助をすとか、信用保証協会の保証料を近隣の市では、町もやっているところもありますが、保証料を一部負担すとか、平生町で言えば利子補給等の特定なものに対する補助金なら明確な事業目的がありますので非常にわかりやすいんですけど、一般的に振興対策ですとか観光協会への補助金は……。補助金自体を今まで鋭意努力されて、削減したり改善している点は評価をいたしますが、もらう方は、私もこういうのをもらう立場のところは長く勤めておりましたが、非常に便利ですが、出す方は非常に薄ぼんやりしているというか、はっきりしないんです。

例えば、商工会も収益事業で記帳代行の手数料や共済事業の手数料という事業もあるわけですから、アバウトな出し方じゃなく、もっと明確な補助金を、きちんと目的を特定して出すのなら、大いに私は町全般の商工業の発展、観光行政の発展ですからいいんです。漠然として出すんじゃなく、そういう補助金の出し方に変えていくべきだと私は意見として持っておるんです。その辺はいかがでございましょうか。

例えば、こういう事業をやるんで町として応援というとあれですが、補助をして一緒にやっついこういふ……。人的な問題ですとか法的な問題がありますので、こういう団体にお願いしようという趣旨ならいいんです。補助金をもっと大幅とれますか、大胆に見直してやっついこういふものがあるかないか、その辺をお聞きしたいんです。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、補助金も団体、事業に対していろんな形で補助金を出しています。特に、商工会に対する商工振興対策費は、ここ二、三年の間に大方半減ぐらいしておるのではないかと思うくらい、商工会の皆さんには大変厳しい財政状況について御理解をお願い申し上げておるとい状況です。331万円も、近隣市町の状況からいっても商工振興という観点から言えば、かなり低い状況で甘んじていただいております。私も本当に心苦しいようなところもあるんですが、何とか町の状況を御理解いただいて御協力をお願いしたいということで、中身につきましても毎年、総会に行き、商工会の決算状況等、拝見させていただいておりますし、担当の経済課も連携をとりながらやっておりますので、せっかくの町の補助金ですから有効に活用していただくように、現実にそういう形で頑張ってもらっていただくと受けとめております。

大胆に御無理をお願いしておるとい状況について御理解をお願い申し上げたいと思います。

議長（平岡 正一君） 増野洋樹議員。

議員（9番 増野 洋樹君） 御無理言うとか金額が少ないとか、それはそれで評価すべきことで、それだけ見ればいいんです。要は、中身だと言っているわけです。金額をこれ以上減らせと言っているわけじゃないんです。必要なら330万円を350万円にしても、商工業が発展して町の発展につながるならばしかるべきだと思います。性格的に、この補助金が子ども会ですとか音楽協会等の特定なボランティア的なものとは違うという意味を言っているわけです。特定な目的の事業を明確にして、それに対する要請とか稟議が上がってきたものについてはきちっと出すべきだと。そういう性格のものじゃないかという意味で言っているわけです。無理を言っているとか減らしているとか、近隣云々を私は言っているわけじゃないんです。これが、さっきも申しましたが、350万円になっても400万円になっても、それがつながればいいわけです。観光協会にしてもしかりです。そういう見方でしてください。

アバウトで出しているとわからんですよ。遊んでいるとは言いませんが、ひもつきと言ったら言葉は悪いですが、特定な目的の事業、明確なものに対して町が応援すべき、補助を出すべきだと。税金から出すわけですから。そういうものに対して出してくださいと言っているわけです。その辺の考え方、認識をきちっと持っていただきたいということです。これは要望で結構です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 92ページのイベント事業費に関してです。前回、アクシデントがありましたんで、満を持してということで、かなり予算組みもされながら、こういう事業が計画されておるんですけど、大づかみでいいですから、おおよそ、どういう計画なのか教えていただけませんか。

議長（平岡 正一君） 洲山経済課長。

経済課長（洲山 和久君） イベント事業のおおよその中身は、11月2日に海王丸が入港いたします。その際、歓迎式典、4日の午後、セイルドリル、5日の午前午後、一般公開、6日の午後の出港の際、送迎セレモニーを予定しております。

中身でございますが、謝礼と出ておりますけど、これは、来られたときの花束とか、来られるときに県警のバンドを予定しておりますので、そのお礼とか、いろいろこういうふうな形で見ております。

消耗品につきましても、いろんな消耗品等が入りますので、消耗品、印刷製本費、広告料、借上料という形で行っていきたくております。

以上です。

議長（平岡 正一君） 新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 修復された海王丸が来て、そのセーリングを主とされておるみたいですが、おおよそ来場する人数の問題だとか、委託料として保安警備、駐車場整備がありますから、その辺も、ある程度つかんでおられると思います。問題は、それだけの人数が来場されて、当然、地域に対してもアピールをしていくわけなんで、先般、あそこに回天が展示されたということも地域の人は関心を持っておるわけなんで、そこらの戦争遺跡、あるいは平和教育、こういうものとの結びつきはお考えになっていないのか。

それから、かなりの規模でやるとなると、人件費的なところがここには見えてきませんが、そこらは大丈夫なのかどうかについてお尋ねしたい。

議長（平岡 正一君） 洲山経済課長。

経済課長（洲山 和久君） 観光客数は、1日6,000人以上の予測を立てております。それにつきましては、駐車場の整備等も行っていくということで、これにつきましては、駐車場は草刈り程度を考えております。

イベント時の職員の経費ですが、あくまでもボランティアで行うこととしたいと思っております。ボランティアにつきましてはお知らせ版、工友会へのお願いや学校の生徒にもゴミ拾い等の協力を求めていますと、今のところ思っております。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 経済課長が申しあげましたように、11月2日から6日にかけて、海王丸に来港いただけるという通知をいただいております。それに向けて、おととしの事故がありましただけに、何とか成功をさせたいという気持ちでいっぱいだし、町民からも、大変期待をいただいています。予算組みもこういう形で、実行委員会のメンバーの皆さんから、さらに寄附を集めてでもやろうじゃないかというような大変強い御支援も一方でいただいておりますので、何とかこたえていきたくております。

先ほど、回天の御指摘がございました。ちょうど「出口のない海」の上映が秋から始まるということで、上映に向けて映画に関係したレプリカが実際にその中で使われておるわけですが、パネル展示を含めて、こういう時期にあわせてやれないかということで、もちろんこれは相手があるわけですからそのへんのこととか、回天にちなんだ形に合わせて計画ができないものかということで、今、内部的に検討させていただいています。

一つの大きな節目といえますか、町民の元気が出るようなものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（平岡 正一君） 新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 大変、御苦労が多いかと思うんですけれども、せっかくの機会でもあるし、期待もあると思うんで、ぜひ成功できるようによろしく要望しておきます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。安村忠男議員。

議員（15番 安村 忠男君） 103ページの負担金及び交付金についてお伺いたします。

先般の全員協議会においても、この問題については町長にお願いをしまいたったわけですが、広域消防組合の負担金につきましては組合議会の内容が新聞等で大きく報道され、多くの町民がこの問題について関心を持っておられます。合併ができなかったからということで負担金が大きくなっていくという認識は町民も持っていると私は感じております。

聞くところによりますと、10日に消防組合議会が開催されるということでございますが、その審議内容、決定事項について関心が高まってくるものと思っております。組合議会で3つの案が示されているということでございますが、平生町・上関町案は否決の可能性が強いのではないかと私は感じております。ということになれば、組合案、または柳井案に決まっていくのではないかとということで、当初予算に2億1,100万円の予算組みがしてありますが、この予算では到底足らないのではないかと思います。約3,000万円程度の追加となるものと感じております。財源の調整が、今後、大変な状態になってくるものと思っておりますが、この問題について、町長はどのように対応していかれるのかお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 広域消防負担金の問題につきまして、ただいま御質問をいただきました。

先般、全協でも御報告させていただいたように、先般、議会が開催されましたが、審議に入らないまま議会が流会という状況になっております。10日の夕方から臨時会が開催されますが、内容的には、再び同じ議案で議会の招集がかかっておる状況でございます。

平生とすれば、構成する1市3町、柳井市、周防大島町、平生町、上関町の数が、合併によって8つあったものが4つになったということで、均等割の部分が減るのが大きく影響するという状況でございます。我々とすれば、一方ではそういう状況はありながらも、構成しておる市・町の住民人口には変動がないわけです。たしかに、大島と柳井は合併し、大島の4町が1つになりました。しかし、広域消防組合を構成しておる人口に何らの変動もないわけですから、地域の住民にとってみれば消防サービスに変化はない。ただ、そのことによって負担が著しく増えるというのはいかなるものかということで、去年から協議を進めてまいりました。事務レベルで4度ばかり協議がされましたが結論に至らなかったということで、最終的に首長会議も持たれたわけですが、そこでも結論に至らなかったということです。もともと、16、17年については現行の形でいって、18年度からの負担については改めて協議をしようということで協議が開始されたわけですが、結局、まとまらないから元の規約に戻る。これを柳井、大島がおっしゃっているところです。我々は、決まらないのであるから、見直すのであるから、引き続き協議をしましょうと。とにかく、18年度の早い時期に結論を得る努力をしよう。その間は、お互いに痛み分けをして、この際、負担金問題については解決していったらどうかと申し上げさせていただいておるわけでありましてけれども、御承知のように、結局、構成市町の合意に至らないまま案が議会に示されるという極めて異例のことでございます。こういうことは、今までの歴史にもなかったと思っておりますし、お互いに了解した中で予算が提案されるのが一部事務組合の本来のあり方ではないかと思っております。いよいよあした議会にかけられるということですから、平生町は平生町の立場。そりゃ、1人当たりの消防の負担が柳井市は1万4,000円程度、上関は2万6,000円です。全部人口割でいっておるならまだしも、こういう極めて格差が生じておるという状況をいつまでも放置しておくわけにいかないと思うんです。この辺は、やっぱり協議をして、到達点といいますか、合意点を見だしていく努力を追求していかなければならないだろうと思っております。あしたの議会においても、平生町の考え方も申し上げさせていただきながら対応を進めていきたい。結果的にはどうなりますか、改めて結果については皆さんに御報告申し上げながら対応していきたいと考えております。

議長（平岡 正一君） 安村忠男議員。

議員（15番 安村 忠男君） ただいまの町長の答弁を聞きまして、あしたの組合議会を見なければ、はっきりしたことは私もよう言わないわけですが、何にしても、機構の見直し、今後に対する根本的な見直しを迫っていく必要があるのではないかと感じております。

広域事業が多くあるわけですが、合併しないからということで負担を被せられてくると、このツケは皆、町民に回ってきます。その辺もよく配慮されまして、今後の交渉、話し合いに臨んでいただきたいと思います。これは要望で結構です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計について質疑を行います。

まず、議案第10号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 国民保険税の歳入です。きのう、町長の提案理由説明の中で、介護給付金現年課税分を0.9%値上げと申されましたが、起点は1ですから、0.9と言ったら大体倍になるわけです。こういう所得割がされておりますが、どういう検討経過で1.9になったのか、説明をお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 松井町民課長。

町民課長（松井 稔君） 所得割の1.9については、いろいろパターンをつくりまして、3案ぐらいつくりまして、所得割、均等割、平等割をそれぞれ上げるパターンをつくり、国民健康保険審議会へ持って出て審議していただきました。所得割が約2倍になりますが、これが一番、個人負担が上がらないパターンということで、これに決定いたしました。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 所得割といいますと、40歳から64歳までの方の所得割です。

そうなる、小さい部分が倍になるわけです。そうすると、個々の加重負担は素晴らしく大きくなると考えられますが、その辺のことも検討されたかどうか、よろしくお願いたします。

議長（平岡 正一君） 松井町民課長。

町民課長（松井 稔君） 介護保険の需要が延び、介護納付金が現行の定率でいきますと、約1,000万円不足を生じます。これを補うため、4方式で税を課税しておりますけども、均等割、平等割、資産割をそれぞれ上げる検討をしました。不足分を補うには資産割（同ページに訂正発言あり）を1.9という形に持っていけないと1,000万円が補えない。失礼しました。所得割です。所得割を約倍になりますけども上げないと、到底、不足が補えないというものでございました。

以上です。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） いろいろ検討されたようですが、1人当たり直しますと、40歳から64歳までの方1人当たりどれぐらいの値上げになるんですか。

議長（平岡 正一君） 松井町民課長。

町民課長（松井 稔君） 改正による影響ですけども、所得の階層によっても違いますが、1人当たり2,000円から多くて3万5,000円くらい増になります。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午前11時から再開いたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

議案第10号について、引き続き質疑を行います。ほかに質疑はありませんか。河本史朗議員。  
議員（10番 河本 史朗君） 質問が趣旨に合っているかどうかですけど。6ページの徴収率について、当初から95%、現年度分についてです。それから7ページ、退職者の方は99%組んであります。町税についても、大体99%入る見込みという予算組みであったと思うんですが、保険税の一般分について、2億7,753万円の5%、1,387万6,000円が当初から入らないという見込みのもとに予算が組んであります。滞納分については出ておりますけど、今までの累積が幾らあるのかという明細はございませんが、漠然的にお尋ねしますが、収納率は実績に基づいて組んでいらっしゃることはわかるんですが、100%まではいかにしても、鋭意努力するという回答があったと思うんです。ここまで入れれば御の字かもしれませんが、東京都は職員が知恵を絞って、車の税金を滞納しておる者の車にロックをかけて使用できないようにするとか、悪質な人については差し押さえまでもやる。徴収は難しいわけですが、絶えず緩めず進めていく

には、当初からの希望と言ったらおかしいですが、徴収率が毎年同じなら、累積赤字がだんだん増えていくのは当然であります。おやりになるということは聞いておりますから、意気込みを含んで予算組みがしてあるわけですので、その辺についてお尋ねします。

議長（平岡 正一君） 松井町民課長。

町民課長（松井 稔君） 収納率は、一般分95%、退職者分99%という形で見えております。これは、おおむね今までの実績という形で上げています。徴収率、収納率の向上については努力していくということで来年度も変わりはありません。国保の方としては、滞納者に対しては短期保険証の交付やその際の収納相談の回数を重ねながら収納率を上げていきたいということで、決して95%を目途にしているわけではございません。今までの実績という形で今回も上げさせていただいております。

議長（平岡 正一君） 河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） おっしゃることはわかります。いかにして徴収率を上げていくかというのは、税の公平性というのが基本にあります。悪質な未納者については差し押さえをすとか、職員全員で協力しながら方法を講じていただきたいと思います。要望しておきます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第11号平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。増野洋樹議員。

議員（9番 増野 洋樹君） 予算そのものというよりは、関連での質問です。10月から田布施町の馬島航路と共同ということで高く評価をいたしますし、英断だと思います。当然、サービスが低下してはならないというのが大前提ですが、住民へのPR、啓蒙はどのように考えているか、まだ先ですが、具体的な案がありましたらお話ししていただきたいと思います。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） 長年にわたりまして、渡船の共同運航についてはやっと成果があらわれてくるということで、こうしてお話しできることを非常にうれしく思っておるわけでございます。島民の方々との協議、話し合いにつきましては、合併協議が始まった際から、その都度、必要な報告についてはしております。昨年、両島の代表者会議の組織が立ち上がりまして、2月に会合を開いております。今月20日過ぎには自治会総会が開催される予定ですので、小さいことも含めて、我々の方でお話しにまいりたいと思っています。

周知につきましては、この議会で御議決をいただきましたら、あと半年間ございます。この間に、広報やホームページに掲載するなど、あらゆる手段を使ってPRに努めてまいりたいと考え



ております。

議長（平岡 正一君） 安村忠男議員。

議員（15番 安村 忠男君） これまでも再々お願いはしておりますが、島民はもとより、一般の人にも佐合に渡りますので、その辺のPRもしていかなといけんと思います。要望で結構です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第13号平成18年度平生町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号平成18年度平生町老人医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第15号平成18年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第16号平成18年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。増野洋樹議員。

議員（9番 増野 洋樹君） 直接予算としてではなく、事業そのものについての質問です。今までも、つなぎ込みや負担金の納入については好調であると聞いておりますが、最初だけぱっと良くて、後がなかなか普及しないことでは困ります。先ほどの収納率の問題じゃないですが、事

業として大金をかけてやった以上、海もきれいになりますし、住民の生活も快適になるわけです。とはいうものの、一方では、独居といいますが、後継者のなかなか理解が得にくい。経済的な問題ということもあります。最後に残っていく部分が大きかったら、最初だけグラフがばっと順調にいても最後の方が問題ですので、その辺の見通しですとか、それに対するさらなるPR、つなぎ込みは3年以内というめどがありますけども、その辺の計画、現在までの状況と今後の計画について御説明いただきたいと思います。

議長（平岡 正一君） 安村下水道課長。

下水道課長（安村 和之君） 16年度、17年度に供用開始した世帯は404軒ございます。これに対して、現在までの使用開始世帯は142世帯、申請者を含めると149世帯ということになっております。進捗については、水洗化率でいきますと、世帯数で35%程度になっております。今後、供用開始区域も広がりますが、それぞれ水洗化の促進につきましては、きめ細やかな対応をしていきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 関連になると思いますが、12ページの水洗化促進補助金、合併浄化槽設置補助金、どの程度の人数でというような感じの内容をお願いします。

議長（平岡 正一君） 安村下水道課長。

下水道課長（安村 和之君） 水洗化促進補助金は、処理場の建設に伴って地元自治会と交わした覚書に基づいて、排水設備を設置する補助金を交付するものでございます。昨年までは、集会所建設等補助金という名称で予算計上しておりましたが、集会所建設が終わりましたので、今年度は水洗化促進の補助金として予算計上いたしております。新年度が最終年度ですので、13世帯分を予算計上いたしております。

合併浄化槽設置補助金は、処理区域の見直しで計画区域から除外されたところに対する合併浄化槽設置費補助金の予算計上でございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第18号平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 介護保険の保険料についてです。（発言する者あり）認定審査会、すみません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第19号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 介護保険の保険料についてです。今回4万2,000円ということで、月当たりに計算しますと3,500円ということになっております。前回の2,700円と比べますと、約3割アップです。3割上げると介護保険が成り立たないということになるのかも知れませんが、3割アップの検討はどういうふうに行われたのか、お聞かせを願いたい。

それと、繰入金の問題です。2,100万円繰入金が下がっているわけですね。この理由をお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 介護保険料が標準月額2,700円から3,500円にアップしました。検討の経過につきましては、介護保険給付費が、これまでの実績から考えまして相当上がってきております。その辺のことにつきまして、3,500円にどういうふうにしたのかあたりを説明したいと思います。

算出方法は、3期ですので18年、19年、20年度の3年間の介護給付費と第3期から新たに創設されました地域支援事業6,000万円の合計額27億1,271万5,000円に、65歳以上の第1号被保険者負担分の第2期は18%でしたが、第3期は19%に法で変わっております。19%を掛けた額から、国の調整交付金が5%。本町においては後期高齢者が多いということで7.05%と多く給付していただいておりますので2.05%多く入る予定です。この多く入る分を1号の負担額から差し引いた額が第1号被保険者が負担する保険料必要収納額となり、この額を3年間の1号被保険者数1万621人で除し、さらに12カ月で除したものが標準月額の保険料となります。本町には準備基金というのがありますが、17年度末で約3,000万円となる予定ですので、3年間で3,000万円のうち2,120万円取り崩すこととしており、これを先ほどの保険料必要収納額から差し引いて再計算したものが、お示ししました3,500円となるものです。

それから、一般会計から繰り入れている金額は1億4,269万9,000円です。399万円減額しておりますが、この金額でございましょうか。（発言する者あり）

4ページの繰入金の差額2,105万7,000円の内訳は、9ページの一般会計の繰入金が増え399万円と準備基金からの繰り入れ1,706万7,000円です。一般財源を使った繰り入れは、減額させていただいております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 今聞いていますと、ない袖は振れないというふうに感じたんですが、3割も上がるということになれば、高齢者の皆さんも大変な生活になると思いますので、今

から努力をしていただきたいということを要望して終わります。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第20号平生町国民保護協議会条例から議案第36号平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第37号熊南環境衛生組合の規約の一部変更についてから議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平生町土地開発公社の平成18年度事業計画及び資金計画並びに予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

### 日程第3．委員付託

議長（平岡 正一君） 日程第3、お諮りいたします。議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例、議員提出議案第2号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例及び議案第2号平成17年度平生町一般会計補正予算から議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号、議員提出議案第2号及び議案第2号から議案第41号までの件については、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（平岡 正一君） 本日は、これにて散会いたします。次の本会議は3月20日午前10時

から開会いたします。

午前11時28分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 山 名 喬 二

署名議員 細 田 留美子

平成18年 第2回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成18年3月20日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成18年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 議員提出議案第3号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 意見書案第1号 町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書
- 日程第6 合併問題調査研究特別委員会の設置について
- 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 議員提出議案第3号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 意見書案第1号 町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書
- 日程第6 合併問題調査研究特別委員会の設置について
- 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(14名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 新本 俊彦君  | 2番 淵上 正博君  |
| 3番 藤村 政嗣君  | 5番 山名 喬二君  |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君  |
| 8番 河内山宏充君  | 9番 増野 洋樹君  |
| 10番 河本 史朗君 | 11番 吉國 茂君  |
| 12番 鍛冶原重雄君 | 16番 福田 洋明君 |
| 17番 川本 健吾君 | 18番 平岡 正一君 |

欠席議員(2名)

13番 曾田 文彦君

15番 安村 忠男君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君

書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

|                        |        |              |        |
|------------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 .....               | 山田 健一君 |              |        |
| 政策調整室長兼出納室長 .....      |        |              | 佐竹 秀道君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ..... |        |              | 高木 哲夫君 |
| 企画課長 .....             | 吉賀 康宏君 | 町民課長 .....   | 松井 稔君  |
| 税務課長 .....             | 田尾 正昭君 | 健康福祉課長 ..... | 河野 孝之君 |
| 経済課長兼農業委員会事務局長 .....   |        |              | 洲山 和久君 |
| 建設課長 .....             | 栢本 和彦君 | 下水道課長 .....  | 安村 和之君 |
| 佐賀出張所長 .....           | 村上 勲君  | 財務班長 .....   | 池田 真治君 |
| 教育長 .....              | 合頭 興亞君 | 教委総務課長 ..... | 福本 達弥君 |
| 教委社会教育課長 .....         | 弘中 賢治君 |              |        |

午前10時00分開議

議長(平岡 正一君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

・

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(平岡 正一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、柳井靖雄議員、河内山宏充議員を指名いたします。

・

日程第2. 委員長報告

議長(平岡 正一君) 日程第2、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例、議員提出議案第2号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例及び議



案第2号平成17年度平生町一般会計補正予算から、議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、3月9日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。山名喬二産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長（山名 喬二君） 産業厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成18年3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第2号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項（以下、所管事項と言わせていただきます）、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項（以下、所管事項と言わせていただきます）、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第23号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号及び議案第41号につきまして、3月13日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て、慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第2号中所管事項、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号中所管事項、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第23号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号及び議案第41号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

議案第2号中所管事項については、児童環境づくり推進事業費のやないファミリーサポートセンターの対象区域とサービスの内容について質問があり、柳井市、田布施町、平生町の1市2町の取り組みで、サービス内容は保育園への送迎が主なものであるとの説明を受けました。保育所運営費について、委託料減額の理由は何かとの質問に対し、法人保育園通所児童が当初予定よりも減少したためであるとの説明を受けました。

次に、農業振興費について、農業近代化資金の利子補給率と利用者は何人であるか、また、償還の据置期間はどのくらいであるかとの質問に対し、利用は7件で、利子補給は1月現在の基準金利2.85%に対し、1.25%を県と町で2分の1ずつ補給しており、据置期間については、資金種類によって異なるとの説明を受けました。

地籍調査費について、佐賀地区の細部測量の予定はあるのかとの質問に対し、費用もかかるこ

とであり、他地区も含め必要性を調査し、今後の課題として検討したいとの説明を受けました。

議案第3号、議案第5号、議案第6号については、質疑はありませんでした。

議案第7号については、工事監督業務委託料の増額は処理場にかかるものであるかとの質問に対し、処理場の施工監理監督業務であり、繰越対象の予算であるとの説明を受けました。

議案第8号については、高額介護サービス費増額の財源は基金から繰り入れるのかとの質問に対し、国県負担金の対象ではあるが、概算交付後の補正となることから、一たん基金に繰り入れて、その後、精算するとの説明を受けました。

議案第9号中所管事項については、戸籍住民基本台帳費の戸籍電算化業務の内容について質問があり、平成15年から20年度までの債務負担による5カ年事業で、電算移行業務と機械借上を含めたものであるとの説明を受けました。加えて、効率的な電算システムを構築し、電算業務委託を圧縮するようにとの要望がありました。

次に、遺家族等援護費について、戦没者慰霊祭への出席状況と会場を統合した場合の交通手段について協議をしたかとの質問に対し、平成17年度の出席者は535柱中207人で、交通手段については近隣の状況も参考にし、遺族会と協議した上で、バス等は出さないことで理解をいただいているとの説明を受けました。

保健衛生費の柳井地域救急医療の内容について質問があり、柳井医療圏域1市4町で取り組むものであり、休日、夜間の急病患者に対する経費の負担であるとの説明がありました。

次に、農業振興費の防除用ヘリ導入事業について、周辺への農薬飛散の影響は考えているかとの質問に対し、1ヘクタール以上の地域的まとまりの中で行われるものであり、散布に当たっては、周辺圃場や民家への声かけ、風速による散布制限も行っていくとの説明を受けました。また、実施に当たっては事業者とよく協議し、周辺へ不安を与えることのないようにとの要望がありました。

次に、平生港イベント事業費について、タグボートの行う業務及び業者選定の方法について質問があり、タグボートは、入港時、出港時に曳航するためのもので、業者選定は、入札または見積入札の方法で行うとの説明を受けました。

次に、道路橋梁費の賃金の内容及び住宅費の住宅解体場所はどこであるかとの質問に対し、賃金は町道の草刈作業員2人にかかるもので、住宅解体については吉原と田布路木を予定しているとの説明がありました。

また、港湾費について、公園管理委託料はどこに対するものであるか、また、県負担金の内訳について質問があり、公園管理は平生ポートパークにかかるもの、県負担金は百済部、新地、田名、阿多田、水場の継続事業にかかるものであるとの説明を受けました。

議案第10号については、徴収嘱託員賃金の内訳と効果の見込みについて質問があり、税務課

で雇用している2名のうちの1名分を計上しているものであり、東部地方税整理組合が解散したことを受け、勤務日数、対応時間を増やして対応するもので、従前の効果を落とさないよう努力するとの説明を受けました。

議案第12号については、事業の方向性について質問があり、4月に町村会事務局が統合し、10月に一部事務組合化され交通共済事業が継承されることになっており、市も加入できるような事業になってくるとの説明を受けました。

議案第13号については、簡水に事業用はあるのか、また、水道料金は企業団と同額かとの質問に対し、水道料金は同額で、事業用は存在しないとの回答がありました。加えて、簡水事業の水道企業団への統合を検討されるようにとの要望がありました。

議案第14号については、質疑はありませんでした。

議案第15号については、工事を進める上で、対象地域の世帯構成等を加味しているかとの質問に対し、許認可区域の密集地を中心に工事を進めており、世帯構成は加味していないとの説明を受けました。また、今後は水洗化率を上げることを優先に、認可区域を設定していきたいとの説明がありました。

議案第16号について、手数料及び肥料売払収入の内容について質問があり、手数料については、水産加工業者以外の者が持ち込んだときのものであり、売払収入については、実績見込みにより計上しているとの説明がありました。

議案第17号について、来年度の工事区間はどこかとの質問に対し、丸山、名切、上組地区であるとの説明を受けました。

議案第18号については、質疑はありませんでした。

議案第19号については、一般財源からの繰入金は今後も増加するかとの質問に対し、町の負担率は法で規定されており、この規定に変更のない限り、給付費の伸びにあわせ繰入金も増加していくとの説明を受けました。

議案第23号については、委員になる方はどういう方で、どのような審査が行われるのかとの質問に対し、福祉に精通した方の中から選任し、サービス利用者に対する審査を行うことになるとの説明を受けました。

議案第29号については、質疑はありませんでした。

議案第30号については、児童福祉法第56条第3項の規定とは何かとの質問に対し、保育料を取ることができる根拠をうたったものであるとの説明を受けました。

議案第31号については、委員定数は上限の5人を考えているのかとの質問に対し、初めての試みであり、当初は5人を考えているとの説明を受けました。これを受け、審査会の状況確認後は委員数や開催回数を調整するようにとの意見がありました。

議案第32号については、質疑はありませんでした。

議案第33号については、不燃性粗大ごみの持ち込みについて、自然災害時には町長の裁量で迅速に対応してほしいとの要望がありました。

議案第35号については、質疑はありませんでした。

議案第36号については、保証人から提出させる書類はどのようなものがあるかとの質問に対し、所得証明、納税証明等の提出をお願いしているとの説明がありました。

議案第37号については、細部の取り決めについては島民とよく協議し、共同運航を開始したいとの補足説明がありました。

議案第38号については、現状から判断し、早い時期に今後の方向性を決めてほしいとの意見があり、それを受け、地域医療全体の動向を分析しながら、今後、検討していきたいとの答弁がありました。

議案第39号については、質疑はありませんでした。

議案第40号については、請負業者はどこであるかとの質問に対し、JFEエンジニアリング、元の日本鋼管であるとの回答がありました。

議案第41号については、質疑はありませんでした。

以上が、産業厚生常任委員会の付託を受けました議案の審議経過と結果であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（藤村 政嗣君） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成18年3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第2号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、繰越明許費、債務負担行為、地方債（以下、所管事項と言わせていただきます）、議案第4号、議案第9号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用（以下、所管事項と言わせていただきます）、議案第11号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第34号、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号につきまして、3月15日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て、慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を申し上げます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第2号中所管事項、議案第4号、議案第9号中所管事項、議案第11号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第34号につきましては、すべて全会一致で承認することにいた

しました。

議案第20号、議案第21号及び議員提出議案第1号については、賛成多数で承認することにいたしました。

議員提出議案第2号については、賛成少数で否決することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

議案第2号中歳入全般について、特別交付税減額の理由は何かとの質問に対し、県より前年対比マイナス20%を見込むように言われており、これを受けての減額であるとの説明を受けました。

歳出について、情報通信費の印刷製本費が減額となった理由は何かとの質問に対し、広報誌印刷にかかる入札減であるとの説明がありました。財産管理費について、リサイクル料減額の理由は何かとの質問に対し、車検に伴うリサイクル料が当初未確定であったためであるとの説明を受けました。企画振興費について、地方バス路線維持対策費の対象は何路線であるかとの質問に対し、4路線であるとの回答がありました。

次に、消防費について、備品購入費の小太鼓セットは何をするものであるかとの質問に対し、日本防火協会の助成事業によるもので、消防啓発活動として幼年消防クラブに使用されるためのものであるとの説明を受けました。

次に、債務負担行為について、今回の補正は指定管理者制度への移行に伴い生じたものかとの質問に対し、指定管理者との契約が18年4月から5カ年となっているため、3月の補正に計上したとの説明がありました。地方債については、実際の運用は何パーセントかとの質問に対し、政府資金の30年借り入れで2.1%であるとの回答がありました。

議案第4号については、共同運航により、どの程度の予算縮減ができるかとの質問に対し、来年度は半年分の予算であるため、年間での正確な推計は困難であるが、両町で年間1,000万円は縮減できる可能性が高いとの説明を受けました。

議案第9号中歳入全般については、雑入の職員給与費負担金及び庁舎共通設備費の内容について質問があり、職員給与費負担金については、町が出向職員の退職手当負担金を支出したことに対する出向先からの戻入、また、共通設備費については、第4庁舎の一部を介護認定審査会に使用していることによる認定審査会のリース料の負担分であるとの説明を受けました。また、都市計画税の導入について検討しているかとの質問があり、取り組むべき具体的な課題としてとらえており、18年度中に方向づけができるよう検討していきたいとの答弁がありました。

歳出について、一般管理費の複写機は何年リースであるか、また、人材育成奨励費とは何であるかとの質問に対し、複写機についてはリース料ではなく使用料を支払う制度としていること、また、人材育成奨励費は人材育成基金の廃止により、平成17年度から一般会計に計上している

もので、全国大会出場者に対し1人5,000円顕賞しているものであるとの説明がありました。

企画振興費について、阿多田地区の案内看板はどこに立てるのかとの質問に対し、県道の上下線、公園及び交流館の案内看板を設置するものであるとの説明を受けました。交通安全対策費について、交通指導員はどこで立哨しているかとの質問に対し、西浜、下横、曾根、佐賀小周辺に立哨するようお願いしているとの説明がありました。

賦課徴収費については、徴収嘱託員は何名であるかとの質問に対し、一般会計で1名分、国保会計で1名分の予算を計上しており、計2名であるとの説明がありました。また、前納報奨金減額後の収納結果はどうであったかとの質問に対し、16年度の町県民税前納件数54%が17年度は53%、固定資産税73.4%が71.4%になったとの説明を受けました。

次に、消防費について、消耗品費の内容について質問があり、団員の作業着等被服関係及び消防資機材購入に充てる予定であるとの回答がありました。それを受け、降雨期の水没多発箇所へ出勤する団員へ長靴、カッパを支給するよう要望があり、順次支給を検討したいとの答弁がありました。

次に、小学校費のコンクリート圧縮強度調査の内容について質問があり、コアの圧縮による劣化調査であるとの説明を受けました。また、就学援助費予算の減少理由は何かとの質問に対し、該当基準の変更により対象者が減少したためであるとの説明を受けました。

次に、社会教育費について、回天説明看板の内容について質問があり、阿多田交流館前の回天レプリカにかかる説明看板であるとの説明を受けました。加えて、歴史民俗資料館のピロティに保存してある実物回天との有機的な連携を取るよう要望がありました。

議案第11号については、質疑はありませんでした。

議案第20号、議案第21号について、国民保護協議会の役割は何かとの質問に対し、保護計画をつくる上で、指導、協力をいただくことが最初の役割と認識しているとの説明がありました。また、実態が明確でない段階での拙速な条例制定は避け、住民へ周知しながら議論を深めるべきとの意見があり、それを受け、住民への浸透が浅いことは承知しているが、法の規定により、国・県に連動し、有事に備えるという意味で制定が必要となっているもので、今後、住民への対応は十分に取っていききたいとの答弁がありました。

議案第22号、議案第24号については、質疑はありませんでした。

議案第25号については、職員組合との調整はついているのかとの質問に対し、合意の上での上程であるとの回答がありました。加えて、給料を下げることなく元気な職場づくりができるよう努力してほしいとの要望がありました。

議案第26号については、公務員バッシングという社会の潮流に幻惑されることなく、労使がお互い切磋琢磨できるシステムを構築するようとの要望がありました。

議案第27号、議案第28号、議案第34号、議員提出議案第1号については、質疑はありませんでした。

議員提出議案第2号については、審議会の意見は尊重すべきであり、住民との信頼関係を確立する意味でも、議案を提出したものであるとの補足説明がありました。

以上が、総務文教常任委員会の付託を受けました議案の審議経過と結果であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（平岡 正一君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） それでは、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨は賛同、理解するものの、具体的な方策としてはいかなものか疑義を持っておりますので、反対の立場から討論をさせていただきます。

報酬は、議員の役務の提供に対する反対給付としてなされているものであります。平生町の議員報酬は、平生町報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給されていますが、第6条2項で期末手当等の支給が定められ、年額報酬に換算し、約24%分が支給をなされています。常勤としての特別職、また、職員同様に期末手当等が支給されていることに疑問を持っております。改革という立場から、また、現下の財政状況からかんがみした場合、まず、この期末手当等の支給額に近い数字をもって減額をなすべきと考え、反対の立場から討論させていただきます。

議長（平岡 正一君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。吉國茂議員。

議員（11番 吉國 茂君） 議員提出議案第1号についての賛成討論をさせていただきます。

我々、平生町といたしましては、議員報酬ほか、他町村に先駆けてカットなどを行ってきております。これが、他町村と比較して高い数字にあるとはとても思えませんし、また、報酬以外にも議員定数削減や研修費など、抑制もあわせて行っており、簡単に適正な報酬とは何かというのが出せない現状で、これを継続するというを私は支持するものであります。また、一度下げると、なかなか住民の理解を得て上げる理由を見つけるのは難しいものであります。今、在籍している議員だけの限定的なものとはいいながら、そういった状況の中で、新たに職を持たれて町のために働こうと、新たに議員に出られる方に対して、少なからず影響を及ぼすものと思っておりますし、報酬と給料は別ものとはいえ、特に、横並びに見られます職員の給与とか他町村の議

員の動向にも影響します。こういったことから、私は現状を継続するのがいいと考えております。

特に、第2号議案で出されました特別報酬等審議会の答申に対してのことでありますが、その答申はそれなりに尊重されなければいけないと思っております。しかし、答申とは、諮問するということに対して、予算がこうだから10%を20%にするんだとか、具体的に諮問の項目を狭めて諮問するのが本当だと私は思っております。ただ、一般的に町長、教育長、議員報酬はいかがあるべきかという諮問の仕方、1時間30分で適正な議員の報酬が審議されるとはとも思えません。しかし、それなりに民意でありますので尊重はしなければいけません。

もう一つ申し上げたいのは、今から民間を登用しての行革大綱評価委員とか、民間人から選出されて答申が出される可能性があります。そうしたときに、今回がそう言うんでありませんが、町長が提案して町長が指名した者が評価をすることに対して議員が口を出せないということは、議員の行動を狭めるものであると思います。ただ、議会特別委員会がありながら、それを行ってこなかったことに対して自戒を込めまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（平岡 正一君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決いたします。まず、議員提出議案第2号削減率を20%とする平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の件を起立により採決いたします。

議員提出議案第2号に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第2号の件は否決されました。

次に、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議員提出議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号の件は原案のとおり可決されました。



次に、議案第2号平成17年度平生町一般会計補正予算から、議案第8号平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第2号から議案第8号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第8号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成18年度平生町一般会計予算の件を起立により採決いたします。議案第9号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第10号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計予算から、議案第18号平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第11号から議案第18号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第11号から議案第18号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第19号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平生町国民保護協議会条例及び議案第21号平生町国民保護対策本部及び緊急措置事態対策本部条例の件を一括起立により採決いたします。議案第20号及び議案第21号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第20号及び議案第21号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例から、議案第28号平生町税減免条例の全部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第22号から議案第28号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第22号から議案第28号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第29号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第29号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号保育所に関する保育の実施並びに保育料徴収条例の一部を改正する条例及び議案第31号平生町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の件を一括起立により採決いたします。議案第30号及び議案第31号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第30号及び議案第31号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号平生町介護保険条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第32号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第32号の件は原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第33号平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から、議案第36号平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第33号から議案第36号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第33号から議案第36号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号熊南環境衛生組合規約の一部変更についてから議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの件を一括起立により採決いたします。議案第37号から議案第41号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第37号から議案第41号までの件は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 . 同意第1号

議長（平岡 正一君） 日程第3、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、去る3月8日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会で慎重に御審議賜りましたこと、まずもって、厚くお礼を申し上げます。そして、ただいまは予算18件、条例17件、事件5件につきまして御議決を賜りまして、まことにありがとうございました。また、議員報酬につきましても、主体的に議員提案として削減されましたことに敬意を表し、改めてお礼を申し上げます。

新年度予算におきましては、「持続可能な行財政基盤の確立と協働のまちづくりパート2」をテーマといたしまして、第四次行政改革大綱初年度にも当たることから、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは人事案件1件でございます。それでは、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に搭載された事項に関する不服申し立てを

審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、御承知のとおり、長迫の松田宏治さん、弁上の田中稔さん、尾国5区の銭廣英男さんの3名の方を選任させていただいておりますが、そのうち、松田宏治さんの任期が3月23日で満了となります。松田さんは、平成12年から2期6年にわたりお勤めをいただいておりますが、再度、選任いたしたいと存ずるものであります。松田さんの略歴は別紙として添付させていただいておりますが、平生町役場に37年余り勤務され、特に、税務行政に精通された方でございますので適任者と判断いたし、ここに地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものでございます。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

#### 日程第4 議員提出議案第3号

議長（平岡 正一君） 日程第4、議員提出議案第3号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） それでは、御提案いたしております議員提出議案第3号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、昨年12月15日に提案され、本会議と付託先の総務文教常任委員会で慎重審議の

上、全会一致で可決されました平生町課制条例の一部を改正する条例に伴いまして、平生町議会委員会条例第2条の産業厚生常任委員会の所管の改正をいたすものであります。すなわち、産業厚生常任委員会の下水道課を削除するものであります。

以上、平生町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、今回、6名の提出者を代表して提案いたすものでございます。議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議いただき御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第3号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5．意見書案第1号

議長（平岡 正一君） 日程第5、意見書案第1号町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、御提案いたしております意見書案第1号町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書につきまして御説明申し上げます。

道路は、豊かな町民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、少子高齢化が進展している中、活力ある地域社会を形成し、地球規模での環境問題に対処し、安全・安心を実感できる国土の実現を図るには、道路整備は引き続き重要となっております。

しかしながら、本町の道路整備はいまだ不十分であり、主要幹線道路である国道188号線バイパス未整備部分の早期着工、県道光上関線、県道大野南長迫線の早期改良及び新たな都市形成

に向けた都市計画街路中央線第2期分等の早期整備が強く望まれているところであります。よって、本町議会は政府並びに国会に対し、道路交通への依存度が高い地方におきましては引き続き道路整備の推進が不可欠でありますので、平成19年度の予算編成に当たっては、道路特定財源はすべて道路整備に充当すること。地方の実情に応じた道路整備が着実に推進できるよう、大幅に不足している道路整備財源を確保することを強く要望するものであります。

以上、町民生活を支える道路整備財源確保を求める意見書につきまして、今回、6名の提出者を代表して提案いたすものであります。議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の件について、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6．合併問題調査研究特別委員会の設置について

議長（平岡 正一君） 日程第6、合併問題調査研究特別委員会の設置についての件を議題いたします。

お諮りいたします。合併問題の調査研究に関する事項については、14名の委員で構成する合併問題調査研究特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、合併問題の調査研究に関する事項については、14名の委員で構成する合併問題調査研究特別委員会を設置し、これに付託して閉会中

の継続調査とし、調査期限を調査終了までとすることにしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま設置されました合併問題調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において、福田洋明議員、安村忠男議員、曾田文彦議員、鍛冶原重雄議員、河本史朗議員、吉國茂議員、増野洋樹議員、河内山宏充議員、柳井靖雄議員、細田留美子議員、山名喬二議員、藤村政嗣議員、淵上正博議員、新本俊彦議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。

よって、合併問題調査研究特別委員会の委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。午前11時20分に再開いたします。

午前11時00分休憩

.....  
午前11時20分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

ただいま、合併問題調査研究特別委員会委員長から、委員会を開催し、委員長に河本史朗議員、副委員長に藤村政嗣議員を互選したとの申し出がありましたので御報告いたします。

.....  
日程第7．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（平岡 正一君） 日程第7、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、産業厚生常任委員長及び総務文教常任委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。産業厚生常任委員長及び総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

.....  
議長（平岡 正一君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成18年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前11時21分閉会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 柳 井 靖 雄

署名議員 河内山 宏 充